

令和 2 年

第 5 回定例会会議録

令和 2 年 9 月 9 日

）

令和 2 年 9 月 24 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第25号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日 [第1号] (9月9日 (水))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 報告第10号 専決処分(田上町地域学習センター補強・改修 及び増築工事変更請負契約)の報告について	15
○日程第 5 報告第11号 継続費の精算報告について	15
○日程第 6 同意第13号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	16
○日程第 7 承認第13号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算 (第5号))の報告について	17
○日程第 8 承認第14号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第 6号))の報告について	17
○日程第 9 承認第15号 専決処分(同年度田上町水道事業会計補正予算 (第2号))の報告について	17
○日程第10 議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定について	18
○日程第11 議案第43号 地域学習センター備品購入契約について	19
○日程第12 議案第44号 田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入	

		契約について	19
○日程第13	議案第45号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号） 議定について	20
○日程第14	議案第46号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）議定について	20
○日程第15	議案第47号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）議定について	20
○日程第16	認定第1号	令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて	22
○日程第17	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	22
○日程第18	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について	22
○日程第19	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	22
○日程第20	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	22
○日程第21	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について	22
○日程第22	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	22
○日程第23	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	22
○日程第24	一般質問		27
	5番 小嶋謙一君		27
	1番 小野澤健一君		36
	4番 渡邊勝衛君		48
	7番 今井幸代君		61
○散会			73
○議事日程第1号			74

会期第2日 [第2号] (9月10日 (木))

○招集年月日、招集場所	77
-------------------	----

○出席議員	77
○欠席議員	77
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	77
○本会議に職務のため出席した者の氏名	77
○開 議	78
○日程第 1 一般質問	78
3番 藤田直一君	78
13番 高橋秀昌君	87
11番 池井豊君	100
12番 関根一義君	110
8番 椿一春君	120
6番 中野和美君	122
○散 会	129
○議事日程第2号	130

会期第16日 [第3号] (9月24日 (木))

○招集年月日、招集場所	131
○出席議員	131
○欠席議員	131
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	131
○本会議に職務のため出席した者の氏名	131
○開 議	132
○日程第 1 承認第13号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告について	132
○日程第 2 承認第14号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告について	132
○日程第 3 承認第15号 専決処分(同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号))の報告について	132
○日程第 4 議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定について	134
○日程第 5 議案第43号 地域学習センター備品購入契約について	135
○日程第 6 議案第44号 田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約について	135

○日程第 7	議案第 45号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号） 議定について ……………	137
○日程第 8	議案第 46号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）議定について ……………	137
○日程第 9	議案第 47号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）議定について ……………	137
○日程第 10	認定第 1号	令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて ……………	140
○日程第 11	認定第 2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について ……………	140
○日程第 12	認定第 3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	140
○日程第 13	認定第 4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	140
○日程第 14	認定第 5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について ……………	140
○日程第 15	認定第 6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	140
○日程第 16	認定第 7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について ……………	140
○日程第 17	認定第 8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について ……	140
○日程第 18	請願第 1号	「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し 私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成 増額・拡充を求める意見書」の採択を求める 請願について ……………	146
○日程の追加		……………	149
○追加日程第 1	発委第 1号	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私 立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成 増額・拡充を求める意見書について ……………	149
○日程第 19	発議第 3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財 政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求め る意見書について ……………	152

○日程第20	議員派遣の件について	154
○日程第21	閉会中の継続調査について	154
○閉会		155
○議事日程第3号		157

田上町告示第25号

令和2年 第5回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月26日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和2年9月9日
2. 場 所 田上町議会議場

令和2年 第5回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 9 (水)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会
		本会議終了後	委 員 会 広報常任委員会
9. 1 0 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
9. 1 1 (金)			議案調査
9. 1 2 (土)			(休 会)
9. 1 3 (日)			(休 会)
9. 1 4 (月)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 5 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 6 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 7 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 8 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 9 (土)			(休 会)
9. 2 0 (日)			(休 会)
9. 2 1 (月)			(休 会)
9. 2 2 (火)			(休 会)
9. 2 3 (水)			議案調査

9.24(木)	午後 1:30	本会議	・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会
---------	---------	-----	--

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和2年第5回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第10号	専決処分（田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事変更請負契約）の報告について
報告第11号	継続費の精算報告について
同意第13号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
承認第13号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について
承認第14号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について
承認第15号	専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告について
議案第42号	田上町地域学習センター条例の制定について
議案第43号	地域学習センター備品購入契約について
議案第44号	田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約について
議案第45号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について
議案第46号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第47号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
認定第1号	令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

第 1 号

(9 月 9 日)

令和2年田上町議会
第5回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年9月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めまして、おはようございます。本日、令和2年第5回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和2年第5回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございました。

今年の夏は、梅雨明けは遅かったものの、昨年引き続き記録的な酷暑に見舞われております。つい先日も台風9号、10号、続けて九州を中心にした地域に大変大きな被害を引き起こしました。いまだにまだ広い区域にわたって停電が続いているというふうな状況でございます。一日も早く復帰をされることをただただ願うばかりでございます。そして、依然としてコロナ禍の真ただ中にあることから、さらなる災害が発生することがないように切に願っているところでございます。

一方、国政におきましては、安倍首相の辞意表明がございました。新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立が喫緊で最大の課題でありますので、次期政権には政治の空白が生じないよう、迅速に適切に取り組んでいただくことを望んでおります。

さて、今定例会におきましては、報告案件が2件、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件、令和2年度の一般会計等の補正予算で専決処分の報告が3件、地域学習センター条例の制定、契約の締結が2件、新たな新型コロナウイルス対策費も盛り込んだ令和2年度の一般会計及び各特別会計の補正予算3件、令和元年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件、合計20案件をご提案申し上げます。今議会は、決算議会ということで長期になろうかと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時04分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

5番 小 嶋 謙 一 議員

6番 中 野 和 美 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日9日から24日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9日から24日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の5月分、6月分、7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び92条第1項の規定によってお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情、要望等は、湯田上温泉旅館協同組合からの要望書の1件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明の出席を求めています。

以上で議長の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) おはようございます。去る8月6日、役場の大会議室で総務産経常任委員会所管事務調査を行いましたので、報告いたします。

このたびの所管事務調査は、田上町商工会に加盟する事業所における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の現状について調査を行いました。産業界の実情においては、議員の皆さんには既に承知のことと思いますけれども、所管事務調査ということでここで改めて報告させていただきます。

最初に、商工会事務局から新潟県商工会連合会がまとめた新型コロナウイルスに関する特別相談窓口の相談状況、田上町商工会がまとめた各産業部会の感染症に関するアンケート調査結果、各部会が作成した田上町プレミアム付き商品券及び飲食券の集計について説明を受けました。新潟県商工会連合会の中小企業景況調査は、3か月ごとに年4回実施しています。4月から6月期の企業景況は、リーマンショック直後に相当する低水準にあり、新しい生活様式や感染予防対策など新たな経営課題にも直面し、給付型事業支援のニーズは高まっているものの、根本原因は資金繰りの悪化にあり、スピード感を持った対応が必要であると結んでいます。商工会における感染症に関する調査結果は、議会にその都度示されています。今回の所管事務調査において、業況と今後の見通しや課題に加え、これまでの支援に対する意見などを聞くことができました。町の産業界の実情は、予想以上に厳しい経営を強いられています。

各部会における喫緊の課題の一部を述べますと、観光及び商業部会では、人の動

きが少なく、事業の継続やキャンペーン割引が終わった後の状況を不安視しており、感染予防から来店の制限や時短営業を考えている商店もあります。工業部会は、雇用調整助成金を活用して従業員を一時休業させている中で、社会保険料や厚生年金の事業所分が経営に重くのしかかっています。建築部会は、元請の受注状況で仕事量が左右され、雇用調整弁になっているという根底に弱さがある中で、新型コロナウイルス感染の影響は資材調達に滞りや発注先に工事の中断を迫られるなど、地元下請事業者の経営を圧迫しています。建設土木部門では、今後公共事業の縮小が始まると予想され、先行きに不安感を抱いています。新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、売上げが低迷している事業所の存続は資金繰りにかかっており、既に資金融資を活用している事業所は再度借入れを起こすこと自体が厳しく、金融機関も応じてくれないことを危惧しており、今後も設備や固定費等に費用がかかり、赤字による納税を危ぶむ声も聞かれました。全業種とも事業に対する継続した支援の第二弾を強く望んでいます。固定資産税の減免措置のほか、雇用調整助成金申請が簡素化されているので、制度を見直し、自ら申請し活用している事業所には、申請費助成相当額の10万円を一律給付といった提案もありました。また、事業主の高齢化や後継者問題を抱えており、これを機会に事業を閉める考えのあることや、行政は地域経済に活性化を見いだすためにも従業員にPCR検査、これは1名1万4,800円と聞いております。この検査を受けさせる費用の補助を望んでいることも分かりました。委員から、行政は今後どういう考えに基づいて支援をやっていくことが必要なのか、業界における考えを問う意見がありました。工業部会から、町内は技能を大事にしている業者が多く、このため絶対雇用を守る覚悟で取り組んでいる。雇用調整助成金の期間が12月末までに延長されたことで廃業せずに済んだ事業者もいる。商業部会から、新型コロナウイルスの影響は業種によって差がある中で、支援に対する評価をしなければならぬ状況にありました。プレミアム商品券の発行は効力があり、今後道の駅オープンに合わせた継続的な支援をお願いしたいということでもあります。観光部会から、町民限定プランを県民も使えるようエリアの拡大を望んでいるほか、観光産業の先を見越した中での新しい観光整備、これも必要だと考えています。

また、最後に副会長から町長に、今後第二弾、三弾の支援の中で一番困っている判断を誰がどのように捉えていくのかといった意見もあったことを申し添え、報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。社会文教常任委員会所管事務調査についてご報告を申し上げます。

社会文教常任委員会は、7月31日に開催をいたしまして、協議題は教育委員会のGIGAスクール構想についてです。今回は、GIGAスクール構想のこの事業についての今後のスケジュールや様々な諸課題につきましての整理、そして今後そういったものに対してどのように対応していくのかということについて、当局の考え方、そして協議を行いました。事業の内容は、これまでの定例会での予算審議や全協等で皆さんご承知のとおりかと思しますので、割愛をさせていただきますが、端末やネットワーク整備に関しましては、2月末までに整備の完了を進める予定となっております。教師用デジタル指導書や教育支援ソフトの導入、児童の端末の持ち帰りの検討、そして持ち帰りを可とする場合、フィルタリングや家庭の通信環境が不十分な場合の対応などを整理をし、今後の検討を進めていきたいとの説明がありました。また、教職員の研修として町教育研究会への支援策ということで、プログラミング教育部会への指導主事による支援や端末購入契約時に各校の教職員研修の実施を付加していくということで対応していきたいとの説明を受けております。各校の教職員にとりましては、こういったICTを活用した教育、1人1台の端末を持った教育というのは全く初めての取組というふうになるために、試行錯誤をするための時間の確保ですとか、授業時数などの調整が必要となってくるのではないかとのことです。そして、情報リテラシーのそういった教育の実施が相当重要になってくる、欠かせないというふうになってきます。そういった中で、田上町ICT教育指導計画を策定をし、各校でICTを組み込んだ各教科や領域の年間指導計画の策定、町のICT使用マニュアル、そして各校のICT使用マニュアルをそれぞれ策定をしていく予定となっております。また、授業や教育活動においてもこういった端末が、子どもたちがふだん使用している鉛筆、ノートと並ぶマストアイテムとなることから、新たな管理方法への見直しやその構築が必要となってくるという考え方も示されました。今回は、それに対して具体的な対応策を示すということではなく、今後の方向性を聞き、考え方を伺いまして、町が今後検討を進めていく、策定をしていく計画を議会としても、委員会としてもしっかりと見守っていきたいなというふうに考えております。

そして、報告事項といたしまして、町民課からは国民健康保険の保健事業で検討

を進めている、インフルエンザ及びおたふく風邪の予防接種費用助成についての説明を受けました。昨今増加する医療費抑制や疾病予防、子育て支援や新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮し、被保険者にそれぞれ1回1,500円を助成し、必要予算としては187万3,500円程度を見込んでいるとの説明でした。また、国保に関して、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請数は、7月28日現在で15件と報告を受けました。保健福祉課からも介護保険料の減免や国が実施する低所得の独り親世帯の臨時特別給付金について説明があり、委員からは、対象となる世帯はもちろんだが、なる可能性のある世帯へもしっかりと案内をし、申請を促すようにとの意見があり、そういった部分も踏まえて対応したいというふうな答弁をいただいております。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） 令和2年度三条地域水道用水供給企業団議会の報告を行います。

令和2年三条地域水道用水供給企業団議会第2回定例会が7月28日に企業団事務所議場にて開催されました。上程された議案は、議第1号 監査委員の選任について、議第2号 令和元年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号 決算の認定についてであります。議第1号 監査委員の選任を除く議第2号と認定第1号の意見が一括上程されました。

議第1号 監査委員の選任については、議員の中から議会の同意を得て、長橋昇議員が選任されました。

議第2号 令和元年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金、5億7,860万6,994円をそれぞれ減債積立金3億1,089万5,090円と組入資本金2億6,771万1,904円に分けて利益剰余金処分額として処分し、翌年度繰越利益剰余金はゼロ円といたしました。なお、詳細につきましては配付しております三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算審査意見書を見ていただきたいと思います。

認定第1号 決算の認定については、水道用水供給事業会計決算書並びに審査意見書が示されました。意見書では、令和元年度経常収益における事業収益は11億

3,804万1,589円、事業費用は8億2,714万6,499円、純利益は3億1,089万5,090円となり、前年度純利益より4,318万3,186円の増加となり、総収支比率は137.6%で、前年度に比べ7.9ポイント上回り、安定した経営が維持されているとのことでした。

議事では、決算書について質疑と答弁が交わされましたが、原案のとおり可決されました。また、認定第1号につきましても、原案のとおり認定に決しました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。藤田議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会、令和2年8月定例会についてご報告申し上げます。

8月26日、新潟県自治会館にて行われました。提出されました主な議案は、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の支給やコロナ禍により収入減少した被保険者の保険料減免を行うための条例改正、必要経費の補正予算、令和元年度の決算認定でありました。

令和元年度の決算は、一般会計では歳入11億832万9,000円、歳出は10億6,497万1,000円、歳入歳出差引額は4,335万8,000円でありました。特別会計は、歳入決算額2,762億6,093万1,000円、歳出決算額2,721億9,739万2,000円、歳入歳出差引額は40億6,353万9,000円となりました。

今年度の特別会計の補正予算では、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金の支給経費に100万円、そしてコロナ禍における収入減少された被保険者への保険料減免に要する経費として500万円をそれぞれ専決処分、令和元年度の各種負担金の精算により42億3,404万9,000円を追加し、2,720億8,054万1,000円とするものであります。

提出されました議案、全て質疑はなく、全会一致で承認、認定、可決されました。

また、一般質問が1件ありまして、後期高齢者の減免申請数や減免制度の周知徹底を問うものでありまして、8月18日現在で減免の申請数は100件、周知に関しては市町村それぞれにチラシの配布や被保険者への案内を送付しており、引き続き制度の周知に努めるとの答弁がありました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第10号 専決処分（田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事変更請負契約）の報告について

日程第5 報告第11号 継続費の精算報告について

議長（熊倉正治君） 日程第4、報告第10号及び日程第5、報告第11号の2案件の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告第10号 専決処分（田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事変更請負契約）の報告につきましては、軽易な事項として町長の専決処分事項に指定されております議決された契約金額の変更に關してのものでありまして、令和元年12月の定例会で議決をいただき、令和2年3月議会において第1回目、第2回目の変更契約の議決をいただきましたが、工事施工においてさらに設計変更により増額する必要が生じたため、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条の規定により報告するものであります。

その主な内容といたしましては、くい工事に伴う追加、はり補強に伴う工事の追加、アスベスト処分量の増による追加、工期延長に伴う共通費の増が必要となったことから、既存の契約金額に474万6,500円増額となったものであります。

なお、参考資料といたしまして、主な変更設計概要をお手元に配付いたしております。

次に、報告第11号 継続費の精算の報告につきましては、継続費に關わる公共下水道事業、特環汚水が令和元年度で終了いたしましたので、地方自治法施行例第145条第2項の規定により、継続費精算報告書として報告いたすものであります。

その内容といたしましては、田上終末処理場におきまして、平成26年度から令和2年度までの田上町下水道長寿命化計画による中央監視設備及び自家発電設備についての改築更新工事を平成30年度、令和元年度の2か年で実施したものであります。

報告は以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第6 同意第13号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（熊倉正治君） 日程第6、同意第13号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました同意第13号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在その任に当たっておられます田上町大字原ヶ崎新田1171番地1、早津紳也氏が本年9月29日をもって任期が満了しますことから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。早津氏におかれましては、固定資産評価審査委員会の委員を8期24年務めていただいております。任期につきましては、令和5年9月29日までの3年間となります。

なお、参考資料として略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件については討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決定しました。

これより同意第13号の採決を行います。

この採決は起立採決といたします。本案は原案どおり同意することに賛成の方の

起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第7 承認第13号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告について

日程第8 承認第14号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告について

日程第9 承認第15号 専決処分(同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号))の報告について

議長(熊倉正治君) 日程第7、承認第13号から日程第9、承認第15号の3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程となりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、承認第13号 専決処分(令和2年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ474万7,000円を追加いたしましたものであります。

これは、先ほど報告第10号で報告させていただきました、田上町地域学習センター補強改修及び増築工事変更請負契約に関する補正予算であります。その内容といたしましては、くい工事に伴う追加仮補強に伴う工事の追加、アスベスト処分量の増加、工期延長に伴う共通費の増加等に伴い工事請負費を増額するとともに、第2表、継続費補正においても、令和2年度の年割額を増額させていただいております。

なお、早急な対応が必要なことから、7月27日付けで専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第14号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ1,561万円を追加いたしましたものであります。

その主な内容といたしましては、商工費におきましては、ごまどう温泉源泉井戸について、井戸詰まりにより湯量が減少していることから、浚渫工事を実施するも

のです。災害復旧費におきましては、中店地内の民地において、今夏の雨により小規模な土砂崩れが発生したため、地権者がその崩壊防止工事を行うに当たり、田上町災害被災者救済援護条例に基づき、工事費の一部を補助するものであります。

なお、これらの経費につきましても早急な対応が必要なことから、8月19日付けで専決処分をいたしたものであります。

最後に、承認第15号 専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告につきましては、予算第4条に定めた資本的支出の予定額に671万円を追加いたしたものであります。

その内容としましては、国道403号線沿線の上野地区におきまして、新たに店舗が建設される箇所において、既設の水道管口径では水圧が不足することから、布設替えを行うために要する不足分の工事費を追加するものであります。

なお、店舗建設に伴い早急な対応が必要なことから、8月18日付けで専決処分をいたしたものであります。

以上、3議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくについてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定について

議長（熊倉正治君） 日程第10、議案第42号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定につきましては、令和3年3月に開館を予定しております地域学習センターの運営に必要な事項について制定するものであります。

地域学習センターは、図書コーナーや研修ルーム等の機能を備えることで町民の

教育と文化の発展に寄与するとともに、地域資源を活用した多様な活動を支援するため、設置するものであります。

あわせて、附則により田上町原ヶ崎交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止、田上町使用料条例の一部改正を行います。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第43号 地域学習センター備品購入契約について

日程第12 議案第44号 田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約について

議長（熊倉正治君） 日程第11、議案第43号及び日程第12、議案第44号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

これらにつきましては、去る8月31日に指名競争入札を行いましたが、予定価格が700万円を上回っておりますので、現在仮契約を締結しており、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、本議会の議決をいただくことで本契約を締結し、速やかに実施いたしたいものであります。

はじめに、議案第43号 地域学習センター備品購入契約につきましては、株式会社山下家具店が税込み2,033万9,000円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和2年12月28日となっております。

次に、議案第44号 田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約につきま

しては、株式会社BSNアイネットが税込み2,860万円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和3年2月26日となっております。

以上、2議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして入札調書の写しをお手元に配付いたしておりますが、この調書に記載されております金額は消費税が含まれておりませんので、よろしくお願いをいたします。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第45号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について

日程第14 議案第46号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について

日程第15 議案第47号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（熊倉正治君） 日程第13、議案第45号から日程第15、議案第47号の3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第45号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,632万2,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金におきましては、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金の増額、交付決定による社会保障・税番号

制度システム整備補助金、学校保健特別対策事業費補助金の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、県支出金におきましては、国庫支出金同様、自立支援給付費負担金の増額、竹の友幼稚園等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加、諸収入におきましては、令和元年度分の自立支援給付費の確定に伴う国庫及び県負担金の受入れ、町債におきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定により増額をお願いするものであり、あわせて第2表、地方債補正において起債限度額の増額をお願いするものであります。

歳出では、総務費におきましては、令和元年年度決算剰余金からの財政調整基金への積立、民生費におきましては、令和元年度の各種事業の完了による国庫及び県への返還金の追加、敬老会中止に伴う助成金の減額、利用者の増加による障害者自立支援給付費の増額、衛生費におきましては、ロタウイルスワクチン法定接種化による委託料の追加、先般開催された議会全員協議会におきましてご説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う新たな支援策に関わる事業費の追加、商工費におきましては、湯っ多里館の修繕料の増額、土木費におきましては、道路の維持管理に係る修繕料の増額などをお願いするものであります。

次に、議案第46号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定につきましましては、歳入歳出それぞれ110万円を追加するものであります。

その内容といたしましては、現在任意予防接種となっております季節性インフルエンザとおたふく風邪の自己負担金の一部助成に取り組むことで、医療費の抑制、疾病の発症及び重症化の防止に寄与するため、それらに関わる補助金等を追加するものであります。

最後に議案第47号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましましては、歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、令和元年度後期高齢者医療広域連合納付金において不足が生じており、その精算のため、その増額をお願いするものであります。

以上、3議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましましては、精査の必要がありますの

で、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第16 認定第1号 令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22 認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（熊倉正治君） 日程第16、認定第1号から日程第23、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この8議案は、令和元年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき、監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果の説明書としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

さて、令和元年度決算は私が町長に就任してから初めて1年間を通じて編成した予算に対するものであります。これまでの間、私の基本的な信念であるオール田上でまちづくり、町民の幸福を追求するまちづくりを念頭に、新しい田上町をつくる柱として、福祉、教育、振興の分野から成る3本柱を掲げ、多くの町民や議会の皆様のご指導、ご協力をいただきながら、職員一丸となって取り組んでまいりました。

令和元年度では、新しいまちづくりの拠点として田上町交流会館の竣工、開館に

より、二十数年来の文化的施設建設の構想がここに実を結び、長年町で温めてきた夢をようやく実現させることができました。

教育関連では、2名以上の児童生徒が通学する家庭への学校給食費の新たな補助、乳幼児育児用品の購入費助成制度の内容充実を行うとともに、小中学校3校全ての教室にエアコンを整備いたしました。

防災関係では、防災行政無線の整備、除雪対策では、消雪パイプ、井戸の掘削、除雪車の増強配備による除雪体制の充実、産業振興では、農商工連携協議会と連携した田上町ブランド戦略への取組について、それぞれ実施してまいりました。

また、引き続き第五次総合計画の重点プロジェクトに位置づけている事業を優先的、積極的に実施するとともに、経常経費の削減に努めながら、町が抱える様々な課題に対し、一歩ずつ着実に推し進めてまいりました。

その結果、認定第1号 令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的に歳入決算額52億5,787万1,649円、歳出決算額47億3,885万7,694円、歳入歳出差引額5億1,901万3,955円、翌年度へ繰り越すべき財源2億7,467万1,000円を差し引いた実質収支は2億4,434万2,955円の黒字決算、単年度収支も5,848万1,967円の黒字となりました。

歳入につきましては、平成30年度に対し1億3,688万4,550円、率にして2.5%の減額となりました。これは、まちづくり拠点整備事業として取り組んでいる田上町交流会館建設工事の進捗に伴う工事費の減などによるものであります。自主財源である町税につきましては、軽自動車税は増額となりましたが、個人及び法人住民税、たばこ税については減額となりました。なお、徴収率につきましては97.3%と、平成30年度を0.2ポイント上回りました。地方交付税につきましては、一部単位費用の引上げが行われたことにより増額となりました。国庫支出金、町債につきましては、田上町交流会館建設工事の進捗に伴い、減額となりました。繰入金につきましては、道の駅たがみ建設に関連をして財政調整基金繰入金が増額となりました。

歳出につきましては、平成30年度に対し4億2,659万8,517円、率にして8.3%の減額となりました。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、田上町交流会館建設工事費の減などによるものであります。なお、令和元年度に実施をいたしました新規あるいは臨時の主な事業といたしまして、総務費では、道の駅たがみの実施設計と建設工事に着手したほか、消費税率の引上げに関わる低所得者、子育て世帯への支援としてプレミアム付き商品券の発行、そのほか町議会議員選挙、県議会議員選挙、参議院議員選挙などを実施いたしました。衛生費では、乳幼児育児用品購入費

助成制度を見直し、内容の充実を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業に対し信用保証協会保証料の助成のほか、学校休業に伴う学童保育拡充などの緊急対策を実施いたしました。土木費では、除雪車の増強により除雪体制を充実するとともに、平成30年度の繰越し事業として、川ノ下地内に消雪パイプの井戸を掘削いたしました。消防費では、防災行政無線整備に着手したほか、洪水・土砂災害ハザードマップを作成いたしました。教育費では、多子世帯への学校給食費補助のほか、平成30年度の繰越し事業として小中学校に空調設備を設置いたしました。また、令和元年9月には地域交流会館がオープンし、開館記念として開催をした田上在住、出身者5名によるコンサートにおきましては、多くの方々から来館いただき、盛大なコンサートを開催することができました。それ以降についても多くの方々から利用いただくことができました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億5,484万5,375円、歳出決算額8億4,493万7,776円、歳入歳出差引額990万7,999円の黒字決算となりました。主な事業としては、田上終末処理場の老朽化による、水処理施設電気機械設備の改築更新工事を補助事業により行いました。また、雨水対策事業、浸水対策として、下吉田川ナンバー3雨水調整池整備工事の実施及び下吉田川ナンバー1雨水調整池を整備するに当たり、実施設計、用地測量並びに用地買収等を行いました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7,691万4,572円、歳出決算額7,217万5,160円、歳入歳出差引額473万9,412円の黒字決算となりました。集落排水事業は、施設等の維持管理が主な事業となっております。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億1,565万9,416円、歳出決算額12億9,964万5,534円、歳入歳出差引額1,601万3,882円の黒字決算となりました。令和元年度では、国民健康保険の財政を都道府県化したことで安定的な財政運営の見通しが立ち、財政調整基金の役割は変わってきていることから、その財源を活用し、約10年ぶりに課税方式の見直しを含め税率を引き下げる改正を行いました。そのような状況の中、当町では年間平均被保険者数は2,784人、国民健康保険税は2億2,109万1,600円、1人当たりの保険税は7万8,009円となりました。保険給付費につきましては、9億5,575万6,843円、一般被保険者の1人当たり医療費は34万1,259円となりました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

きましては、歳入決算額 1 億3,100万922円、歳出決算額 1 億2,935万9,863円、歳入歳出差引額164万1,059円の黒字決算となりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料であり、歳出のほとんどは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4,401万8,974円、歳出決算額3,746万9,141円、歳入歳出差引額654万9,833円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者は127名で、訪問延べ回数は4,743回でありました。

次に、認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億6,890万9,169円、歳出決算額13億1,452万8,786円、歳入歳出差引額5,438万383円の黒字決算となりました。65歳以上の第 1 号被保険者数は4,211人で、町の人口の36.6%を占めております。また、要支援者を含めた要介護認定者数は709名であり、居宅の介護サービスを利用されている方は408名、地域密着型の介護サービスを利用されている方は24名、施設に入所されている方は183名であります。

最後に、認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では131万2,758立米となりました。収益的収支の収入は 2 億4,772万3,740円、支出は 2 億6,287万7,042円、資本的収支の収入は477万8,282円、支出は 1 億672万2,572円となりました。収益的支出では、配水管及び給水管の修繕や浄水場施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、県道新潟五泉間瀬線道路改良工事に伴う仮設管設置工事をはじめ、配水管の移設工事や布設替えを実施し、水道施設については維持管理に伴う修繕工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきましてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、御覧願います。

大島代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

代表監査委員（大島甚一郎君） 監査委員の大島でございます。令和元年度の監査を 7 月28日から 8 月28日まで、延べ 5 日間にわたり実施いたしました。その結果については、議員各位の皆様方に配付している資料に記載をしておりますので、御覧をい

ただきたいと思います。財政健全化については、特に指摘事項はございませんでした。将来負担比率が若干上がっているもの、これは平成元年度から平成2年度にわたる事業があったため若干増加しておりますが、健全化基準の中に十分入っておりますので、問題はないと判断をいたしました。そして、企業会計及び一般会計、特別についても特別指摘事項はございませんでした。今新型コロナウイルスの関係でそれらの影響について注視をして審査をさせていただきましたが、令和元年度の決算監査については3月までということで、令和元年度の監査については大きな影響は出ておりませんでした。ただし、町税、入湯税等が若干減少が見られましたが、これも3月までの実態で、大きな影響なかったということでございます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定によって、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

この際しばらく休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。決算審査特別委員会委員長に藤田直一議員、副委員長に小野澤健一議員が互選をされました。

以上で報告を終わります。

この際議長からお願いを申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託をい

たしました案件につきましては、会期日程に基づき最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

日程第24 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第24、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に5番、小嶋議員の発言を許します。

（5番 小嶋謙一君登壇）

5番（小嶋謙一君） 議席5番の小嶋でございます。

新型コロナウイルス感染症がいまだ収束せず、経済活動の低迷に起因した町内産業の不振は続き、町民の暮らしにも萎縮ムードが漂っています。本定例議会において私は、町の現状を打破し、将来にわたって町に活力を生み出すため、産業の振興を念頭においてコロナ禍の町政を問い、さらに埋もれている地域資源の復活について意見を述べ、町長の考えを伺います。

最初に、コロナ禍の町政について伺います。まず、今後の財政運営についてであります。商工業界の実情は、町当局も捉えています。総務産経常任委員会所管事務調査の報告にあったとおり、新型コロナウイルスの影響が長引けば社会保険料や厚生年金の負担をはじめとした、固定費の支払い難や高齢化や後継者がいないことによる事業の廃止、再度借入金の調達が厳しくなることによる倒産も危惧されるなど、町の商工業は私たちが予想している以上の落ち込みに見舞われています。次年度の町財政は、恐らく自主財源の減収を招き、国はGDPの低下から交付税等の歳出を抑制することも予測され、町は今後緊縮財政を迫られることが考えられます。予算編成にはまだ時間があるとはいえ、まちづくり財政計画は近々に迫っています。社会保障の維持や個々の事業見直しなど、町長は財政運営にこの先どのような考えを持って当たるのか伺います。

2点目としまして、田上町小規模企業振興基本計画の取組についてであります。町の活力は、産業界がコロナショックを乗り越え、産業を維持していかなければ生まれません。平成30年4月1日制定の田上町小規模企業振興基本条例の田上町小規模企業振興基本計画には、経営革新計画書策定支援や創業計画策定支援、設備投資の促進を図るための補助金制度の創設などなど、産業に活力を生み出すため、行政が積極的に関わりを持つべきと思われる施策もあります。コロナ禍を乗り越え、産

業に活力を生み出すには、この計画の実行が鍵を握ると考えます。計画を実行するに当たっての町長の決意を伺います。

3点目としまして、事業所存続支援の提案についてであります。新潟県全体では、後継者がいる事業所の割合は40%、いない事業所が約60%と言われ、事業後継者問題は大きな課題になっています。事業の継承者がいないため廃業となれば、優れた技術とこれによって築き上げられた信用は立ち消えとなり、町の産業界にとっても大きな痛手となります。このため、以下の施策を提案します。1つは、後継者がいる場合もいない場合も事業承継者には、経営者として研さん期間として3年間をめぐりに納税額を減免する。2つ目には、後継者がいない場合、承継するための準備としてコンサルなど相談相手の手数料や企業マッチング、M&Aといった仲介会社への手数を補助する。これからは、産業を維持していく上で今提案した施策も必要になると考えていますが、提案に対する町長の考えを伺います。

4点目としまして、商工会会員以外の実態把握についてであります。商工会員以外の事業所は現在何件あるのか、会員以外の事業所の実態はどのように把握しているのか、町長に伺います。

大きな2点目としまして、埋もれている地域資源の復活についてであります。町長は、前回の議会で道の駅を拠点にして、ここから町内へ誘客させると答弁されています。しかし、現状は道の駅を出た来訪者は、里山マップを手にしてもせいぜい温泉か護摩堂山に向かうくらいだと思います。今はコロナ禍の影響もあり、アウトドアを楽しむ人が増えています。例えばYOU・遊ランドを皮切りに、鳶ヶ沢森林公園、大沢鍾乳洞、護摩堂山山頂へ向かった尾根のトレッキング、手取ヶ淵の滝、護摩堂山の山頂から湯田上温泉へとといった周回コースの整備も急がれます。数年にわたる整備には、交通費程度でアウトドア志向者をはじめ、町民参加型で人材を募り、オール田上による取組が可能と考えています。事務などの現場担当には、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、雇用対策の会計年度任用職員を充てるなどの工夫で対応できると思います。田上の魅力掘り起こしには、埋もれている地域資源の復活と活用を積極的に行うべきと考えていますが、町長の考えを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、コロナ禍の町政を問うとのことで、1点目の今後の財政運営についてであります。議員ご指摘のとおり、次年度は国からの交付金等は非常に厳しいもの

になると感じております。特に今年は、国の概算要求等が例年より遅れていることから、コロナ禍等によりどのくらい影響等があるのか全く見込めない状況でございます。こうした状況下で、これからまちづくり財政計画の策定に当たり、それぞれの事業内容等を十分検証しながら、当然ながら基金残高も考慮しながら策定を行ってまいります。また、予算編成に当たりますとも、地方財政計画をはじめ、国からの交付金等の交付金額が全く見込めない中での編成作業となることが想定されますので、歳出につきましては抑制可能なものは抑制を行いながら、歳入については国の動向を十分注視しながら、地方交付税等各種財源となる交付金等の状況を把握した上で、不足額については財政調整基金で対応する予定としております。あまりにも大きな金額の繰入れが必要となるような状況となれば、再度歳出の見直しを行うこととしております。

2点目の田上町小規模企業振興基本計画の取組については、平成30年4月に小規模企業振興基本条例を制定しておりますが、この条例は町の考え方をうたった理念条例であります。具体的な部分に関しては、計画等を策定し、それに伴う予算によりその実効性が発揮されるものと考えております。昨年12月に商工会総務企画委員会と町議会の総務産経常任委員会との間で、この計画案を議題とした懇談会を行ったというふうに聞いております。その懇談会の中で、商工事業者の現状や今後を踏まえて基本計画を策定してほしいとの要望があり、一方で、計画案が非常に幅広い内容となっており、ある程度内容を絞ってはどうかとの提案もあったというふうに聞いております。計画の策定と実施には予算が伴うものであり、今後さらに検討が必要かと思っております。引き続き商工会との協議を継続し、条例の目的である小規模企業の成長発展、事業継続に寄与できるものとなるよう、計画の立案に向けていきたいと考えております。

3点目の事業所存続支援についてです。後継者対策に関しては、商工事業者に限らず、全産業共通の課題というふうに捉えております。黒字で高い技術力がある事業所でありながら、事業をやめざるを得ない状況にある事業所が数多くあるということが全国的な課題となっております。今後基本計画の立案、策定と併せ、議員ご提案の支援策に関しても検討課題の一つに挙げていきたいと思っております。

4点目の商工会会員以外の実態把握についてです。現在の商工会の会員は297事業所、会員以外の事業所数は115事業所とのことであります。商工会職員による巡回、理事による情報提供により把握しているとのことですが、なお、経済センサスの事業所数は430事業所であり、商工会の把握している事業所数とおおむね同様であり

ます。

最後に、埋もれている地域資源の復活についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出の自粛や3密を避けた行動が国民に求められてきました。そうした中で、休暇の過ごし方として家庭菜園やガーデニング、アウトドアを楽しむ方が増えていると思われます。町では、道の駅を拠点としたまちづくりを進めております。道の駅たがみに訪れた方々に観光地や地元商店、町の産業に関わる場所など、町のいろいろな施設を訪れていただき、田上町の魅力に触れていただきたいと思います。町のアウトドアを楽しむ場所としては、護摩堂山や中部北陸自然歩道での山歩き、子どもたちの遊び場としてYOU・遊ランドなどがあります。これまでは、こうした施設を一元的に案内、紹介する場所がありませんでした。今後は、町を訪れる方が道の駅をホテル、旅館におけるコンシェルジュのような形で利用していただき、各方面の案内所として活用していただける施設となるように、指定管理者からも町の魅力を伝えていきたいと考えております。議員ご提案の周回コースの整備に関しましては、町民参加型での取組、担当者の採用の方法など、具体的にご提案を今回いただいておりますので、町として今後どのような形でこれらの整備が行えるのか、町の魅力を伝えていくことができるのか、研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

5番（小嶋謙一君） ただいまの町長の答弁に対しまして再度伺います。

まず、今後の財政運営についてであります。町長が先ほど述べた中身につきましては、要は国からの交付金、それがどのようになるか今全く見込めない中での編成作業ということで、こう言うのはなんですけれども、皆目見当がつかないといえますか、不足する分については財政調整基金から対応するといった内容といえますか、申し訳ないけれども、その程度ということでしか言いようがありません。恐らくこれまでの財政運営を見ていまして、歳出の削減、事業の見直し、基金の取崩しといったような対応になると私は思っております。ましてや3年間続いている事業費の5%削減というのも、恐らくまた実行されるのだろうと私は考えております。財政の運営につきまして、実際町長からはどのような形でどのように考えているか、まだ1回目の答弁では私には伝わってきておりません。現在財政調整基金の残額見込み、これは先般の全協のお話ですと5億2,400万円を見込んでいたというふうなところでございまして、例年歳出不用額が2億円台で推移します。令和元年度決算では、不用額が2億5,000万円になっております。これも財調基金へ繰り入れれば、恐

らく7億7,000万円台で令和元年度決算時とほぼ同等と見込まれます。先ほど資料として配られました今期の資料の中にも7億7,000万円というような形の財調が決定といますか、示されております。端的に言えば、災害時対応に基金3億円から4億円程度確保しておけば、残りの3億円は今後の町政、いろいろな事業を行う上での原資になります。今後コロナ禍の影響は数年尾を引くと考えられ、今は全国的に各自治体はこのコロナ禍を機に自立へ向けて足元を見直しています。前町政から引き継いだ道の駅、地域学習センター建設も終わり、今後は町長は描く施策を前面に出していくことができます。今後の財政運営のポイントはどこに置くか、先ほどの答弁の中では、実際町長の考えというのは示されておられません。再度ここに財政運営のポイントをお聞きします。

また、歳出不用額についてであります。例年2億円台という額は非常に大きい額です。予算編成では、事業費5%を削減し、町民へ我慢を強いている中での不用額の額は町民の理解が得られるでしょうか。このことにつきましては、3月予算編成時に予算編成の中で検討した結果をぜひとも表してもらいたいと思っておりますが、3月の予算編成に対する町長の見解を伺います。

次に、田上町小規模企業振興基本計画の取組についてであります。先ほど総務産経常任委員会の報告でも言いましたが、町内の事業所はかつてないほど疲弊しています。産業振興がなくては町に活気は生まれません。行政側では、この基本計画の中身を真剣に前向きに吟味していただき、優先度を決めて取り組む、そういう対応を図っていかねば、要するに新型コロナウイルスにおける影響が尾を引く中で事業所、各企業の支援というのは、これまでのような確かに給付金というような形で支援を行っていましたが、本当の根底からの支援にはまだまだ結びつかないと思っておりますので、ぜひともこの基本計画につきましては前向きに検討いただき、田上町の産業が永続的に続くようぜひとも配慮願いたい。町長の決意を伺います。

次に、事業所存続支援の提案についてであります。これからも今の提案につきましては検討していくということでございますので、ぜひとも期待したいと思っておりますが、本当に検討で終わることなく、実態は今町長が申しましたように明日明日倒産、店を閉めるといったような実情でございますから、ぜひとも高い技術を持った事業所を消すことなく、町での対応をぜひとも図っていただきたい。町長のこれに関しての決意を再度伺います。

例えば昨年12月のデータなのですけれども、12月の商工会との懇談会においてな

のですけれども、田上町での創業は、創業って新たに事業を起こすことです。県下でワースト2位、下から2番目です。廃業が64ということで、非常に低い水準にあります。新たに創業、これは業態の変更も含まれますけれども、経営基盤強化に専門家派遣事業助成というのがあります、これは新潟県エキスパート・バンクというのだそうですけれども、これは1回目は無料です。相談に対して1回目無料、2回目からは有料ということになっておりますけれども、商工会としましては2回目の有料については助成を望んでいます。また、人材育成、要するに研修の参加、これは中小企業大学校を会場によくやっているようですが、これに対する助成なども町の取組として拡充を要望しております。これらにつきましても、先ほどの基本計画の取組同様、ぜひとも予算編成の中に盛り込んでまいりたいと思いますが、これも3月までのことで結構ですけれども、町長の考えを伺います。

4点目の商工会会員以外の実態把握についてでありますけれども、先ほどの答弁ですと登録しているのが297事業所、会員以外が115事務所ということで、非常に多く会員以外の方がおられるわけですけれども、商工会の職員による巡回だとか理事による情報提供ということ言われますけれども、果たして115あるその事業所に対して満遍なく情報というのは伝わっているのでしょうか。中身を把握できているのでしょうか。これについても私ちょっと疑問視しているわけですけれども、今後商工会との取組の中でももう少し詳しく内容を精査してもらいたいと思いますが、実際会員にならないというのはどういうところにあるのかという、1つ私疑問視しておりますので、この辺も町長の答弁とは言いませんが、商工会のほうとこの辺の実態をもう少し詳しく把握しておいていただきたい。またの機会にこれについてはまた伺いたいと思っています。

最後に、埋もれている地域資源の復活であります。これ私質問したのは、根底には財政運営に関わる自主財源の増進というのを頭に置いての質問であります。埋もれている地域資源を活かして、収益の確保に果敢に取り組むべきではないでしょうか。今回温泉旅館組合からの要望書にも、護摩堂山周辺など、新型コロナウイルス時代に合わせた観光資源整備が要望されています。これは、新型コロナウイルス臨時交付金に頼るばかりでなく、町は観光産業の先を見越した実質的な投資として取り組むべきであると考えています。先ほども言いましたが、これまでは前町政から引き続いた事業で精いっぱいでありましたが、これからは町全体を見直し、観光地として広域的な対応を図っていくべきであります。この点に関しても再度町長の考えと決意を伺います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 小嶋議員から2回目のご質問をいただきました。財政運営について、また産業振興、それから事業所の存続支援、そして埋もれている地域資源の復活についてということで2回目のご質問をいただいたわけです。

財政運営について、町の体質といいますか、収入源が交付税頼みの体質となっている、その体質そのものが一番大きな問題だろうと思います。結局は、国からの交付金頼み。それも先ほども申し上げたように、非常にコロナ禍の中で不確定要素がたくさんあります。果たしてこれまでどおりの交付税が望めるのかどうか、その辺が本当に不確かなところだと思います。そういう中で、歳入が見込めないということになれば、ではどうするのかということになれば、今いろんな事業、制度ありますけれども、そうした事業や制度の見直し、これが最も大事なのだろうなと思っております。毎年決算が確定しますと、財政計画に取り組んでおりますけれども、今年は特にそうした事業の見直し、これが最も大事ではないかなということで、各課にそれこそ一律のカットではなくて、本当にその事業がどれだけ必要なのか、そういうことを真剣に各課ごとに検討してもらうように指示をいたしておるところです。議員もご承知のようにこれから歳入が望めない。その中で、これから交流会館であり、道の駅であり、地域学習センターであり、中学校、小学校のクーラーの関係、こうした経常経費がどんどん膨らんでいく。そういう実情の中で何をするかということになれば、そうした事業や制度の見直し、このことが一番大事なことになるのだろうなと、こう思っております。それらにつきましては、しっかりと新年度の財政運営に向けて、財政計画もしっかりと取り組んでいきたいなと、こう思っております。

産業振興であります。この基本計画は、昨年平成30年4月、要するに新型コロナウイルスの影響のないときに、基本計画が策定されました。そうした中で商工会と、それこそ総務産経常任委員会で討論の場を持ったというふうに先ほども申し上げました。私も中身について見させてもらいました。非常に範囲が広い、幅広な範囲になっております。そうしたことも、これは別に新型コロナウイルスと関係はもちろんないのですけれども、もっともっと内容の絞り込みなんかも必要なのだろうと思っております。そうした意味で、この新型コロナウイルスの問題等も含めて、商工会ともしっかりと協議をしながら、計画の作成、そして実行に取り組んでいきたいなと、こんなふうに思っております。

事業所の存続支援であります。後継者の問題、これは産業、商業、工業に限らず、

農業においても、全産業において後継者の問題が大きな課題になっております。議員からもいろんなご提案をいただきました。そうしたご提案も検討の材料の一つとしてこれから研究をしてまいりたいなど、こう思っております。商工会に参加していない、会員以外の事業所、どういう理由で商工会の会員に入っておられないのか、その辺はいろいろとその事業所、事業所なりの事情が恐らくあるのだらうと思えます。しかしながら、そうした事業所あたりにもしっかりと、商工会もできるだけ会員となつていただくような運動はしておるのだらうと思えますけれども、これからもそうした加入に向けての努力というものは、町も商工会も一緒になってそうした会員以外の事業所にも加入を勧めていけるような、そういう努力はしていきたいなど、こう思っております。

それから、埋もれている地域資源の復活でございます。これ先ほども議員もお話をされました。旅館組合からも要望が出ておりました。これから道の駅が一つの情報発信地域となる中で、道の駅だけではなくて、以前から私は申し上げておるのは、道の駅を発信地域にして、従来からある商店、それから産業課の施設、YOU・遊ランドであるとか町の施設、いろんな施設ありますけれども、そういうところに道の駅に来られる人たちをどんどんそちらのほうへ誘導できるような体制を取りながら、議員がおっしゃられたそうした周回ルート、そういうことの整備も本当に必要なのだらうと思えます。では、どうするか。予算が伴うことでもありますし、議員は交通費程度の形で、ボランティアを募集してというふうな形なののだらうと思えますけれども、どういうふうな形で取れるのかということも、これからはしっかりと検討していきたいなど、こう思っております。

以上であります。

5番（小嶋謙一君） それでは、今答弁の中に、再度お聞きしますけれども、不用額についてのこと語られていなかったのであります。不用額、例年2億円台ということで、先ほど私お話ししましたけれども、事業の見直しが特に今後必要なのだと、これまで以上に厳しく事業の見直しをしていかないと駄目だということを経営にすれば、この不用額という、2億円台というのは非常に大きい意味を持ってきます。これも3月の予算編成のときで結構でございますので、その辺の考えをまず示してもらいたいというのを1つ確認させてください。

それと、これは小規模企業振興基本計画のことでもありますけれども、先ほど中身が非常に範囲が広いということをおっしゃっています。しかし、よく見ていけばそんなに広いということでも、これまでもいろいろ耳にしたり、見たりしていることの内

容でありますので、要は私が最初言ったように優先度です。広い全体でなくて、この中で今期は、今年はこの事業をやろうと、1つこの事業に対して力を出してやろうと、力をつけてやろうというような形の見方ということできると思いますので、そういった考えといたしますか、そういう見方というのもできないのかどうか、それも1つ確認させてください。

あと埋もれている資源についてでありますけれども、町長が最後にボランティアということ言いましたけれども、私は本来なら本当は予算化してきちっとやっていく、取り組むべきものだと思いますけれども、私なりに遠慮してと言っては悪いですけれども、そういう予算つけてもなかなか厳しいだろうということで、ボランティアという形で私はここで申し上げました。実際これから公共事業がなくなることによる一般の建設業者、それについてもそういった人件費程度でということで私考えていろいろ聞いてみましたけれども、実際建設業者はこういうのは、そういう山仕事といたしますか、そういうことあまり喜ばないのです。だから、そうなるのと実際本当に専門業者だとか、あと町の中の退職した60歳代のそういうまだ力のある、余力のある人たちをひとつ募ってやるということにはなるのだろうと思います。道の駅を出てから果たしてどこへ回ったらいいのだ、商店を見るといったって、申し訳ないけれども、そんなに見るような魅力ある商店は町ではないです。ぜひとも自然の中の資源、自然の資源というものを活かした形の対応というのを今後町も前向きに考えていくべきだと思っておりますので、これについても再度よろしく答弁をお願いします。

町長（佐野恒雄君） 不用額の話がございました。不用額は、予算を作成していく中で一つのベースになってくるかと思えます。組み入れていく形になろうかと思えます。不用額を生まない形であれば一番いいわけですがけれども、制度の実行に当たってはどうしても不用額も出てきます。それはそれなりに予算ベースの中で組み入れた形で予算を組んでいかなければならない、こう思っております。

小規模企業振興基本計画の取組について、優先度を設けてということでございます。先ほど私申し上げましたもっと内容を絞り込む形が私は必要だろうと思えます。絞り込んでいけばそうした優先順位も見えてくるかと思えます。そうした中でしっかりと取り組んでいきたいなど、こう思っております。

それから、再度埋もれている地域資源の復活ということでお話がございました。私自身も周回ルートの整備、これは本当にできれば理想的だなと思っております。先ほども申し上げたボランティアといたしますか、形で整備ができるのであれば最も

理想的なのでしょうけれども、なかなかそうもいかないのが実態だろうと思います。ある程度予算をつけた中で、整備をしていかななくてはならないのだろうと思います。そうした余裕があればいいのですけれども、なかなか厳しい中で、そうしたことも果たしてどうかなというところもあります。しかしながら、町の魅力、町の資源の掘り起こし、そういうことも大事でありますので、しっかりと研究してまいりたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

次に、1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 1番、小野澤でございます。一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問の題は、田上町の財政規律についてであります。副題としまして、持続可能な町の財政の実現に向けてということで一般質問をさせていただきます。世界中で新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、国内においては第2波の真ただ中であって、その拡大が全国的に広がり、国内の社会や経済に深刻な影を落としております。県は、昨日新型コロナウイルス感染に対する県独自の注意報を解除いたしました。依然として予断を許さず、社会、経済に及ぼす影響はこれからが本番となります。

先日内閣府が発表した2020年4月から6月期の国内総生産、GDPの速報値では、年率換算でマイナスの27.8%と、あのリーマンショック後の2009年1月から3月期を超え、戦後最悪のマイナス成長となったことは周知のことと思います。国は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う大型経済対策の実施で、今年度の国の歳出と税収の差が100兆円を超え、ワニの口が広がる見通しとなっております。また、あるエコノミストによれば、今年度の国の税収は約20%減ると試算しており、ワニの口はさらに大きく開く懸念があります。このワニの口とは、1990年度のバブル経済崩壊を境といたしまして、歳出と税収の差が拡大してきている現象をワニの口に例えたもので、歳出の推移をワニの上顎、税収の推移を下顎に見立てたものであります。これがちょうどワニが口を開いて見えることから、財政用語として一般的に使われているものでございます。当然上顎と下顎の差はワニの口の開き具合、これは借金で埋め合わせをしているという状況です。そこで、国は財政の健全化に向け、2025年度の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目標に掲げてまいりましたが、2020年度は66兆円の財政赤字となる見込みであり、黒字化は不可能な状況となっております。

さて、本議会が令和元年度の決算審議を行う場でもあり、そのタイミングで町の財政について問題提起を行いたいと思います。財政の健康状態を示している財政健全化指標に対しての表面数値に基づく町側の健全判断への疑問及び反証、それに財政指標の重要な一つである経常収支比率の深掘りした分析等を通して、財政指標に対しての目標設定の必要性を明らかにするとともに、財政規律にのっとったマネジメントが行政運営上必要不可欠であることを論述し、町の考えをただしてみたいと思います。

直近の令和元年度の決算については、この原稿を書く段階で入手をしておりませんので、割愛をさせていただきますが、そこで手始めに平成26年から平成30年度の5か年の財政状況を時系列的に分析をしてみました。大まかな財政状況を見ることに主眼を置いたため、項目は国の財政課題に倣って基礎的財政収支と、先ほどワニの口と申し上げましたけれども、田上版ワニの口、この2つについて少し調べてまいりました。結論から言いますと、残念ながらよくない方向へと潮目が変わってきております。平成30年度もです。従来同様、表面上は歳入が歳出を上回ることから収支的には黒字を確保し続けておりますけれども、一見良好な状態に見えます。しかし、基礎的財政収支、専門用語になりますが、簡単に言いますと自分の稼ぎよりもお金を使っているかどうかを測る物差しということでご理解いただくと分かりいいと思いますが、基礎的財政収支に関しては平成29年度までの黒字確保から一転し、平成30年度は赤字に転落をしております。令和元年度もその傾向は変わらないということで、この原稿を書いたときには推測をいたしました。実際令和元年度の決算書入手し、分析をしましたところ、大きな特殊要因がありまして、それを考慮すると傾向は変わっていないと、いわゆる赤字基調で推移をしていると。企業財務においても、基礎的収支、基礎収支の不足というものは致命傷となり、必ず資金繰りに多大な影響を及ぼします。町の財政においてもしかりでございます。私は、いよいよ田上町の財政が牙をむいてきたなと強い危機感を持っております。ワニの口、先ほど申し上げました。すなわち歳出と町税を主とする自主財源の差については、平成29年度までは約28億円弱で推移をしてまいりましたが、平成30年度では約35億円、率にして25%増と、乖離幅が広がってきております。試練に耐え、歯を食いしばり、口を真一文字に結んだ凜とした状態、表情からはほど遠く、ワニの口がより大きく開いた疲れがたまってきている財政状態となっております。

一方、町は従来から財政の健全化判断について、国が指定する健全化判断比率4項目の全てにおいて早期健全化基準を下回っていることを根拠に健全であると結論

づけていますが、そもそもその基準を超えること自体が異常事態であり、言い換えれば決してあってはならない状態であり、財政実態が正確に反映されているとは言えず、本質的判断がなされていないままになっています。例えば財政指標の中でもイメージがしやすく、身近に感じられる経常収支比率についてもしかりであります。この比率は、財政上及び財務上における重要な指標の一つであり、財政上では財政構造の弾力化、いわゆるしなやかさを示すものであります。この表面的数値に一喜一憂するのではなく、その意味するもの、本質を捉えることで抱えている潜在的課題を浮き彫りにし、本格的解決へと対策を講じなければなりません。試しに私なりの分析を経常収支比率で行ってみます。まず、自治体においては、全国の市区町村を人口規模や産業構造で計35グループに分けた類似団体というものがあります。この類似団体と比較をする手法を用いることで、田上町の財政の立ち位置が鮮明となり、課題が浮き彫りとなります。田上町が属する類似団体は、平成30年度時点では全国に56団体ありました。知名度のある団体としては、神奈川県箱根町、静岡県西伊豆町等があります。経常収支比率は、この56団体中8位と良好に見えますが、これはひとえに人件費が類似団体平均を大きく下回っていることに起因をしています。これをもっと掘り下げると、人口1,000人当たりの職員数が類似団体平均と比べてマイナスの1.6人、田上町の人口が1万2,000人ですので、約20名類似団体と比較して職員数が少ないという状況でございます。なお、給与水準の指標であるラスパイル指数も、類似団体平均比マイナスの2.9ポイントとなっており、これが根本的な原因です。人件費については、人口1人当たりの決算額という形になりますが、類似団体比較で約20%弱少なくなっております。言い換えると、田上町役場は給与水準が低く、かつ人員不足の組織であるということでもあります。これは、相当な負荷がかかった疲弊した組織の典型でもあります。モチベーションが低く、精神的にも問題を抱えていると言われている状況でございます。このように財政指標を掘り下げて分析をしていきますと、本質的な問題、この場合は役場の組織的課題が浮き彫りとなりました。

続いて、経常収支比率についてもう一つだけ指摘をしておきます。それは、同比率に分母として算入される臨時財政対策債の存在であります。今年度予算によれば、今年度末で残高が23億9,000万円、町債に占める割合はちょうど半分でございます。この臨時財政対策債を簡単に言いますと地方が立替払いをする地方交付金で、その元利金は後年度の地方交付税としてその全額が措置されるという形になっております。つまりは、経常収支比率においては分母の要素として、経常収支比率を低くす

る要因になっているものでございます。したがって、これを控除し、差し引いて計算をし直しますと、経常収支比率は平成30年度公表されている83.8%からはね上がり、88.3%となります。令和元年度では、通常の公表される経常収支比率は84.9%、これが今申し上げた控除した後は88.4%、こちらのほうも数字がはね上がる。町の懐事情として見れば、この控除した後の経常収支比率のほうに実感があるのではないかというふうに思っております。これらは、財務指標の表面的な数字にとどまることなくさらに掘り下げると、事実であるとか本質が見えることを物語っているものであります。数字はうそをつかないということでもあります。ここに私が強く提起をする行政運営の肝である数値をマネジメントすること、具体的に言い換えると財政規律の確立とそれに沿った各種財政指標の目標値を設定することの大切さがあります。今後経常収支比率の構成要素を鑑みれば、分母の部分で税収の落ち込み、分子の部分で交流会館等の建設費の借入金の返済が開始されることから、本比率は確実に高まり、悪化するのには十分に予想できます。既に令和元年度では、平成30年度比1.1%悪化をしているという状況でございます。

以上のように今後町の財政が悪化することが十分に予想される中で、持続可能な財政を確立していくためには明確な根拠を持った財政規律が必要不可欠であります。冒頭でも述べましたように、国内経済は未曾有の危機的状況にあり、回復までのシナリオを描けずにあります。回復に関しても、V字回復ではなく、L字回復とまで懸念されている状況であります。かかる状況の下、町の来年度以降の税収の落ち込みが大いに危惧されるところでもございます。過去の一般質問で取り上げた財政の心構えである入るを量りていづるを制す、この言葉の意味が町の財政において従来にも増して重要性を帯びている状況であります。今後のポイントとなるのは、後半部分のいづるを制す、いわゆる出るを制すというところであります。町民の暮らしを守る町内経済の下支えの継続と回復過程での支援策が必要となることから、従来型の安易とも言える歳出の一律カット的な考え方では、町内経済の血液である町内循環資金を減らすこととなり、経済がさらに疲弊することになります。対応策として重要な視点は、歳出の一律カット的な考えではなく、歳出に優先度をしっかりと付し、事業や施策を絞り込むことで行政の経営資源を集中させ、実効性をしっかりと担保することで、収支バランスの維持による歳出の減少分を実効性のアップで補おうとする発想であります。特に経済施策に関しては、経済合理性という波及シナリオを描き切ることが不可欠であり、これこそが実効性を担保し、高めることとなります。

私は、田上町の財政上で重要視しているものが2つございます。1つ目は、各種の事業や施策に対する客観的評価に基づく統廃合の実施により行政の経営資源をより集中させ、事業や施策の効率性と実効性を高める必要があるということであり、背景として、町には相当数の事業や施策がしっかりとした評価を基にした見直し等が行われないまま当初の内容で乱立していて、実効性が著しく低下しているのではないかと危惧していることがあります。この評価は、行政評価と言われるものであり、その本質は費用対効果であります。成果を数値で表すことが難しい事業が多いのも事実ですが、それを安易に容認することができない時代、あるいは財政状況になっているというふうに思っております。

2つ目は、維持管理に多額を要する建物系公共施設の量的管理の方針を明確にするとともに、徹底した予防保全型管理を計画的に実施することで施設の効率的運営と長寿命化を推進しなければならないということであり、背景として、建物は建設費以上の維持管理費が将来にわたり必要となることを認識をした、いわゆる隠れ負債に対しての施設別収支管理や施設の適正規模管理がなされていないことが挙げられます。いずれも積極的なマネジメントが必要にもかかわらず、成り行きの管理と言わざるを得ず、極めてゆゆしき状態と考えます。これらは、コロナ禍を問わず、持続可能な町の財政を実現するために避けて通れない大きな課題だと私は考えます。このような課題を克服するには、当然のこととして財政状態がしっかりとコントロールされていなければなりません。したがって、各種の財政指標に関しては、従来からの成り行きや結果としての数値や比率であってはなりません。円滑な行政運営を行うには財政指標の積極的なマネジメントが求められ、その場合、目標値の設定が必要不可欠となります。まずは、財務指標の目標値を明確にする財政規律を確立し、行政の経営資源を集中させ、効率性と実効性をより高める行政運営を行い、ウィズコロナの下でも持続可能な町の財政を実現することを提言いたします。

そこで、町長にお伺いいたします。質問1番、田上町には行政運営の資金的裏づけである財政において、その羅針盤とも言える財政規律は存在しますか。あれば具体的にお聞かせください。また、財政規律の必要性についての見解と財政規律が存在しない場合はその制定意思の有無についてお聞かせください。

2番目、来年度以降に本格的な影響が出てくると思いますが、取りあえず今年度の税収の落ち込みをどの程度と見込んでいますか。

3番目、早期の景気回復が見込めない中で、来年度以降コロナショックによる相応の町税の落ち込みが予想され、この制約の下での予算編成を余儀なくされると思

います。そこで、歳入及び歳出について、どのような考え方や姿勢で臨む、あるいは臨まなければならないとお考えですか。

以上、質問3点お聞きをいたします。これで1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（熊倉正治君） それでは、質問の途中でございますが、一旦お昼のためここで休憩をしたいと思います。

午前11時50分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたしたいと思います。

小野澤議員の1回目の質問が終わった段階で休憩を取りましたので、それでは町長の1回目の答弁をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤議員の田上町の財政規律についての質問にお答えいたします。

1点目の財政規律についてであります。財政規律とは歳入歳出の収支バランスが保たれていることを指すものであり、当町において成文化されたものではありません。その代わり町では、毎年決算確定後、今後の財政の見通しとしてまちづくり財政計画を策定し、例年11月頃、議会に報告をしているところであります。このまちづくり財政計画は、町の最上位計画であります田上町総合計画における基本構想、基本計画を実現するための実施計画に位置づけているものであり、非常に重要な計画であります。計画策定に当たっては、その時点の国の状況やそれぞれの事業内容等を十分検証し、当然ながら基金残高も考慮した中で計画を策定いたしております。また、予算編成に当たっては、当然のごとくまちづくり財政計画を基本に、なおかつ既存の事業の見直すよう予算編成方針を作成いたしております。既存事業の見直しに当たりましては、議員が言及されている一律カット的な考え方ではなく、各事業の全制度、施策について見直しを行い、事務事業の改廃や簡素化を図るように、また他課と関連するものについては十分協議を行うよう指示いたしております。私にとっては、このことが財政規律であると考えております。

2点目の今年度の税収の落ち込みをどの程度と見込んでいるのかということであり、ますけれども、直近で比較可能なものが令和2年4月から7月収納分までであります。その段階での状況といたしましては、令和元年度の7月収納分までと比較い

たしますと、個人住民税から軽自動車税までは収納率は0.8%から2.1%までに改善されている状況です。一方、たばこ税は売上げ本数の減少により、僅かではありますが、減収傾向にあります。一番大きな影響を受けているのが入湯税であります。令和元年度7月分までと比較いたしますと、減少率が71.1%となっております。しかし、7月収納分からは改善されてきたところではありますが、旅館組合の窮状を訴えた要望から、その厳しい実態もあり、予断を許さない状況であると懸念をいたしております。そのようなことから、先の状況を見通すことは難しいことではあります。年度末における全税目の税収見込みといたしましては、令和2年度当初予算と比較して3%程度、3,000万円強の税収減が見込まれるのではないかと考えており、その動向を注視していく必要があります。

最後に、予算編成についてであります。議員ご指摘のとおり、予算の財源となる歳入は非常に厳しいものになると感じております。今年は、国の概算要求等が例年より遅れており、国の地方財政計画や歳入の予測が全く見込めない中での予算編成となることも想定されます。このような状況でありますので、歳出につきましては抑制可能なものは抑制を行いながら、歳入については国からの情報に十分注意を払いながら、地方交付税等の各種財源の状況を把握した後、不足額につきましては財政調整基金で対応する予定としております。しかし、あまりにも大きな金額の繰入れが必要な状況であれば、再度予算編成に当たり、歳出の見直しを行う必要があるかと思っております。

以上でございます。

- 1 番（小野澤健一君） どうもありがとうございました。大体残念ながら予想したような内容かなというふうに思います。当然言われるのだろうと思って、こういった田上町の計画であるとかまちづくり財政計画、これも当然これを根拠にして言うのだろうなということでお持ちをしたのですけれども、どうも私の危機感と町長の危機感と大分乖離があるなというふうに思っております。例えば財政規律というものについて、当然のことながら辞書を調べればこういう歳入、それから歳出のバランスを維持をすることということで文言はあるのでしょうけれども、私が言いたいのはそういうことではなくて、先ほど一般質問の中で論証したように、田上町の財政というのは私は皆さんが表面的に思っている以上によくはないという、悪いとは言いませんけれども、よくはないというふうに思っております。その例として、経常収支比率の中で、あれだけ数字を分解をして何が問題かということ論証したわけでありまして、したがって財政規律というものについて、町長は私は普通にやっている、

いろいろ見直しであるとかそういうものを行っている、それが財政規律だというような言い方になっていきますけれども、そういった私物化というものではなくて、収支のバランスを保つのが財政規律ということで認識をするのであれば、そのための規範であるとか数値目標が必要ではないかということで質問をしたわけでありまして。通常予算編成の中でいろいろやってきていること、これが私にとっての財政規律です。それは、町長にとっての財政規律かもしれませんが、私は田上町としての財政規律ということで焦点を当てて話をしているわけでございます。それから、先ほども申し上げたこのまちづくり財政計画であるとか最上位の計画の総合計画であるとか、内容をかなり読み込んでまいりましたけれども、例えばまちづくり財政計画については、これはある意味では予測の部類です。要は決算でこうだし、今現在こういう状況だから、きつとこうなるよねと。そうではなくて、私が言っているのは、こうしなければならない、数値、意思を反映をさせることによって積極的な財政マネジメント、あるいはコントロールをしなければいけない、それが財政規律ではないのですかということで問いを申し上げた次第であって、まちづくり財政計画を減らすとかそういう意味ではありませんけれども、これは今ほど申し上げたように予測であって、こうしなければいけないとか、ああしなければいけないという意思の反映がないわけですから、当然予算の中でこれを使うのは否定はしません。これと財政規律とは、私は全く話が違うものだろうと。要は町長が田上町の今の現状、町の財政をどのように思って、課題はどこにあるのか、これが明確でない限りは恐らく財政規律といっても、自分はこうしたいのだ、あるいはこうしなければいけないのだというようなことは多分言えないのではないかと思います。したがって、2番目の質問として、今申し上げたように現状の町の財政をどのように町長はお考えになられているのか、そしてその課題は何なのか、これをお聞かせをいただきたい。

それから、今後の税収の落ち込みについて、思ったほど多くないなというふうに思っている次第です。約3,000万円ですか、今現在の見込みの中で予算比マイナスだということでありまして、今後またどのような形の経済政策を打たれるかによっても変わってくるのでしようけれども、田上町にとっても3,000万円というのはかなり大きな金額であることは間違いなくと思いますので、この辺の動向の注視はしていく予定だということでご答弁ございましたが、ぜひとも状況を注視をしていく中で、結果としてこうでしたではなくて、そうならないためにどうしたらいいかという施策を打っていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、3番目の質問の来年度の予算の編成について、どのようにしておやりになるのかということでお話をいただきました。当然、当たり前ですけれども、歳入の部分で減少が見込まれるということであれば、入るを量りていずるを制すではないですけれども、歳出の部分で抑制をしなければいけないというのは当たり前のことだろうというふうに思いますし、そのとおりだと思います。ただ、私が申し上げたいのは、要は歳出が減るということは、田上町の経済の中に落ちる金額がその分減るということなるわけです。地域経済の血液という形になります。いろんな各施策の見直しであるとか町長は述べておられますけれども、見直しという中において各制度や施策について効果の検証というのはなされているのかいないのか、これも質問としてさせていただきたいというふうに思います。

したがって、予算編成に当たってはいろんな考え方があるわけですから、当然予算は町長の意思表示という形で、来年の予算編成、12月頃になるのでしょうか、その頃を楽しみにしております。どのような形で予算が組まれるのか、もしその中でおかしなものがあれば当然のことながらまたご指摘はしていきたいというふうに思います。

したがって、2番目の質問としましては、1つ目、現状の町の財政をどのように思われておられるのか。それから、その課題は何だということでお考えになられているのか。それから、各種の制度や施策について見直しを行っていると言いますけれども、効果の検証までやられているかどうか。効果の検証というのは、今回の予算委員会の中で言われている成果と、この程度の内容では駄目です、悪いですけれども。要は例えば会議を月に1回やります。やりました。だから何なのという話。これは、検証ではないですよ。だから、これを上回る検証をしているかどうか、この辺を3番目としてお聞かせをいただきたい。

私からは以上です。

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤議員の2回目の質問の町の財政についての認識、今ほど小野澤議員の言われた厳しい予算の見方、同じように私は大変厳しい財政だというふうに捉えております。いろいろと小野澤議員のほうから町の財政について非常に深い検証をしていただきました。確かに今の町の状況、決していい方向に向かっているとは私も思っておりません。小野澤議員が言われるように、少し厳しい方向に向かっているのだなというふうには捉えております。町が小野澤銀行に融資をお願いをしたら、果たしてちゃんと融資をしてもらえるのかな。注意、黄色の信号がともっているというふうに捉えられるのかなというふうな思いがいたします。

今現状で厳しいというふうな状況ではもちろんありませんけれども、確かに小野澤議員の言われる少しそうした厳しい方向に向かいつつあるのだという捉え方は同じで、それは何かといえば、これだけの交流会館であり、道の駅であり、学習会館であり、大きな事業をやってきております。こうした経常経費がどんどん膨らむ状況にあって、それは生易しい財政ではないということは当然認識をいたしております。先ほどから財政規律という話であります。そんなのは財政規律ではないというふうにお捉えかもしれません。しかし、財政計画、それこそ町の財政を厳しく検証していないではないかというふうなお話でございます。各課に今の事業、そして制度、そうした関係については今後の財政計画を組むに当たって厳しく指摘をさせていただいております。十分そうした制度の見直し等やるように指示をいたしております。まさにそのことが私は財政規律だというふうに捉えております。

税収の落ち込みにつきまして、私はこの3,000万円というのは非常に田上町の財政において大きいというふうに捉えております。決して小さくはありません。それこそ小野澤議員が第1回目の質問の中で言われておりましたワニの口が大きくならないようにということでもあります。しっかりとそうした財政に取り組む中で、まさにそれこそ入るを量りていずるを制す、まさにその言葉に尽きる、この表現に尽きるのだらうと思っております。しっかりと来年の予算編成につきましてはそうしたことを、事業の見直し、検証も踏まえた中で取り組んでいきたいと思っております。

財政を捉えるときに、財政指標、これは本当に私は大事な指標だと思います。今町の状況がどういう状況にあるとか、それを捉えるには財政指標、これが本当に大事なのだらうと思います。そうした財政指標をしっかりと捉えた中で、どういうふうに政策を打っていかなくてはならないのか、どういう見直しをしていかなくてはならないのか、そういうことが大事なのだらうと、こういうふうに思っております。予算編成につきましては、当然であります、事業の検証をしっかりとした中で取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

1 番（小野澤健一君） 最後の質問になります。答弁ありがとうございました。

私は、私の思いがまだ通じていないのかなというふうに思います。先ほど申し上げたまちづくり財政計画、これ非常に精巧につくってあるということで、私はこれけなすつもりは全然ないのですけれども、5年間これを見比べてみると非常に数字がぶれている。要は来年度の予算編成をするにはいい材料かもしれない。けれども、3年後、5年後を見据えたときに果たしてこれがベースになるかって。そうならな

い。5年間を見ると数字はかなりぶれています。それは、いろんな状況があるかもしれない。だから、私はそういうものも当然大切だけれども、それよりも日本であれば日本国憲法のような一番基になる財政規律を明文化をして、その規範とか数値目標を設定をすることが、今の田上町にとって必要ではないかということで質問をさせていただいたわけ。町長の中では、自分の指示であるとかいろいろなもの、これが財政規律だという、それは町長はそういうふうにお考えかもしれない。けれども、財政規律というものは、ある意味では町民に周知をし、田上町はそれに根差して財政をマネジメント、コントロールをしていくのだと、そういった意思を表す数字であるはずです。今田上町は、町長が言ったように明日明日例えば潰れそうだ云々、そういう財務状況にはなっていないですけれども、一般質問の論述の中で申し上げてきたプライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支が残念ながら赤字基調になりつつある。要は表面上は当たり前です。歳入と歳出を比べたら赤字ですなんていう、そんな実態があったらちょっと勘弁してという話になるわけだ。ところが、本当のベースになっているところが赤字なのか黒字なのかということ进行分析の中で、平成30年度から潮目が変わった。赤字基調に推移をしてきている。これというのは、企業財務で考えると倒産の前触れなのです。自治体というのは、絶対デフォルト、倒産はないです、国が責任を持って財政再建をやらせるわけですから。一般企業と同じように路頭に迷うことはない。けれども、財政的に厳しくなったとき一番被害を被るのは町民なわけです。行政サービスもままならない。行政サービスの単価は上がる。だから、そうならないために、私は町長が言われた交流会館であるとか地域学習センター、ああいった箱物で巨額の投資を、事業をしたわけです。当然そのツケが今後回ってくるわけです。それが回ってきてからでは遅いのです。今だから財政規律、例えば経常収支比率にしても、いや、交付金が幾ら入ってくるかわからないではないかと、8月にならなければわからないのだよと。だから、明確な数字は出せないのだと、こういう考え方を述べる人もいますが、そうではなくて、それ以外の数字は田上町のほうでコントロールできるでしょうと。それは、国から入ってこなければ分からないものも当然あるけれども、だからといって何もしなくていいということではないと思うのです。できる限りの中で、例えば人件費をどうする、あるいは職員の数をどうする、そういったものが経常収支比率に反映をするわけで、それが因数分解した中の要素として入るわけですから、そういったものをしっかりと町民に対して周知をする中で、町民主体なわけです。例えば私はいっぱい町民税払ってもいいから質の高いサービスを受けたいという人もいれば、い

やいや、私はそこまではいかない、いろんな形があるわけです。最終的には、質の高いサービスを町民にいかにか継続をして提供できるかというのが自治体の大きな役割であるわけで、その裏づけになるものが財政であり、その財政の大本をある意味で担保する、保障していくのか財政規律というふうに私は思っていて、それで各種の数値について目標設定が必要ではないかということで問題提起をしたわけです。お答えは、町長から言われた、今のところそういった数字はおつくりになる、そういうお考えはないようですけれども、ただ成り行きとして数字がこうなりました、いや、景気が悪いからこうなのだと、そんなの申し訳ないけれども、誰でもできることであって、こうならなければいけないという意思表示をぜひとも財政の中で示していただきたい。それを達成するためにどうしたらいいかということ在必死で考えていただきたい。それは、町長が言われるように各制度の見直しであるとか施策の見直しだと。では、見直しをするのであれば、それは検証結果、どれだけの波及効果があるのだ。それをやめたことによってどういう悪い影響といい影響が出るのだ。こういったものを本当にてんびんにかけてながら、私は精査をしているというふうには残念ながら思えない。逆にそこまでやれるのであれば、さっき申し上げたように、この程度の内容のものしか出てこないなんていうことはないと思うのです。したがって、もう少しシビアに考えていかないと、悪くなり出したときにもう耐え切れません。田上町の例えば町税、個人対法人、大体10対1ぐらいです。個人というのは間違いなく、前にも申し上げたように、毎年1歳ずつ年を取り、退職をしていく人がどんどん増える。そうすれば町税は落ち込んでくるわけです。そうかといって法人のほうに期待が持てるかということになると、例えば本田上の工業団地にしたって遅々として進まない。ましてや今新型コロナウイルスのこういう状況の中で、廃業を検討しているようなところも全国的に出てきている。こういう状況の中で、お先真っ暗というわけにいかない。したがって、今申し上げたようなことをおやりになるかやらないかは、それは執行側のお考えになるとは思いますが、私は議員として、あるいは財務について数十年関わってきた人間として、提言というような形で財政規律はしっかりと制定をして、そのための規範や数値目標、これをしっかりと定めて、なおかつ町民に周知をする中で、それにのっとった財政運営をしていていただきたいということでお願いをして、質問を終わりたいと思います。本件についてご意見云々一切ありませんので、私の主張で終わらせていただきます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、4番、渡邊議員の発言を許します。

(4番 渡邊勝衛君登壇)

4番(渡邊勝衛君) 議席番号4番の渡邊です。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染は、第2波も峠を越え、少し落ち着いてきましたが、まだまだ油断ができません。皆さんからもう少し自粛をしていただき、感染を止めていただきたいと思います。

7月豪雨で熊本県をはじめとして、大分県、山形県で災害が発生しております。このたび九州西岸を北上した大型で強い台風10号は、各地に暴風雨や猛烈な雨による被害をもたらし、長崎市で7日未明、最大瞬間風速59.4メートルを記録し、この地点の観測記録を更新。長崎県五島市では、1時間に88ミリの猛烈な雨を観測しました。九州では、多くの住民が避難所に身を寄せたが、新型コロナウイルス対策で収容人数を減らした影響で定員に達成する避難所が相次いでおります。超過受入れや別施設への移動を余儀なくされるケースが続出しております。専門家は、突然の新型コロナウイルス対応に避難所運営が追いついていないとし、自治体は避難所の増加や住民との共有、徹底を急ぐ必要があると指摘しております。防災システム研究所の山村武彦所長は、自治体に対策を急ぐよう求める一方で、施設整備には時間がかかるとも指摘。住民も日頃から隣近所で助け合い、命を守る最善の行動を考えておかなければならないと話しております。

今回は3つのテーマで、最初は9月14日から始まる令和3年度の地区要望について、2番目は新型コロナウイルス関連について、最後は国道403号三条北バイパスについて、3つのテーマで町長に尋ねます。

1番目、令和3年度の地区要望について。今年も地区要望の時期が参りました。区長より、地区要望を提出しても町の対応が遅く、町民にはいつになったら対応してくれるか、お願いしても今後の対応について回答がないため地区に説明ができず、区長も苦慮しているのが現状です。安全で安心な田上町をつくるために、ぜひとも9月に始まる地区要望の要求に対して真摯になって対応することが必要です。地域整備課の科目で、道路維持費の主な施策として、側溝改良、舗装補修、防護柵設置、区画線標示、路肩保護等の整備、狙いとして、道路側溝等の整備、路面補修等を行い機能確保に努める、また安全施設の整備拡充により交通事故防止を図る。科目で除雪対策費の主な施策として、主要道路において冬期間の車両及び歩行者の交通確保、狙いとして、除雪機械の確保と融雪施設の維持管理を行い、作業体制の強化と効率化に努め、冬期交通を確保することにより産業経済活動と町民生活の安定を図

る。科目で道路新設改良費の主な施策として、道路改良、舗装新設改良を実施、狙いとして、道路の舗装化を進め、生活道路の整備と道路環境の改善に努め、交通の円滑化を図る。科目で河川改良費の主な施策として、小河川、水路等の改修整備、狙いとして、普通河川、水路等の維持管理と改修整備を進め、水害の防止に努める。科目で公園管理費の主な施策として、各種公園、広場等の維持管理、狙いとして、地域住民の憩いの場と児童の健康増進を図り、豊かな情操を育てるため、施設の維持管理を図るとなっております。総務課の科目で、交通安全対策費の主な施策として、交通安全思想の啓発及び交通安全施設の整備、狙いとして、効果的な交通安全活動を実施し、交通事故の撲滅を図る。科目で自治振興費の主な施策として、防犯事業、狙いとして、LED防犯灯を設置し、明るい住みよいまちづくりに努めるとなっております。

私の令和元年9月議会の一般質問で、地域整備課に地区要望を10年以上継続して要望を出しても工事が実施されなかった箇所が、中店地区で5か所、曾根地区で1か所、上横場で2か所、上吉田で2か所、川船河地区で5か所、青海地区で1か所、下吉田地区で1か所、原ヶ崎地区で4か所、本田上地区で9か所、計30か所となっております。前地域整備課長の回答は、私の質問に対して、30か所は全く支障がありませんでしたとの回答でした。私が現地で話を聞いたり、今年の6月29日、7月1日、7月28日に、短時間ですが、大雨の際現場を見ますと、早急に対応が必要です。場所によっては、約20年近くお願いしても手をつけない場所もありました。付近の方も区長にお願いしていますが、いつになったら工事をしていただくことができるか心配しております。今年も全国で多くの災害が発生しております。災害は田上町でも発生します。佐野町長からは、災害に強い田上町をつくっていただきたいと思えます。地区要望時に区長からの要望に少しでもお応えできる町になってください。今年も、新型コロナウイルス関連で町から多くの資料が組長を通じて各家庭に配布されております。来年度に開催されます町の防災訓練も、区長で結成されております田上町自主防災組織連絡協議会から協力を得ながら実施するのみです。

質問といたしまして、1番目、令和2年度の地域整備課施設整備係工事施工箇所と総務課のカーブミラーの設置、修繕、防犯灯の設置、建て替えの要望箇所は全体でどのくらいの箇所がありましたか。達成率はどのくらいになるか、町長に尋ねます。

2番目、10年以上要望されていた30件に対して、令和2年度に実施される件数はどのくらいになりますか、町長に尋ねます。

3番目、工事施工箇所に調整池整備の項目がありますが、調整池は全体でどのくらいの数になりますか。町で整備している箇所と地区で整備されている箇所についても町長に尋ねます。

4番目、地区要望に対して実施されなかった要望に対して区長に説明する必要があるかと思いますが、今後の対応について町長に尋ねます。

5番目、一級河川が大雨時に災害が発生しやすい危険な状態になっております。本年度の浚渫及び河川敷地内に生えた木の伐採について、町長に尋ねます。

2番目といたしまして、新型コロナウイルスの関係です。8月23日現在で、国内での新型コロナウイルス感染者が前日より744人増えて6万3,421人、死者は前日より9人増えて1,203人となっております。新潟県では、感染者が前日より1人増えて139人となっております。全国的には第2波も少し落ち着いてきているのではないかと思います。新潟県では、感染者が増えつつあります。関東圏からの来県はできる限り自粛をお願いし、増加に歯止めをかけていただきたいと思います。気がかりなことは、東京都で入院患者が前日より6人増えて1,581人となり、うち重傷者は2人増えて39人となっております。都は、警戒度を4段階の指標で最も深刻な感染が拡大しているに位置づけております。まだまだ収束が見えない状態です。来年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの開催も厳しい状況となっております。

田上町も2月7日に新型コロナウイルス対策連絡調整会議が設置され、第1回連絡調整会議が開催されました。それから7か月という長い期間、大変ご苦労さまでした。本当に感謝しております。今後も先が見えない状態ですが、体に気をつけて、町民のために頑張っていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時、一次補正分交付限度額が8,362万3,000円、二次補正分交付金限度額が6月24日に国から指示をいただき、1億8,475万4,000円となり、計2億6,837万7,000円で新型コロナウイルス感染症に向けて支援をしていただきたいと思います。

佐野町長がいつも言われている真に困っている人に対して手を差し伸べていただき、景気の下支えを行っていただき、それに伴う雇用対策を実施していただきたいと思います。さらなる景気の落ち込みも予想され、特に製造業は回復が遅くなると言われております。雇用し続ける支援を行っていただきたいと思います。

今後発生する台風に備え、町民が集まらなければならない事態に備え、クラスターを発生させないために感染拡大の防止を行っていただきたいと思います。

小学校、中学校とも2学期が始まりました。子どもたちにとって一番楽しい2学

期となります。1学期にできなかった中学生の修学旅行、小学校の運動会などが予定されているかと思えます。スポーツの秋でもあります。できる限りの行事を行っていただきたいと思えます。

幼稚園の年長、小学校6年生、中学校3年生は、来春には次の学校生活が待っております。そのためにも、新型コロナウイルス感染者が出ないように、町民の皆さんでできる限り自粛をしていただきたいと思えます。

質問といたしまして、町の二次補正での支援策に対する対応も示されました。最重要項目について町長に尋ねます。

2番目、田上の赤ちゃん特別定額給付金事業で令和3年3月31日までに妊娠届を提出された方も対象にさせていただきたいと思えます。町長に尋ねます。

3番目、梅雨などで水害が起こりやすい時期を前に、県と市町村は災害時の住民避難が新型コロナウイルスの感染拡大につながらないように、避難所の運営方法の見直しに着手しました。その現状について町長に尋ねます。

3番目としまして、国道403号三条北バイパスについて。平成8年度から県や市がバイパスの整備を進めてきた一般国道403号小須戸田上バイパスが、無事に今年の3月22日に21世紀の夢を乗せて全線開通されました。施工地は、新潟市秋葉区から田上町羽生田までの7.78キロメートルで、新潟県の施工が5.03メートル、新潟市が2.75メートルでした。過去5回供用開始が行われ、今回は新潟市秋葉区鎌倉新田と田上町湯川の2か所で供用開始となり、全線開通となりました。一般国道403号は、新潟市を起点とし、長野県松本市に至る実延長約370キロメートルの幹線道路で、昭和57年に国道に認定されています。しかし、現国道では特に朝の通勤時間帯に恒常的な渋滞が発生し、日常生活に大きな支障となっているほか、幅員狭小で歩道未整備区間もあり、歩行者や自転車交通にとって危険な道路であり、交通事故等の発生が懸念されております。平成23年度の新潟・福島豪雨の際には、道路が冠水して一時通行止めとなり、防災上の課題も浮き彫りになりました。三条北バイパスは、これらの抜本的な解消を目的に計画された田上町羽生田から三条市塚野目までの延長8.32キロメートルとなっております。事業の効果として、通過交通の分散により渋滞が緩和されます。現道の交通安全性が向上します。緊急輸送道路としての機能強化により災害に強い道路ネットワークが構築されます。救急医療施設への搬送時間短縮により救命率が向上します。信濃川右岸地域の連携強化が図られます。工業団地へのアクセス向上により物流の効率化が見込まれます。地域観光の活性化が期待できます。快適で安全・安心な道路となります。令和5年度に待ちに待った県央基

幹病院が開院されます。田上町や加茂市から県央基幹病院へのアクセスは、現在整備されている北バイパスです。現在は、三条北バイパス8.32キロメートルに対して供用区間が3.58キロメートルで、残事業区間が4.74キロメートルとなっております。田上町羽生田から加茂工区の第1工区は、供用区間が2.84キロメートルで、平成9年3月に供用開始され、下条工区の第2工区は供用区間が0.74キロメートルで、平成28年3月に供用開始されました。第3工区から第6工区は、現在工事進行中となっております。

質問といたしまして、1、現在工事中の下条工区の第3工区は下条川より南側になりますが、現時点での工事完了時期について町長に尋ねます。

2番目、第3工区から第6工区までの工事箇所、道路等環境整備促進期成同盟会で何か支障がありそうな工区がありましたか、町長に尋ねます。

3番目、塚野目代官島線から県央基幹病院までのアクセスについて町長に尋ねます。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、令和3年度の地区要望についてお答えいたします。1点目の令和2年度の地区要望の箇所数と達成率であります。地域整備課所管については、土木工事の新規要望87件と継続要望198件とを合わせた要望総数は285件であります。それに対して直営工事に対応する箇所や簡易な修繕である指示書工事を含めた総採択件数は60件であり、採択率は21.1%であります。総務課所管では、カーブミラーにつきましては新規要望11件、修繕要望11件、要望総数22件であります。これに対する工事箇所数は、新設4件、修繕5件、計9件であり、採択率は40.9%となっております。防犯灯は、17件の要望に対して、設置箇所数は11件、採択率は64.7%であります。

2点目の10年以上要望されていた30件に対して、令和2年度に実施される件数であります。令和2年度要望は30件ありましたが、そのうち3件が取り下げられ、現在27件となっております。昨年の9月議会においても、地区要望に関する一般質問で答弁しましたが、この27件の要望の中で特に危険な箇所はないものと考えております。令和2年度において予算化されたものは1件あり、既に工事は完了済みとなっております。

3点目の町内での調整池の数であります。堤と言われるものも含めまして町内

に調整池は21か所あります。そのうち地区のほうで維持管理をさせていただいている箇所が3か所、新潟経営大学所有の調整池が1か所、それ以外の17か所については町で管理をいたしております。

4点目の採択されなかった地区要望に対する区長への説明責任についてですが、予算化され、実施することとなった地区要望については、路線名、工事概要、発注時期を記載した一覧表を毎年3月議会終了後に各区長に配布させていただいております。本来であれば、その他の予算化されなかった地区要望につきましても各区長に説明し、ご理解をいただければよろしいでしょうが、箇所数も多く、説明にかなりの時間を要することから行っておりません。採択されなかった要望箇所の理由や不明な点等がありましたら、地域整備課にご照会いただければその説明等の対応をさせていただきます。

5点目の河川の管理についてですが、昨年の台風19号や本年7月に西日本を襲った豪雨に代表されるように、近年豪雨災害が頻発化、激甚化しております。こうした状況におきましては、事前にハザードマップを確認するなど、まずはご自分の身を守ることを最優先に考えることが大切であると考えております。

さて、一級河川の浚渫及び河川敷内の木の伐採につきましては、新潟県からは、地域の皆様からの要望を踏まえ、河川の流下能力を著しく阻害しているなど緊急性の高いものから予算の範囲内で優先度をつけ実施しているとのことであります。また、除草などの要望や大雨が降った後など流木が引っかかっているような状況をお見受けした際には、町から新潟県に連絡いたしますので、ご面倒でも地域整備課までご連絡いただければと思います。

次に、新型コロナウイルス関連についてお答えいたします。町の二次補正支援策における最重要項目についてお尋ねですが、8月12日と9月1日の議会全員協議会におきまして、町の支援策をお示しし、協議いたしました。これらの支援策は、議会からご提案いただいたものも含め、真に必要な支援策と判断し、お示ししたものであり、全てが最重要項目であると認識をいたしております。また、雇用に関する町民アンケート調査を実施いたしましたが、その結果を踏まえた支援策につきましても今後お示しさせていただくことしておりますので、これについても最重要項目の一つとなるものと捉えております。

田上の赤ちゃん特別定額給付金事業で令和3年3月31日までに妊娠届を提出された方も対象にさせていただきたいとの要望ですが、そのことにつきましては主管課である保健福祉課に妊婦も対象とすることができないか検討させました。女性

職員等の様々な意見を踏まえた中で、流産の場合、女性の精神的なダメージなどを配慮すると当町としては見合わせることにいたしました。

避難所の運営方法の見直しにつきましては、6月議会において複数の議員から一般質問をいただきましたが、現行の避難所運営マニュアルを補完する形で感染症対策編を作成し、全職員に周知をいたしたところであります。感染症対策編の作成に当たり、飛沫感染防止のパーティションの購入、納品に併せて、災害対策本部員とともに自主防災組織、町の総務課と保健福祉課も交えて実施した感染症対策を踏まえた避難所設営訓練での経過や内容を踏まえて検討いたしました。避難所内で感染者を発生させない、拡大させないことを目的に、避難所開設時あるいは避難所運営時の対策、避難者の受付方法や感染が疑われる方への対応方法などを記載いたしております。また、今回提出議案の補正予算におきましては、マニュアルで必要となる避難所用品も計上させていただいております。台風シーズンを迎えた中で、避難所あるいは自主避難所を開設する可能性が高まっております。避難所内で感染者やクラスターが発生することがないように、町民の皆様が感染症を恐れて避難所への避難をちゅうちょされるようなことがないように、しっかりと対応してまいります。

最後に、国道403号三条北バイパスについてお答えいたします。1点目の第3工区の工事完了時期についてであります。新潟県からは全ての工事を今年度中に発注し、令和3年度中の工事完了を予定しているが、いつどこで部分供用するかは関係機関と協議中と聞いております。

2点目の第3工区から第6工区までで支障がありそうかのご質問ですが、新潟県からは、用地買収も終わり、予算も順調についており、特に支障はないと聞いております。なお、当該工区につきましては、県央基幹病院設置に関わる道路等環境整備促進期成同盟会として必要な予算を要望しておりますが、特に地盤が軟弱で様々な対策を行っているという聞いております。

3点目の塚野目代官島線から県央基幹病院までのアクセスについてであります。同盟会としては三条北バイパスの延伸と国道289号線のバイパス整備及び（仮称）石上大橋下流橋の建設を要望しております。なお、新潟県では三条北バイパス供用後も渋滞が予想される第2産業道路の渋滞対策について、現在検討を始めているとお聞きしております。いずれにしても令和5年度に開院予定である県央基幹病院の開院に合わせ、引き続き同盟会を通じて新潟県に要望してまいりたいと思います。

以上です。

4番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、令和3年度の地区要望についてでございます。令和2年度は、防犯灯は17件の要望に対して設置箇所は11件であり、採択率は64.7%であったわけでございますけれども、残りは6件になりますが、これは令和3年度に実施できるかできないか回答をいただきたいと思っております。

あと地域整備課のほうの関係で、昨年、10年以上要望されていた30件に対して、先ほど町長のほうから、3件は取下げ、そして1件実施済みですので、残りは26件というような状態になっておるわけでございますけれども、この3件の取下げは地区から取り下げていたものか、それとも町からの依頼ですか。

あと調整池の関係でございますけれども、今ほど調整池は全体で21か所ということで話がありました。町で維持管理が17か所、そして地区で維持管理が3か所というような状態で、あと1か所が新潟経営大学のほうの関係でございます。地区で3か所やっているわけですがけれども、ここは毎年地区の一斉清掃のときにやっているかと思っておりますけれども、その3か所を毎年やっている。そして、町で維持管理をやっているのは、毎年維持管理をやっているのか、それとも2年に1回とか、どちらか一応お話を聞かせていただきたいと思っております。

あと地区要望に対して区長に実施されなかったことについて説明することでございますけれども、用紙を配布して、30か所は令和2年度にやりますよといっても、残りがまだ250か所ぐらいあるわけです。それをいつやるかというのは区長分らないわけでございますので、そこらあたりを今後どのように町がやっていくかということの説明しなければ私駄目だと思います。例えば令和3年であれば令和3年度、令和4年度、令和5年度ぐらいで、3か年ぐらいで何とかしてやりたいというような状態で区長に説明するのが本命かと思っております。というのは、区長は地区要望に関しては命をかけて町に要望しているのが現状でございます。

あと一級河川でございますけれども、今年の6月15日ですか、才歩川のところ、川のところに大きな木がありました。一応切っていただきました。元を測ったら40センチありました。それから、7月28日のときも才歩川のほうはかなり雨が降って水の流れが多かったのです。その際、川ノ下の大橋の上、左側に川ノ下の神社があります。ちょうどその角のところに4メートルほどの立ち木が川の中に生えているのです。そこにダムの方から流木が流れてきまして、そこに流木が絡まったというような状態で、一応その流木は取ってもらったのですけれども、立木を取ってただけでは応急対策にならないということで、また地域整備課のほうにお願いして木を切っていただきました。というような状態で、田上町には一級河川が多くあ

ります。特に才歩川の場合は、平成14年から平成16年ぐらいまで工事をやっておりましたので、今最悪な状態になっております。浚渫もしなければ駄目だし、河川敷地内に生えた木も、ちょっと大雨が降れば私は必ず才歩川は水があふれると思います。そして、山田川もそうです。山田川も、一応7月ですか、山田橋というのは国道403号にある橋ですけれども、時田課長にお願いしまして、あそこから上流は草を刈っていただきました。下流を見ますと、立ち木、そして浚渫が行われなかったために草がかなり生えています。五社川のほうもそうです。大正川のほうもそうです。本当に一回元からきれいにしてもらわないと、今後120ミリの雨が降った場合、そこから私災害が発生するような状態になるかと思えます。役場の職員に聞きますと、言っているのだけれども、なかなかしてくれないというのが現状と聞いておりますけれども、それだけでは町民の生命を保つことはできないのではないかと思います。

あと新型コロナウイルスの関係でございます。町長のほうから詳しい説明がありました。問題は、避難所の収容人員の関係でございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症により避難所の人員の変更があるのではないかと思いますけれども、今後町でそれがあかないか聞かせていただきたいと思えます。

あと先ほど町長から話がありましたように現行の避難所運営マニュアルを補完する形で感染症対策編を作成しましたということで、全職員に周知したところでありますということ言われましたけれども、こういうのはホームページとか各家庭に配布してもらって、今の避難はどのようにやるかというのを皆さん町民に、そして感染症対策はこのようにやってくださいというような状態で町民に説明をする機会をつくっていただきたいと思えます。

あと国道403号三条北バイパスについてでございますけれども、第3工区から第6工区までというような状態で、第5工区に関してお聞きしたいのだけれども、今のところ佐野町長は問題はなさそうですということでございますけれども、平成29年度に第5工区は用地買収が完了しております。平安時代のものと思われる遺跡の試掘調査の結果、平安時代のものと思われる柱、井戸、溝の跡が確認されたということでございましたけれども、その後その遺跡の本調査はどのようになっているか、町長にお聞きします。

あと塚野目代官島線から県央基幹病院までのアクセスの関係でございますけれども、県道塚野目代官島線は県央大橋につながっております。そこから県央基幹病院までは約6キロあります。私が三条市に通勤していた頃三条北バイパスは、第2産業道路の石徳商店付近につながると言われておりました。先日三条市に用事があり

ましたので、帰りに三条地域振興局道路課に寄って聞いたところ、信濃川下流橋の建設、国道8号線への計画法線が引かれているが、事業認可がまだおりていないとのこと。三条北バイパスは、三条市、加茂市への重要な道路です。それは、県中央基幹病院まで田上町の患者を運ぶ命を守るための道路です。道路等環境整備促進期成同盟会、国道403号線整備促進期成同盟会で要望に努めていただきたいと思います。本当に必要な道路だと思います。町長にこれからの活動について尋ねます。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 渡邊議員の第2回目のご質問にお答えしたいと思います。

毎年大変多くの地区要望が上がってきております。なかなか地区要望に対して実際お応えできていないのが実態でございます。各地区の区長には、そういう面ではご心配とご迷惑をおかけしている状況をおわびしなければならないかと思っております。しかしながら、予算の範囲内で危険箇所を優先的な形で対応する、これを基本的な考え方として、できるだけ地区の要望にお応えしていきたいなど、こういうふうにご考えておるところであります。

調整池の関係とか、それからカーブミラーでしたか、カーブミラーの残りの採択率とか、その辺は担当課のほうから返答させたいと思いますし、一級河川の特に出歩川の除草、流木の関係、お話、質問がございました。町としても、三条地域振興局のほうにその都度、そうした問題があれば、そうした状況を連絡を取りながら措置をお願いしているところでもあります。当然これからもそうした状況があれば、三条地域振興局のほうにお願いをしていきたいなど、こう思っております。県も財政難、そういう状況の中で、町としてはそれこそ要望はしておるのですけれども、なかなか除草につきましてもお応えしていただけないというのが実情ではございます。

それから、403号、遺跡調査の結果、これも担当課のほうから答弁をさせてもらいたいと思います。

いずれにいたしましても、令和5年に基幹病院が完成します。それに合わせてアクセス道路、これをしっかりと整備をしていただきたいと思いますということ、同盟会で県のほうに、それこそ北陸地方整備局、また県のほうにその都度要望させていただいております。今後ともそうした同盟会を通じて県のほうに要望していきたいなど、こう思っております。

私のほうからは以上です。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、渡邊議員の総務課の関係について回答させていた

だきます。

防犯灯の17か所中11か所、残りの6か所は来年度やるのかということでございますけれども、また来年度になれば当然地区から要望が出てきますので、その全体を見て、また危険かどうか、優先度を見た上で設置をさせていただきますので、今の段階で来年やるかということではございません。

それから、避難所の関係ですけれども、収容人数につきましては、今後必要であれば見直しをします。あくまでも今1人当たり幾らという形で設置をして人数を決めております。今回は、新型コロナウイルスの対策で飛沫防止用のものをつくっておりますので、今後場合によって1人当たりの面積、それが変わるようであれば、それは当然のごとく変えていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、避難所運営マニュアル、これについては基本的には職員サイドの部分をどういう形で運営していくかという部分で作成をさせていただいております。ただ、渡邊議員がおっしゃるとおり、町民の方に周知をする必要があるようなものであれば、当然町としては周知をさせていただきますし、ハザードマップもつくりました。それで、その際にも災害の危険があったらということで、町も必要であれば当然町民のほうには情報提供していきたいなと思っております。

私からは以上でございます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、私のほうから、まず地区要望に関するご質問についてお答えさせていただきます。

まず、10年以上の地区要望に際しまして今回3件取り下げられたという件についてなのですが、そちらにつきましては、町のほうからではなく地区のほうから今回要望が上がってこなかったということでございます。

それと、調整池の関係になりますけれども、地区のほうで3か所、地区の一斉清掃でそれぞれご協力いただきまして、草刈り、また多少堆積した泥上げ等していただいているところなのですが、残る町の調整池、毎年管理しているかということなのですが、主要な調整池5か所ほどあるのですが、そちらのほうは毎年草刈り、それから堆積の土砂を撤去しております。そのほか、まだ調整池がございますけれども、予算の範囲の中で現場を確認して、堆積土砂の撤去が必要であればそちらのほうも実施しているような状況であります。

それと、地区要望の採択されなかった分についての今後の実施予定の関係になりますけれども、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、年間で採択できる件数が60件ほどになります。毎年新規で要望が上がってくるのが80件から90件。その

中でなかなか計画的に工事箇所を組むというのは非常にハードルが高くて、今年財政計画の中で工事箇所を盛っても、また来年新規の優先度が高いものがあればそれらを見込んで工事箇所をまた選定しなければなりません。地域整備課のほうでも現場のほうを見ながら、計画的な施工ができれば財政計画に盛っていきたいと考えておりますので、その辺そういった事情をご理解いただきたいと思います。

それから、一級河川の関係についてであります。町のほうに流木の撤去、それから先ほど渡邊議員もおっしゃいました立ち木の伐採、伐木の関係、そういったものについては連絡があった都度逐一新潟県のほうへ依頼をかけまして、撤去のほうを行っていただいております。あわせて、毎年8月から9月にかけて、県単事業の要望ということで新潟県へ町の事業の要望を出しているのですが、その中でも才歩川、それから山田川、あと五社川についてもそうなのですが、浚渫、それから草刈りの維持管理ということは、毎年要望しております。しかしながら、県の維持管理の事業費もあることですので、計画的な維持管理が今のところ難しいという話は少し聞いております。

最後になりますけれども、三条北バイパスの第5工区、遺跡の関係になりますけれども、現在更新されたか分かりませんが、最近私が県のホームページ拝見しましたら、確かに第5工区は遺跡調査中ということで記載があります。しかしながら、直接県のほうに確認しましたら、遺跡の調査はもう既に終わっております。これから工事のほう進捗していくということで聞いております。どの時代の何の遺跡が出たかまでは、町のほうに情報は来ていないので、もし必要であれば後でお調べしてお答えしたいと思います。

以上であります。

4番（渡邊勝衛君） それでは、3回の質問をさせていただきます。

まず、調整池の関係でございます。衛生的、そして安全面から見れば、高さは1メートル以上ございますので、地区での維持管理というのは非常に危険な状態になるかと思っております。今ほど課長のほうから話がありましたように、毎年やるのではなくて2年に1回やるような状態で、町から全部維持管理をしてもらうというような方法がいいかと思っております。1年ぐらいたっても、そう多くの土とか草とかは生えておりません。2年に1回ぐら代わりばんこで、例えば合計20か所でございますので、10か所ずつやれば、地区の方からやっていただくとなると、先ほども言ったように安全面と衛生面ということで非常に心配の点が出てきますのです、そこらはまた今後検討していただきたいと思います。

あと先ほど町長のほうから、例の30件の問題ですけれども、危険な箇所はないものと考えておりますということで、1回目の質問のときに回答がありました。区長が地区要望として出しているのは、危険であるために私は出すと思います。安全・安心のためにここは直してもらおうと。それは、あくまでも区長の要望であるかと思いますが、それはまた逆に地区からの要望なのです。町民の皆さんからの要望なのです。そこをよく考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一点でございますけれども、防災の関係でございますけれども、最近、8月ですか、防災システム研究所の山村武彦所長は、「感染症×大規模災害 実践的分散避難と避難所運営」という本を発刊されました。そこを見ますと、その本は町の防災担当から借りたのですけれども、水平避難と垂直避難ということで、かなり今の状況は前の状況と変わってきております。町が今後垂直避難を多くすることによって皆さんが避難所に行くことが少なくなっております。そこらあたりも町のほうから考えていただきまして、県のマップ等を見ますと、防災マップ見ますと、全部自分の家の高さが分かります。それを見ながら、うちは避難しなくてもいい、そして低いところは避難しなければ駄目だということになると、避難する人と自宅で避難せず待っている人というのに分かれてきて、避難所が混まないというような状態が出てきます。それを町からやっていっていただきたいと思ひます。そうすることによって新型コロナウイルスの関係の問題もかなり減ってくるのではないかと思ひます。

それでは、私3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 地区要望の件であります。

危険箇所、地区としてはここは危険なのだという形で要望が上がってきている。いろいろと地域整備課でも実際にその現場を見させていただいて、危険なのかどうかということの判断の結果なのだと思うのですけれども、危険というその見方もあろうかと思ひます。どういう観点でというふうなこともあろうかと思ひます。それらは、またそういう危険箇所の要望に対しては、再度また検討してみたいというふうに思ひます。

それから、避難所の関係なのでありますけれども、それこそ九州の今回の台風の関係、本当に避難所がもう満員になってしまって、受入れができないというふうな状況が報道でありました。町としてもそうした新型コロナウイルス感染の対応というふうなことで、新しくといいますか、別に旅館関係の協定をお願ひをしたり、で

きるだけそうした、今渡邊議員がおっしゃるように、自分のところは安全だというふうなことをまずは確認をしていただく、災害になったとき、確認をしていただくということが、これが一番重要なことだと思います。そうした中で、避難すべきは避難するというふうな形になろうかと思います。いずれにいたしましても、そうした中でも避難所の収容ということを考えると、新型コロナウイルスの関係を考えて、今の体制で果たしていいのかなということもありますので、これから研究材料にさせていただきたいな、こう思っております。

地域整備課長（時田雅之君） 調整池の関係になりますけれども、地区にご協力いただいている3か所については、調整池の底打ちをしております、草等はほとんど生えませんが、ただし、雨が降った後には当然のことながら泥等が堆積することはあるのですけれども、そういったところは地区に毎年と言わず2年に1回でいいのかどうかも含めまして、また区長と相談したいと思います。ほかの町管理の分につきましては、底打ちをしておらず、常に毎年草刈りが必要なところもございまして、そういったところもありまして、町管理の分については現場を確認しながら、調整池の整備を回しながら整備していきたいと思っております。

以上です。

議長（熊倉正治君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時38分 休 憩

午後2時50分 再 開

議長（熊倉正治君） 再開いたします。

それでは、本日最後の一般質問、7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） 議席番号7番、今井でございます。それでは、本日最後の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回私は、10月28日開業予定となっております道の駅について、そして今年度、来年度が策定年度となっております次期総合計画についての町の考え方を伺いたいと思います。

田上町に住む住民が互いにつながり、また隣接する町役場をはじめとした行政機能、農業などの町の産業、観光、地域資源、そして町外から訪れるたくさんの人々を含め、それぞれが多様な形につながりを深め、連携の核であり軸、ハブステーション

ョンとなる新たな町のにぎわい拠点の形成を目指し、「近き者よろこびて、遠き者来る」をコンセプトにした10月28日開業予定の道の駅の整備が今日まで進められてまいりました。この道の駅オープンを心待ちにし、期待を寄せる町民の声もある一方で、無駄な箱物、税金の無駄遣いになるのではないかという厳しい声も聞こえております。オープン予定まで約1か月半と差し迫ってまいりましたが、町全体に道の駅開業に向けた高揚感、期待感が醸成されているとは言えない状況ではないかと私自身は感じております。私自身、これまで特別委員会の場、また予算審議の場においても、この道の駅開業に向けた町全体の高揚感を高め、町民を巻き込んでいく、その仕掛けづくりの必要性を訴えてまいりました。その一例として、愛称の募集や道の駅のロゴの住民投票などを提案してまいりましたが、実施されることはなく、大変残念に思っております。加えて、オープンイベントなどもいまだ見えてきていないのが現状です。道の駅基本構想、基本方針1にある町民とつながり、喜ばれ愛される施設としていくには、開業まで限られた時間ではありますが、町全体に地域の皆さんの期待感を促すような取組やオープンイベント等を展開していく必要があると考えます。今年18日には、長岡市ではながおか花火館という道の駅がオープンをいたします。このながおか花火館は、18日から22日までの5日間、この5日間をかけてオープニングイベントを実施する予定というふうに聞いております。新型コロナウイルス対策をした中でイベントを実施することは、ウィズコロナの姿を町が示すことにもなり、低迷している町の経済活動や社会活動を取り戻していく上でも非常に重要であると考えます。町は、開業までの期待感を促すような取組やオープンイベント等をどのように展開されていくのか伺います。

あわせて、この道の駅事業の構想や方針は、先ほども少し述べましたが、町民同士のつながり、様々な関係機関や産業、観光などが多様な形でつながる交流、連携の核、ハブステーションとしての町の拠点化を目指しているわけですが、その具体的な町の姿、望む町の姿というものをどのように捉えておられるのでしょうか。都市再生整備計画上では、町の課題の一つとして、町民のまちづくりへの参加の促進、人口減少と高齢化が進む中で、町民のまちづくりへの主体的な参加を促すことで、地域に根差した環境整備や町民による地域価値の再認識、財政的負担軽減などにつながるなどが挙げられており、都市再生整備計画上の政策評価指標を交流会館の利用者数、まちおこし活動の参加者数、町民アンケートの高齢者の生きがいづくり、地域資源を活用した活動の促進、多様な交流の推進、この3項目に関する満足度の点数と設定をしています。しかしながら、私は都市再生整備計画上の評価では

なく、町としての道の駅の最終ゴール、具体的な町の姿をしっかりと明示し、事業評価には町民のまちづくりなどの参画、協働や交流などに対する行動変容や心理変化をしっかりと可視化、数値化して評価することが事業評価だというふうを考えております。そのための事業評価指標を設定し、その評価指標をしっかりと持ち合わせて、この道の駅事業を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、今年度予算ではこの都市再生整備計画の事業効果分析調査業務委託として330万円を計上しております。地域学習センターのオープン時期が3月ということも踏まえると、今年度の実施は不可能になってくるのではないかというふうにも考えますが、見解をお聞かせください。

続いて、次期総合計画について伺います。総合計画は、平成23年に地方自治法が改正をされ、法的な策定義務は廃止をされましたが、町の将来展望、中長期的なビジョン、総合的かつ計画的な町政運営を行うための指針を示す重要なものであるということ言うまでもありません。今年度、来年度と2年間をかけて策定をしていく予定となっており、今年度は策定に向けた第五次計画の検証や次期策定に向けたワークショップが計画をされています。住民参加型総合計画策定のワークショップは阿賀町でも実施された例があり、まちづくり会議を設定し、6回のワークショップを開催されたようではありますが、実態はまちづくり会議での意見が総合計画に十分に反映されず、参加者からは会議の意義を疑問視されるような状態に陥ったとも聞いております。総合計画策定におけるワークショップは、町の現状や方向性を理解していただいた上で、その方策、具体策などを検討していけるようにしなければならず、容易なことではありません。ファシリテーターの力量も相当必要になるというふうに捉えています。町は、このワークショップをどのように取り組んでいかれるのでしょうか。また、次期計画策定に向け、現計画の検証、社会経済環境の整理や当町の現状と主要課題の整理、関連計画の整理、財政フレームの分析、これらなどが必要であるというふうに私自身は捉えております。これらを踏まえて、次期総合計画の進捗状況や、また今後のスケジュール、策定方針はどのようにされておられるのか、お考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、道の駅についてのご質問で、1点目として、町民の期待感を促すような取組やオープンイベント等についてお尋ねであります。以前にも一般質問でオー

プンに向けての取組やイベント等について答弁をさせていただきましたが、当初オープンに向けての取組として考えていたことは、国道403号バイパスの通行者へのPRや交流会館を活用したオープンまでのカウントダウン表示、指定管理者と協力し、直売所での商品販売やフードコートで提供されるメニューの試食会、町の若手職員、女性職員から新たなイベントの検討などを計画していたところでありました。現在の取組としては、道の駅開業に向け、バイパス通行者へのPRとして、大型看板の設置や交流会館を利用したカウントダウンの表示、町広報紙「きずな」での連載での紹介、ホームページを活用した道の駅建設現場の進捗状況を写真で紹介するなど、町からの情報発信に努めてまいりました。今後は、町の庁用車にマグネットシートを張り、オープン等のPRにも取り組んでいきたいと考えております。また、町の若手職員、女性職員、町民の方々、指定管理者を含め、アイデアマン会議を組織し、オープン後の取組などについて様々な意見をいただき、指定管理者に提案させていただいております。近隣大学との連携事業に関しても、セミナーやサークル活動の発表会などの実現に向けた協議を行っているところでありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、人が密集するようなイベント等を控えなければならなくなりました。多くの方が集まる直売所での商品販売やフードコートで提供予定料理の試食会などの実施が難しくなりました。また、オープニングイベントにつきましても同様に考えていることから、式典のみでの開催を考えております。今後の新型コロナウイルス感染症の影響にもよりますが、改めてイベントの実施については、開催できるような状況を見定め、指定管理者と検討してまいりたいと考えております。

2点目の道の駅整備の具体的な政策評価、事業評価についてであります。道の駅の整備に関しては、まずは町民が喜び、幸せを感じられるような施設になることが第一であります。それが様々な交流、町のにぎわいの拠点につながるものと考えております。交流会館は、町の公民館としての生涯学習機能を有しており、町民同士の交流、サークル活動の発表の場、来訪者との交流の場であります。道の駅がみは、町の農産物、食、観光や産業などの情報発信する施設としての機能を持ち合わせます。それぞれの施設で利用者、集客を増やすことでお互いの施設でにぎわいが生まれ、多様な交流が生まれ、道の駅全体のにぎわいにつながっていくと考えております。まずは、町民の方々から利用していただき、リピーターになっていただけるような施設、喜ばれる施設にならないと考えております。多くの町民の方々から来場していただき、町外の方々と多様な形でつながりができれば、

にぎわいは自然に生まれてきます。その成果が出るまでには時間を要します。オープン後すぐに評価できるものではなく、長期的に捉え、継続的に考えていかなければならないと思います。今井議員ご指摘のとおり、町のにぎわいを評価するような指標を設定するという事は、抽象的で難しいものであると思いますが、いろいろ研究しながら、事業評価に努めてまいります。

3点目の都市再生整備計画の事業評価についてお答えいたします。都市再生整備計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間で事業実施期間として取り組んでまいりました。今年度が最終年であり、事業評価業務も国の補助対象となることから、今年度事業計画に計上いたしております。都市再生整備計画では、この事業の目標値として、交流会館の利用者数、年間3万4,000人、まちおこし活動参加者数、年間1万5,000人、町民の暮らしの満足度152.8点の3項目としております。これら3項目の事業評価について、交流会館はオープンしておりますが、道の駅たがみのオープンは10月28日、地域学習センターのオープンは来年3月となっているため、利用者数、満足度の数値は出せるような状況ではないため、今年度の評価は難しく、来年度への事業繰越しも視野に入れ、実施時期を検討しております。交流会館は、令和元年9月にオープンし、1年が経過しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館やイベントの中止等で通常期と同様な年間利用者数とはなっておりません。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった昨年9月から今年の2月までの6か月間の利用者数は1万1,905人であり、目標値とはかなりの差があります。今後は、新たな生活様式を取り入れた中で、交流会館の利用者の増加も含め、道の駅たがみの指定管理者と一体となって、事業評価となる目標値の達成に取り組んでいきます。

最後に、総合計画についてお答えいたします。3月議会でも答弁いたしましたが、町民の方々の参画意識を高めて、様々な町民の方々の意見を町政に反映していくこと、町民を巻き込んだ形での計画づくり、基本政策、そうしたものが大事であると考えております。そういった総合計画を2年かけてじっくりとつくり上げていきたいと考えております。様々な集会等に積極的に出向いて、特に若い働き盛りの世代を中心に、ワークショップ形式にはとらわれずに様々な形で町民の声を聞く場を設けたいと考えております。誰もが住んでみたい、住み続けたい町を目指しています。どんな町なら住み続けたいと思えるのか、そのために何が一緒にできるのかを話し合い、その中でいただいた意見、提言等で取り入れられるものはぜひ計画の中に取り入れていきたいと考えております。実施時期等につきましては、令和2年から令

和3年度にかけて四、五回程度を予定いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めながら、適切なタイミングで実施していきたいと考えております。総合計画策定の進捗状況であります。現在職員による現計画の令和元年度の事業評価の作業を進めております。また、基本構想策定に必要となる産業、条医療福祉等の基礎データの収集、分析等についても、委託業者の力も借りて作業を進めております。今後は、町民の意向などのアンケート調査の実施、基本構想素案の作成作業に入る予定にしておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、当初予定していたスケジュールの変更も視野に入れ、優先順位をつけて作業を行ってまいります。令和3年度には、第五次総合計画の評価と町民アンケート調査の結果等を踏まえて基本計画素案の作成を行います。策定に当たっては、10月28日にオープンを迎える道の駅たがみを中心としたまちづくり、新型コロナウイルスに関連をした新しい生活様式への対応、こういった新たな視点を盛り込むことが重要になってきます。同時に、当然ながら今後の財政見通しもしっかりと踏まえたものにならないければなりません。庁内では、課長級の策定委員会、補佐、係長級の策定検討委員会で協議を行い、それを踏まえて総合計画審議会としっかりと合意形成を図ってまいります。当然ながら議会にも要所において協議、報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

7番（今井幸代君） ご答弁ありがとうございました。それでは、再度お伺いさせていただきます。

まず、10月28日オープンの道の駅なのですけれども、これまでオープン予定というふうにしてまいりましたが、10月28日オープン確定でよろしいというふうな考え方でいいのかということがまず1点と。オープニングイベント等については式典のみの開催というふうにおっしゃられておりますが、果たして本当にそれでいいのでしょうか。県内見てみると、ウィズコロナの中で様々なイベントが実施されるようになりました。先日私、新潟の万代でクラフトビールを集めた食のイベントをやっております。実際新型コロナウイルスの対策をしながらの飲食を伴うイベントというのはどのようにやっているのだろうかとお邪魔をして見てまいりました。入り口での身分証の提示等で県内の在住者であることの確認ですとか、使うテーブルを予約制というような形、時間設定を設けて利用していただいたり、販売するクラフトビール自体は全国のクラフトビールがあるのですけれども、その販売をする者も新潟県内のスタッフが実施をする、そういった形で様々な新型コロナウイルスの感染予防の対策を講じてイベント実施をしておられました。今月18日にオープンを

予定している長岡の道の駅、ながおか花火館は、5日間をかけてオープンのイベントを行う予定としています。ステージイベントとして、TeNY「新潟一番」ですとか「スマイルスタジアム」、そういったテレビ局との連携であったりとか、来場者参加型のゲームであったりとか、ダンスやライブ等のステージイベントであったりとか、そういった中でウィズコロナというものをしっかりと体现しているのです。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、イベントを控えてイベントをやめるというだけでは、町の経済機能、社会活動も含めてですが、この低迷している状況から脱却することができないと思います。民間団体の様々なイベントも町の姿勢を見ていますし、相当気にしています。町がこのイベントをやめているのだから、我々もできないだろう、そういった伝播といいたまうか、というのは非常に大きいものがあると思います。オープニングイベント、オープンまでは考えてみればまだ1か月半あるのです。もう少し町民を巻き込んで、町の皆さんたちも楽しめるような取組を私はぜひ再検討していただきたいというふうに思います。例えばですよ、町長、例えば幼稚園、竹の友とかルーテルの年長たちを招いて、式典は実施されるということなので、式典の最後にみんなでバルーンリリースをすとか、何でもいいと思うのです。自分たちが参加できる、参加をすることによって他人事だった道の駅がちょっと自分たちが当事者になると思うのです。少しずつ少しずつ関わる人を増やしていくことによって、道の駅が盛り上がるという、自分がちょっと関わった道の駅がもっとほかの人に知ってもらおうという、そういった仕掛けづくりを町は進めていく必要があると思います。10月28日にオープンの予定日を設定した背景には、町として産業まつりを新しくできた道の駅で実施をしたい、そういった町長の強い思いもあったというふうに私は理解をしています。11月3日の産業まつりがどのようになっていくのか、方向性が決まったようにも聞いておりますけれども、中止をすることは確かにある意味簡単なのです。ただ、この中でイベント実施するとはどういうことだという批判もあるかもしれません。ただ、その批判も受け止めて、しっかりと対策を講じて、社会活動や経済活動を回していきましょう、皆さん、それがウィズコロナですよということを町自体が示す機会とするべきだというふうに私は思います。町長は、オープニングのイベント等は今の現段階では検討していない、式典のみの開催という答弁ではありましたが、いま一度他の道の駅、直近で言えば長岡がこれからオープンをしますが、他県でもオープンされている道の駅はそれなりのオープニングのイベントを講じています。そういったところも踏まえて再検討を私はしていただきたいと思いますが、見解を伺いたいというふうに思いま

す。

続いて、様々な交流ですとか多様な形でつながりをつくっていくことで、にぎわいは自然的に発生するのだというふうにおっしゃられておりますが、ではその多様な交流ですとかつながりを発生させていく、つながりをつくっていくために町はどのようなサポートといたしまししょうか、仕組みを行政としてつくっていくのか、その考え方があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

道の駅を通じて、町長もおっしゃられるとおり、いかに地域の担い手といたしまししょうか、町と一緒にといたしまししょうか、指定管理者もそうですが、様々な人と一緒になって、町民の皆さんが楽しんだり、地域の課題にみんなでどうやって取り組んだらいいのだろうかとか考えたりとか、そういった仕組みやきっかけを道の駅事業を通じて行っていくべきだろうというふうに思います。特に若い世代の現役世代、子育て世代の方々は、田上町は町内でお仕事をされている方より町外で仕事をされる方が大半です。ですから、仕事や子育てが忙しい方々にとっては、地域社会、自分たちが住んでいる地域に関わるということが非常にハードルが高い。自治体の活動もそうです。PTAの活動もそうです。なかなか自分事にならずに、面倒だなと感じる人のほうが圧倒的に高いのです。だからこそ第五次の住民アンケートを実施した際の住民参加の形、検討会や懇談会などに参加をした人の割合とか、アンケートやインターネットだったら意見を述べたいとか、自治会やボランティア活動参加したいとか関わりたくないとか、そういう設問あったと思うのですけれども、恐らく若年層の関わりたくないという数字は高いのではないかというふうに思います。そういった一つの指標を使って、道の駅の様々なちょっと楽しいこと、何かおしゃれなこと、そういった取組を通じて町に関わりたくないと思う人が減るとか、町の行事に参加したいと思う人が増えるとか、あとはにぎわいでいえば、出荷者の皆さんもおられると思います。町内の商店も出荷者の中に加わっていると思いますが、そういった道の駅ができることによって新規の来店者が、細かい数字はなくても実感値として増えたとか、そういった部分をしっかりと指標に入れていくことが道の駅事業を通じて町のにぎわいに寄与した、寄与しない、どういった取組が足りないという評価や検証につながっていくのだというふうに思います。いかがでしょうか。

総合計画については、ワークショップの形式にはとらわれず様々な形で町民の声を聞く場を設けたいというふうにおっしゃられて、今年度、来年度にかけて四、五回程度そういったものを開催したいというふうにおっしゃられておりますが、これは具体的には対象者は同じ人が4回、5回集まってやっていくのか、それとも毎回

違う人を募って意見を聞いていく会にしていくのか。何をするにも町の策定方針といひましようか、これからのまちづくりの方針がしっかりと示されて、そういった中でそれを具現化するにはどういった方策があるのだろうかという、そういったことを聞いていく場にしていくべきだというふうに思います。そうすると、その基本方針というのはいつ示されていくのか。今ほどの答弁ですと、令和3年度には五次総合計画の評価と基本計画の素案の作成を行うというふうにおっしゃられておりますけれども、基本計画の素案を策定する前に基本構想の策定があつて、その前に基本方針の諮問が総合計画審議会に諮られるはずだと思うのです。そういった段取りがどのようになっていくのか、我々議会のほうも全く聞かされている状況ではないので、そういった流れですとか方針等はどのようになっていくのか、もう少し具体的な説明をいただきたいと思うのですが、お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 10月28日のオープンに向けて、今準備をいたしておるところであります。今井議員のほうからイベント等々についてのお話ありがとうございました。イベントにつきましては、当初は本当にいろんなイベントを打っていきたい、そういうつもりでございました。東京藝大から来ていただいて、コンサート等の計画、そうしたのもイベントとして幾つかのイベントを打っていきたい。今回新型コロナウイルスの関係がなければ、華々しくといいますか、イベントを打って、10月28日のオープンに向けていきたい、そういう大変強い思いはございました。残念ながらこういう新型コロナウイルス感染の状況を踏まえた中でなかなか、それは長岡は長岡で、それはそのように計画をされたのでしょうか。町として11月3日の産業まつりについても計画を断念いたしました。そうした中で、イベントについては本当に苦渋の決断といいますか、確かにウィズコロナということもあるのかもしれません。しかしながら、今の状況下の中で、果たしてそういうイベントでいけるのかという状況を踏まえたときに、これはちょっと厳しいなということで町としては決断をさせていただきました。当日は、残念ではありますが、式典のみというふうなこと、多少のイベント等については全くないわけでもありません。どんなことができるのか、それらについても当然考えも全くないわけでもありません。しかしながら、大々的なイベントを打つことについては全く考えておりません。それこそ10月28日のオープン、町民の方々、それは一部においてはネガティブな考え方もあるのかもしれません。でも、多くの方々が道の駅のオープン、非常に楽しみにしておるといふふうに私は捉えております。いろんな、カウントダウンであるとか、これから今度町の公用車に10月28日のオープンをステッカーとして貼っていくとか、そうした10月

28日に向けての盛り上がりというのでしょうか、そういうものはこれから町としても十分やっていきたいなと思っております。10月28日オープンがこの道の駅の最終的な目的では、ゴールでは私はないと思っております。今といたしますか、アイデアマン会議でいろんなアイデアを出していただいております。もちろん予算化しなくてはならないお金のかかるアイデアもあります。でも、そう金をかけなくても済むアイデアだっていろいろと出していただいております。それは、あくまでも28日ということではなくて、新型コロナウイルスの状況を見ながら、当然長い目でこの道の駅を見ていかななくてはならない。そうした中で、そうしたいろんな出てきたアイデアを有効に活用していく、そのことが一番大事なのだらうと思っています。そうすることによって様々な交流が生まれ、そしてにぎわいの基になっていくんだらうと思います。したがって、今回10月28日のオープンにはイベントは打てない状況ではありますけれども、決してそれがゴールではありませんので、今までアイデアマン会議で出していただいた様々なアイデアが本当にこれから、新型コロナウイルスの影響を見ながらアイデアが活用できる、そうしたこともこれから念頭に入れていきたいなというふうに思います。総合計画につきましては、今年度、令和3年度において計画をさせていただいております。決してワークショップ的な形、形式ばかりにはとらわれない形で町民の方々の、特に若い人たちの意見、どんなふうにこの町をしていきたいか、どんな町だったら住みたいと思えるような町になるか、そうしたことを重点的に町民の方々、若い人たちの意見を取り入れた中で、新しい視点でこの総合計画に取り組んでいきたい、そんなふうに考えております。議会のほうにも、それらについて経過を踏まえながらご報告も申し上げ、またいろんな形でご意見等も、ご提案等も頂戴をしながら、この総合計画作成に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（鈴木和弘君） では、総合計画のスケジュールの部分で若干私のほうから補足をさせていただきます。

先ほど第1回の町長の答弁にもありましたとおり、2か年かけてということで、今は現状令和元年度の現計画の事業評価を実際しております。今年度は、基本構想策定を予定していましたが、本年度中までに。それは、当然町長のインタビューを踏まえ、それから基本構想をある程度業者のほうでたたき台的なものをつくってきた時点で、町民のアンケートも実施をし、さらに基本構想のある程度の部分ができましたらワークショップをして、今ほど町長が申し上げたような形でいろいろな意見をいただいて、やっていこうというようなスケジュールで今のところは考えていた

のですけれども、先ほど申し上げましたように新型コロナウイルスの関係でちょっと遅れています、正直言うと。なので、本来であればそろそろアンケートのたたき台とか、そういう部分も実施していきたいなというふうに思っているのですが、今は事業評価にそれぞれ動いていますし、町長のインタビューも既に終わっています。ですので、これからはまず町民向けのアンケートに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（今井幸代君）　まずは、道の駅に関してですが、改めて多くのイベントはやらないと。私は、町長のご答弁を聞いて、町はやれないのではなく、やらないという判断をされたのだというふうに受け取りました。今町内の中では、町長も常々挨拶等でおっしゃられておりますが、町から感染者を出さないと、そのように常々おっしゃられておるのですけれども、出さないというのは一方では非常に難しいといいましようか、誰がなってもおかしくないわけです。無症状の方で感染をされている方も実際にはいらっしゃるわけですし、そういった中で、私もそうです。ここにいらっしゃる皆さん、誰もが新型コロナウイルスになる可能性というのは持っているわけです。基本的な感染症対策をしっかりと、そういった中で新型コロナウイルスに感染してしまった、そういった方が出てしまっても、ある意味それは仕方がないことであり、それを責めるようなことであったりとか、ましてや出してはいけない、出してはいけないと町長がおっしゃればおっしゃるほど、なった人が悪いみたいな、そういった雰囲気を出しているのではないかとこのように感じています。実際にイベント等々を様々な民間の団体等も中止をしたりしています。その背景としては、町がやらないのにやれないだろうというふうに、町の姿勢を判断基準にされている団体も非常に多くいらっしゃいます。前々回の全員協議会でしたでしょうか、町の答弁の中で、敬老会の実施可否等の質疑のときに、町当局の答弁から、新型コロナウイルスになった方が仮にいらっしゃったとしても、それは誰の責任でもないですし、誰が悪いわけでもない、そういったことをはっきりおっしゃられておりました、まさにそのとおりだと思います。そういった感染症対策をしっかりと講じた上で、経済活動、社会活動をしっかりと回していくんだということが、ひいては地域の経済活動を回復させる一つにもつながりますし、ウィズコロナという姿をしっかりと町は示していく、その必要があるのだと私は思っています。町長は、オープンが最終的なゴールではないというふうに、もちろんそのとおりです。誰もそんなこと思っていません。しかしながら、道の駅のオープンというのはこの

ときしかないのです。オープニングというのは、指定管理者も事業収益を一番上げやすい、お客様も一番来やすい、そういったものを町がやらないという判断をしてしまうと、指定管理者、運営者側もオープニングの、また指定管理者側としてやりたいと思っているイベント等も諦めてしまったりとか、その姿勢に追従するような形になってしまうのではないかとこのうふうにも思います。町長、もう一度再検討されませんか。やらない判断ではなく、やれないのではないのです。やれる方法をしっかりと探すこと、そしてその姿を見せることが私は必要だというふうに思いますし、重要だと思います。町長の再検討、やらないというふうに先ほど2回目の答弁もされましたが、改めての再検討を、私は考え方を伺いたいなというふうに思います。

そして、総合計画に関してでございますが、新型コロナウイルスの発生もありまして、総合計画の段取り等が遅れています。政策推進室が中心になると思っておりますので、新型コロナウイルスの対応等もしている中で、そういったものが遅れていることは理解はいたしますけれども、策定の方針、これからのまちづくりの方針をどのように持っておられるのかということ、しっかりと我々にも示していただきたいなというふうに思います。というのも、これまでは人口減少の中においても町を発展拡大していく、そういった拡大発展型だったというふうに思いますけれども、これからの町の在り方を考えると、人口増や税収増という拡大発展ではなく、縮小、再編をしていく。そして、地域の皆さんの、町民の参画度合いをしっかりと増やして、地域の力を強くしていく、ひいては町の力を強くしていく、そういったまちづくりの転換期なのだろうというふうに思います。そういった基本的な方針をいつ頃議会に示していただけるのか。これから町民アンケート等実施されるというふうなこともありますけれども、今後の全体的なスケジュールであったりとか基本方針を策定をして、審議会に諮問して、これでいいのではないですかという話になれば、今度基本構想の素案づくりになっていくと思うのですけれども、そういったものはどういった、流れが違ったらすみません、どういった形で我々に明示されていくのかということが全然説明をいただけていないので、その辺りの大まかなスケジュール、そのスケジュール自体がいつ頃出るとかでもいいのですけれども、もう少し総合計画策定までの道のりを可視化できるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上、私の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君）　まずは、イベントのことですけれども、先ほども申し上げ

ました。大きなイベントは、全く今考えておりません。再検討、再検討というふうにお話がありましたけれども、そうした大きなイベント等については考えておりません。ただ、イベントと言えるかどうかは分かりませんが、これもやれるかどうかもちろん分かりませんが、そうした小さな何かは式典に合わせた形でやることも今検討をしていきたいなと思っております。確かに議員おっしゃるように、ウィズコロナ、経済の活性化とか町の発展、社会活動、そうしたことを考えれば、確かにそういうことも必要かもしれません。でも、先ほども申し上げました。産業まつりも中止という中で、道の駅のオープンで大々的なイベントというのは、大変残念ではありますが、打てるような状況ではないというふうに判断をいたしております。

それから、総合計画についてであります。スケジュールということでもありますけれども、先ほど総務課長のほうからもお話がありました。新型コロナウイルスの関係でスケジュール的にはちょっと遅れております。この前私自身のヒアリング等もございました。遅れておりますが、少しずつは進めておる状況です。これからアンケート等、そしてまたワークショップ等、そうした形の中で町民の方々の意見、そうしたものをしっかりと取り入れて、そして審議会のほうにもお諮りしながら、議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 今井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時44分 散 会

別紙

令和2年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和2年9月9日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	5番 6番
第2		会期の決定	16日間
第3		諸般の報告	報告
第4	報告第10号	専決処分（田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事変更請負契約）の報告について	報告
第5	報告第11号	継続費の精算報告について	報告
第6	同意第13号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
第7	承認第13号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について	付託
第8	承認第14号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について	付託
第9	承認第15号	専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告について	付託
第10	議案第42号	田上町地域学習センター条例の制定について	付託
第11	議案第43号	地域学習センター備品購入契約について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第44号	田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約について	付託
第13	議案第45号	令和2年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について	付託
第14	議案第46号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第15	議案第47号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について	付託
第16	認定第1号	令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第17	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第18	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第19	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第20	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第21	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第22	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第23	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第24		一般質問	
		散会	

第 2 号

(9 月 10 日)

令和2年田上町議会
第5回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年9月10日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） おはようございます。これより一般質問をさせていただきます。

今回は、1番目に専決処分と議会機能についてでございます。今年も全国各地で猛暑が発生しており、7月23日には埼玉県熊谷市で41.1度、そして8月17日には兵庫県浜松市で41.1度を記録し、猛暑対策への注意喚起と新型コロナウイルス感染防止対策への徹底した取組の喚起と命を守るための対策を国を挙げて取り組んでいるところであります。当初は、気温が上がると新型コロナウイルスは感染しにくい、夏になれば落ち着くのではないかとと言われておりましたが、現在気温が高くなった日本では感染が拡大している状況であります。季節や地域に関係なく、感染症対策の基本は全国一律です。人同士の距離を大きく取り、マスクをつけ、手洗い、うがいを徹底して、3密を避けることが何よりの予防と思います。いろいろな情報が流れていますが、惑わされることなく、予防を徹底してまいりましょう。また、新型コロナウイルスに対する不安は誰もが持っており、誰もが感染する可能性を持っています。感染した人への中傷や差別や偏見を持たず、お互いさまとの意識で見守っていきましょう。

さて、最近の異常気象による全国における甚大なる被害の対応や対策、そして昨

年12月からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策等への取組は、国、県、各自治体が一体となって取り組んでおりますが、なかなか思うように結果が見えてこない状況であります。災害復旧にはボランティアの人たちの支援もお願いしたいところであっても、新型コロナウイルスの関係で募集もままならず、苦勞しているとのことでもあります。国、県、自治体においては、経済活動の停滞はできないが、動きが活発になれば感染も拡大する、感染者が増えれば日常生活に影響が出る、影響が経済の足を引っ張る負のスパイラルの中で、少しでも好転するために取り組んでいるところであります。このような中で、今計画中の田上町第二次補正による新型コロナウイルス感染症への支援対策実施に大いに期待をしているところであります。

このような経済状況の中で、平成26年9月に検討委員会にて基本構想に着手した道の駅たがみ関連事業も6年目の最終年度になってきました。地域交流会館は、昨年の10月にオープンし、町民の交流の拠点として徐々に利用者が多くなっており、さらなる交流の場所として多くの町民の皆様からの利用に期待をしております。また、地域学習センターは令和2年9月30日から11月30日へと工期が延長になりましたが、オープン日も決定をいたしました。そして、直売所施設につきましては、10月28日のオープンが決定して、秒読みのスケジュールで工事が進んでおります。まだ完成はしていませんが、当初の総事業費は約22億円になっております。大型工事が次々と行われる中で、設計変更による請負工事の増工変更も多くなりました。特に専決処分の決裁が多くなっている実態に、精査された中で運用されているのかと不安に感じましたので、町長並びに教育長に伺いをしていきたいと思っております。

私も質問するに当たり、地方自治法179条、180条や田上町行政組織規則及び平成27年3月第1回定例会会議録を読まさせていただきました。にわか知識であり、勘違い、間違い部分もあるかもしれませんが、ご迷惑をかけないように、間違いがありましたら素直に訂正をしてみたい、そのように思っております。

過去における専決処分の議会の委任経過について少し説明をいたします。田上町における平成27年3月定例会、改定前の田上町行政組織規定では、専決処分については町長委任はしておらず、179条の適用に基づいて専決処分がされ、議会承認を求めると、また役職における専決は、副町長は金額100万円未満の契約と工事請負については30万円以上100万円未満の契約、課長共通では金額10万円未満の契約と工事請負については30万円未満と記載され、実施されてきましたが、180条の適用に基づいて執行側から議会の委任による専決処分事項の指定の議決をしてほしいとの依頼があり、協議の結果、町長においての専決処分ができる事項は、1件当たり50万

円以上の損害賠償の額及び議決された契約金の100分の5、5%以内とし、限度額は500万円とすることに平成27年3月定例会にて決定された経過があります。この経過の中で議会が心配したことは、権限を委任すればこの範囲内で行う町長の専決処分については議会報告はされるけれども、承認案件から除外されるので、運用の仕方によっては議会のチェック機能がしっかりと機能、維持できるかとの懸念が記載されておりました。私自身も最近の専決処分は多過ぎるのではないかと感じておりますが、先輩議員の皆様方が懸念されたことにならないように、私なりに調査をしたことについて確認をしていきたい、そのように感じております。

平成27年3月定例会以降からこの令和2年6月現在まで発注された工事等議決案件は、全部で18件、当初の契約金額の合計は36億3,479万円となります。その中で前町政から引き継いだ工事は13件で、当初契約金額の合計は29億9,796万6,000円です。佐野町長が就任後、新規に取り組んだ工事は、両小中学校の空調設備設置工事3件と同報系防災行政無線整備業務委託1件と下吉田川N○. 1雨水調整池整備工事の計5件で、当初契約額は6億3,682万4,000円となります。しかし、就任後の変更契約は、議案可決が1件、専決処分件数は9件で、変更額合計は3,501万9,720円となっています。議会議決による変更契約は、全員協議会または各委員会または特別委員会での調査を経た結果であり、問題はありますが、専決処分9件は全体18件のうち50%を占めており、多過ぎるのではないかと疑問を感じています。内訳として、田上町交流会館、この本体建設工事で専決処分1件、田上町交流会館（電気設備）で専決処分が1件、田上町交流会館（機械設備）で専決が1件、田上中学校空調設備工事で専決が1件、下吉田川雨水調整池整備工事で3件、うち1件は議決、田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事で3件、以上の10件がありました。下吉田川N○. 3雨水調整池整備工事を検証すると、当初契約額は1億6,350万円ですが、専決処分が2回ありました。1回目が280万3,900円、2回目が408万4,300円で、1回当たりでは専決委任の100分の5%以内、上限500万円以内ですが、合計をすると688万2,000円となり、上限500万円を超えてしまいます。邪悪な考えをして、仮に個々に専決処分を行うことで議会対策は時間をかけずに処理できると考えたのではないかと受け取られても仕方がありません。また、田上町地域学習センター補強・改修及び増築工場を検証すると、当初契約額は3億690万円ですが、専決処分が3回ありました。1回目が427万5,700円、2回目が484万2,200円、3回目が474万6,500円となり、1回当たりでは専決委任の100分の5%以内、上限500万円以内ですが、合計すると1,386万4,400円となり、上限500万円を超えてしまい

ます。1回目の専決処分については、事前に交流会館等建設調査特別委員会にて変更に関する説明がありましたが、2回目、3回目については専決処分後の報告でありました。私は、専決処分については極力やるべきではないと思っていますが、1つの工事で2回、3回と専決処分を行うことは、よほどの問題がない限り通常ではあり得ないことだと思います。もし問題が発生したならば、早い時期に議会に対してしっかりと説明をするべきだと思います。

そこで、町長と教育長に伺います。専決処分を行うには、179条に基づく場合の専決処分と180条に基づく専決処分がありますが、今回の9件については何条に基づいて専決処分したのか、また1つの工事で数回専決処分を行う理由について聞かせていただきたいと思います。

次に、所得を上げるための農業政策について伺います。町長は、機会があるたびに農業は町の基幹産業であり、農業振興は避けて通れない重要な政策課題であると述べております。新潟県も令和元年7月に園芸振興基本計画を策定し、米だけの一本足打法から米に続く新たな経営の柱として、園芸導入による経営拡大に向けて挑戦する農業者や産地を関係機関、団体が一体となって生産から販売まで一貫してサポートする体制をつくりました。期間は、令和元年から令和6年までの6年間です。この県の園芸振興基本計画を活用したのかは不明ですが、弥彦村においては令和元年6月に枝豆の生産振興と共同選果場の建設に向けたアンケートを実施し、令和2年度の枝豆作付を目標に実施計画に入りました。農業所得の増加や納税返礼品としての活用及び将来的には輸出まで発展させたいとのことでもあります。町長も、令和元年度12月の定例会にて、農業の担い手育成や農地の集約化などの問題解決に取り組まなければ農業に未来はない。若い人たちが米一辺倒でなく、園芸作物への取組など収入の安定を図らなければならない。そのためにも県が推奨している園芸作物への転換政策に、町もしっかりと乗っていく必要があると言われました。町長は、恐らく県の園芸振興基本計画を念頭に置いた発言だと思いますが、当町における今後の園芸振興策について、大規模農家と小規模農家がある中でどのような取組をしていくのか、町長に伺います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、専決処分と議会機能についてのご質問であります。専決処分は、地方自治法第179条に基づく長の専決処分と同法第180条に基づく議会の委任による専決

処分との2種類があります。法第179条に基づく専決処分は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がない場合などに限り行うことができ、これを行った場合は議会に対し報告し、承認を求めることとされております。一方、法第180条に基づく専決処分は、軽易な事項として議会が特に指定したものについて専決処分を行うことができ、これを行った場合は議会に対し報告することとされております。議員お尋ねの9件の専決処分につきましては、いずれも法第180条に基づき専決処分いたしましたものであります。

次に、所得を上げるための農業政策をとるの質問にお答えいたします。農業は、町の基幹産業であります。田上町は、平野部に位置するという地理上の特色から、田上町の農家の多くは水稻を中心とした複合経営です。新潟県内のほとんどの市町村においても同様であるかと思えます。しかし、稲作栽培より高収益が期待される作物、稲作依存からの脱却を目指し、園芸作物を積極的に取り入れ、農業所得の向上を図りたいと県では考えております。同じ稲作を中心としてきた東北地方の青森県、秋田県、山形県などは、米の比重を減らし、園芸作物の振興に取り組み、農業所得の向上に取り組んでいます。新潟県でも、他県の事例を参考に園芸振興の拡大に向けて取り組んでいます。町では、圃場整備を契機とした中で、園芸作物の導入、拡大を図っていきたくと考えております。具体的には、上横場地区、新津郷田上地区での圃場整備に伴う園芸作物の導入に向け、県振興局、JAなど関係機関と協議し、現在加工用タマネギの導入を目指しています。春には、新潟市西区の全農にいがた敷地内の集出荷施設の整備への助成を行い、町の農業者の方が利用できる体制づくりを行いました。引き続き町農業再生協議会における議論を通じて、町農業の主たる米について、そして町農業全体をいかにしていくのか検討いたします。

なお、園芸作物等の取組につきましては、各農業者の判断に委ねられることとなりますので、農業者の皆様と協議をしながら進めていく必要があるかと思っております。

以上です。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) おはようございます。藤田議員の質問にお答えします。

専決処分と議会機能についての質問ですが、田上町地域学習センター補強・改修及び増築工事につきまして、3回の専決処分が行われたことについてのご指摘ですが、説明が遅くなったことにつきましておわび申し上げます。議員のおっしゃるとおり、1回目の変更につきましては、工事着手後、土砂を撤去した際、既存の建物

の基礎構造が設計図面と差異があり、土砂の撤去に伴い、基礎下部の土砂が崩落する可能性があることから、鋼矢板による土留め工の追加について特別委員会で説明し、専決処分をお願いしたところであります。2回目の専決処分につきましては、鋼矢板の施工を始めたところ、鋼矢板の圧入が土中の深さで圧入できなくなったことから、圧入方法を変更し、施工する必要が生じました。本来は、交流会館等建設調査特別委員会で説明をした後で専決処分をお願いすべきところではありますが、早急に変更手続をしないと圧入機械の手配や年度末までに一定の出来高を上げることが困難と判断し、やむを得ず専決処分を行わせていただき、後に報告いたしましたところでもあります。このたびの3回目の専決処分につきましては、アスベスト含有材の処分量が増え、処分経費も大きく増えることになり、これも処分を急がないとますます工期が遅れるものと判断し、春以降工事の進捗に伴うくい工事や各種撤去工事の追加、工事の工期の延長も含め専決処分をいたしました。このことにつきましては、さきの交流会館等建設調査特別委員会で説明をいたしましたところであります。このたびの地域学習センター補強・改修及び増築工事につきましては、新築工事と違い、施工時において当初見込めなかった内容が発生することが多く、その場合は変更せざるを得ない状況となります。このため、このたびの工事においてやむを得ず3回の契約変更をせざるを得ませんでした。ぜひご理解のほどお願いいたします。今後議決案件で重要な変更が必要になった場合は、できる限り早い時期に説明し、工事に当たっていきます。

3番（藤田直一君） 専決処分について2回目のご質問をさせていただきます。今ほど町長と教育長に専決処分に対する考え方と専決処分を行う理由についてお聞きいたしました。私にはまだ理解できないところがありましたので、再度お聞きをいたします。

1回目の質問で申し上げましたが、平成27年3月定例会にて、執行側から議会委任による180条に基づく専決処分を認めてほしいとの要請があり、当時の議会運営委員長がまとめた経過は先ほど説明をいたしました。専決処分については、あらかじめ議決で決められた事項に関して町長が自由に処分ができるようになったわけです。179条と違い、議会に報告するだけよく、承認を求める必要はないとの強い権限となっています。この180条に基づく専決方法は、議会から理解を得るために時間をかける必要もなく、執行側が報告するだけで処分ができるので、一番やりやすい方法だと思います。また、1回の工事で数回専決処分を行う理由については、先ほどの答弁では早急に行う必要性があった、また工期の関係もあったとの答弁でありました。

が、本来ならば1つの工事において3回も専決をしなければならないこと自体が異常と考えるべきであり、発生した原因は何であったのか、そして今後の対策についてはどのように取り組んでいくのか、説明が各会議であってもいいのではないかと私は思います。教育長が説明が不足だったというようなニュアンスの話をしています。私は、するべきだというふうに思います。頻繁にこのような処分を行うことは、平成27年3月定例会で専決事項が承認案件から除外されたことにより、運用のやり方によっては議会のチェック機能や議決権が軽視される一因になりかねないとの議会側が懸念した方向に行くのではないか、いや、その方向に行ってしまったのではないかと心配をしております。私は、専決処分を絶対にやっては駄目だと言っているわけではありません。執行側と議会は、一心同体であり、両輪です。予算の運用に当たっては、担当部署や庁舎内で内容を精査して、もっと議会の理解を得た中で慎重に進めるべきではないでしょうか。いかがでしょう。町長に伺います。

次に、農業政策についてであります。先般ある雑誌でコシヒカリを有する新潟県は日本海側では農業大国であると思う人は間違っているとの記事が載っております。2015年の統計では、農業全体の産出額では、青森県は3,608億円、長野県が2,402億円、新潟県は2,388億円、山形県は2,282億円、秋田県は1,612億円で、統計では3位であります。2015年以降、青森県、山形県の両県は園芸王国である長野県を上回る伸び率を上げている、下がっているのは新潟県だけである、こういう記事が載っておりました。なぜ新潟県は下がっていくのか。それは、米単作から脱却し、付加価値の高い園芸にかじを切ることができなかったことが大きな原因でもありと書かれておりました。町長が今ほど言われた所得を上げるための農業政策について考えをお聞きいたしました。町としてこれから取り組むのであれば、取り組む前にアンケート調査の実施、収入につながる売れる商品の選定または開発、産地ブランド化に向けた取組等々について、生産者並びに各種団体と協議を行っていただき、早々に計画、プランの着手を町として私はしていただきたいと思っております。そして、県の補助金、JAなどの農業団体の補助金の利用、かつ現行の新規農業者支援事業の内容の見直しを行い、新たに町独自の補助金を活用できるような支援策の予算化を図り、園芸規模の拡大支援、産地化の支援、販売ルートの拡大支援を積極的に町長指導の下で行ってもらい、農業所得の向上を私は目指してもらいたいと思っております。いかがでしょうか。町長に伺います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 藤田議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

先ほどの専決処分の考え方といいますか、私も藤田議員の言われるとおり、この専決処分、町長として専決処分が認められているわけでありませけれども、これは極力といいますか、これはあってはならないというよりも、避けて通るべきことだと思っております。しかしながら、今回の地域学習センター、3回も専決処分をさせていただいた、このことは本当に申し訳ないというふうに思っておりますけれども、一つの大きな理由として、この地域学習センターが全く更地のところで新築工事としてやる工事と違って、補修と、それから改修、そして新築と、3つの工事といいますか、絡み合った工事でありました。そのものが一番大きな理由というふうにご理解いただきたいと思っております。当然全くの更地のところの新築工事と違って、工事を進めていく中でどうしても見えない部分、そうした箇所が出てまいります。今回は、その本当にいい例であったと思っております。そんなことで、当然議会の皆様方にご説明をして、そしてお話をした中で議決をいただいて工事に取り組む、これが本来の姿であると思っております。しかしながら、当初入札の段階で2回の不落もございました。そんなことから工事が非常に遅れてしまうと、発注時期が遅れてしまうという中で、どうしても出来高を上げなくてはならない、そうした問題も、これも大きな課題でございました。そんなことで、それこそ地域学習センターにおいては、特に3回も専決処分をお願いしたということは、本当に私自身もおわび申し上げなくてはならないと同時に、そうした理由があったのだということをご理解いただきたいと思っております。決してやりやすい方法を選んで専決処分をさせていただいているのだということではないということをご理解いただきたいなと、こう思っております。

それから、農業政策の問題でございます。県はとにかくもっと所得の上がる園芸作物、これに力を入れていきたいということで先ほど藤田議員のお話もございました。町もそうした県の施策に乗っていききたいなということは、私自身の頭の中にも当然ございます。どちらかという、県はコシヒカリというものに頼り過ぎていた嫌いがあったのだと思っております。東北の青森とか山形、そして長野というふうなお話も今ございましたけれども、そういうところはもう本当に早いうちから米一本足打法から、所得の向上を目指して園芸作物にかじを切ったと。新潟県は、それに遅れてしまったのだということなのだろうと思っております。先ほども申し上げましたが、圃場整備の中で加工タマネギのというふうなお話もさせてもらいましたが、決してタマネギだけではなくて、私は農業政策、後継者問題もありますが、若い人たちが魅力を持てるような園芸作物、そうしたものに何か取り組めないのかなということが

常に頭から離れません。米だけに頼るのではなくて、そうした所得の上がる園芸作物、いろんな形があると思います。ただ、なかなかその一步が踏み出せないというのが現実なのだろうと思います。若い人たちが本当に魅力を持って農業に取り組んでいこう、そうした思いを、町としてそういう思いがあれば精いっぱい支援をしていかなければならない、そういうふうに考えてはおりますけれども、どうしても若い人たちが魅力を持てるような園芸作物に取り組むということになると相当な資金もかかりますし、また1人ではなかなかできない。ある程度まとまった、法人化と申しますか、そうした中で取り組んでいく必要もあるのだろうと思います。ところが、なかなかその一步が踏み出せない。その後押しを、ちょっと背中を押してやるような施策が取れないかなということは常に考えているところであります。今後ともそうした若い人たちと協議と申しますか、話し合いをしながら、そうした取組ができるような環境整備、これからもしていきたいなと思っております。

以上であります。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。専決処分について3回目の質問をさせていただきます。

先ほど教育長のほうから、早急、工期の問題というお話があったわけであります。しかしながら、私たち議員として見るものは、工期というものは町が設定をするわけです。私らが設定するわけではありません。そして、その中でいろんな経過があって工期設定するわけですから、工期に支障があるのだということは、更地のところに造らないにしても、または改修工事であったとしても、その辺はプロとしっかりと契約を交わして、予算編成にある期間を設けてやるわけですから、こういう問題が発生したからというのは、それは町が発注した管理者との協議の内容、いろんな問題点をしっかりと町は把握した中で、今後のいろんな問題点を解決していく以外に私はないと思うのです。だから、それは今後町が発注した企業に対してこれこれこうなのだよというものをしっかりと指導する私は義務があると思う。その辺はよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

先ほども言いましたが、179条と180条にはそれぞれ定義があるわけです。今回全ての専決は180条に基づいてやったというご答弁でありました。私は、本来専決処分とは議決機関たる議会がその本来の職責を果たしていないから町長は専決処分をやったのだと、または果たさないから町長が補充的に議会に代わってその機能を行ったのだというふうに私は、読んでいくと、解釈をしています。この解釈が間違っているかいないかは分かりませんが、ただ議会としては機能を十分私は果たし

ているというふうに思っております。この専決決裁を工期と、それから早急だけでやるにはあまりにも権限を使い過ぎではないかというふうに思います。議会機能、議会としてはその職責は十分に果たせる能力を持っています。果たしていないのであるならば、それなりの理由がもしあれば聞かせていただきたいし、なければぜひ議会から十分理解を得れるような対策を今後取っていただきたい、そのように思っております。

農業につきましては、今後いい計画、プラン等を町長のほうから出していただけるものと期待しております。早めに農業所得の向上に向けてぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上で3回目終わります。

町長（佐野恒雄君） 今ほど藤田議員のほうから議会が職責を果たしていないというふうなお話、それは全くないのです。そういうことで今回専決をさせていただいたということでは全くございませんので、ひとつ誤解のないようお願いをしたいと思います。あくまでも執行側のほうで、そうした先ほど申し上げた理由の中でやむを得ずお願いをしたということであります。3回も専決を1つの物件でやるということは、これは本来あるべき形ではありませんし、これから例えばそうした工事があるにしても、しっかりと工事が始まる前に議員ご指摘のように精査をさせていただいて、設計者、また工事関係者と打合せした中で工事を進める必要があるかと思えます。当然議会のほうにそうした問題があれば早めにお話をさせていただいて、ご報告をしてご承認をいただくと、そういうふうな形でこれから進めていきたいなと思っております。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 藤田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 9時53分 休 憩

午前10時10分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 私は、日本共産党の立場から、1つは柏崎刈羽原子力発電所について、2つ目には新型コロナウイルス感染症について、3つ目には県央医療圏の医

療縮小をやめさせ、命と健康を守る加茂、田上の医療を発展させるためにということで、佐野町長の政治姿勢を伺います。

第1に、柏崎刈羽原子力発電所についての佐野町長の政治姿勢を伺います。その1つは、原発再稼働の同意範囲についての報道機関のアンケートへの回答についてであります。本年7月12日付け新聞報道によれば、柏崎刈羽原発の再稼働に関する地元同意の範囲を尋ねたアンケートに、佐野町長は新潟県と県内全市町村と答えたとありました。再稼働には県と市町村の同意が必要とし、その理由に原発事故の影響は30キロ圏内に収まらないはずだと佐野町長は答えております。県と市町村の同意を求めた自治体の長は、田上町、新発田市、南魚沼市、糸魚川市の4つの首長であります。そして、30キロ圏内の自治体の同意を求めた首長は7市町村でありました。これまでは、県と原発がある自治体、柏崎と刈羽村の合意だけで原発の稼働を行ってきました。30キロ圏内の自治体や全市町村の合意を求める方向に大きく広がったことは、住民の安全を第一に考える積極的な首長の意見として歓迎するものであります。とりわけ佐野恒雄町長が全市町村の同意が必要とする姿勢を示したことは、大いに評価するものであります。私は、住民の命と安全を第一に考える佐野町長の姿勢を今後も一貫して貫き、県にも国にも住民の立場でしっかりと意見を表明する町長であることを心から強く求めるものであります。町長の姿勢を伺います。

その2であります。原子力発電の再稼働を認めず、再生可能エネルギーの研究と実行を根本的に強化することこそ重要ではないかと考えております。原子力規制委員会は、3年前、2017年12月27日に柏崎刈羽6、7号機原発の安全基準が満たされたとして合格、正確には審査書というのだそうですが、合格を決定しました。しかし、住民は東京電力福島原発の重大事故を、新聞やテレビ、被災地のボランティアなどを通じて原発再稼働には大きな不安を持っており、その不安の払拭はいまだにされていません。柏崎刈羽原発で重大な事故が発生した場合、避難計画の調査を原子力規制委員会に行っておらず認可したのであります。実際に避難計画を立てること自体が極めて困難であることは明確であります。福島第一原発の事故のときは、アメリカはいち早く日本に滞在しているアメリカ人に原発から80キロ以上避難するよう勧告が出たと聞いております。福島第一原発から100キロ離れた会津若松市では、当時毎時約24マイクロシーベルトの放射能が検出されました。本県でも142キロ離れた阿賀町で約0.16マイクロシーベルト、196キロ離れた南魚沼市で約0.52マイクロシーベルト、この距離は大体新潟市も入ります。それだけの放射能が検出されたことが新潟県がつくった資料で明らかになっております。1時間0.11マイクロシーベルト

が限度でありますから、明らかに限度を超えた放射能が大気中に飛来したということになります。柏崎刈羽原発は、田上町から僅か50キロしか離れていません。重大事故が起これば、放射能の到達範囲であることは福島第一原発事故の放射能の到達状況から明確ではないでしょうか。私は、地震国日本における発電は、原子力発電をやめて、再生可能な発電への研究と実行を根本的に強めていくことこそ、安心して暮らせる発電方法だと考えるものでありますが、町長の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症について伺います。新型コロナウイルスの感染症拡大について、3か月に及ぶ緊急事態宣言によって新型コロナウイルス感染症が収束に向かったように見えたが、緊急事態宣言を解除した途端に第2波に襲われています。政府は、全国一律の学校の休校を求め、住民には自粛を求めながら休業補償をやらないなど、政治が感染症の脅威から住民を守る抜本的な手だてを講じていないと言わざるを得ないのが現状ではないでしょうか。世論に押された政府は、新型コロナウイルス感染症による経済活動等の縮小への支援として、第一次及び第二次補正で市町村主体の対策費を交付することを決定し、田上町でも現在第二次補正での対応を検討、あるいは今回議決することになっております。新潟県は、関東地方に比べれば爆発的な感染拡大はないのではと思いがちであります。新型コロナウイルスは人によって拡散されることがはっきりしておりますから、経済活動が活発に行われれば、新潟県でも田上町でもどこでも感染が大きく広がると見るべきであります。7月31日の新潟県対策本部の資料を見れば、緊急事態宣言解除後に急カーブで感染者が発生していることでも明らかではないでしょうか。町長の所見を伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、安心して生活、経済活動が行えるようにするには、新型コロナウイルス感染症対策は徹底してPCR検査などを行うこと。そして陽性の人を保護し適切な治療を行うこと、そうすれば陰性の方は安心して生活ができ、経済活動が可能になると識者は指摘しております。私もこの考えに積極的に賛同する一人であります。しかし、日本では検査をやって陰性となっても3割が陽性となる、いわゆる偽陰性があるからとか、大量の検査を行い陽性者が出たら医療崩壊が起こるなどを理由に、PCR検査に消極的な意見があります。

志位和夫日本共産党委員長は7月28日に、そして日本医師会は8月5日に、PCR検査を抜本的に拡大するよう求める緊急提言を発表し、政府に要請いたしました。7月28日の共産党の提言は、1つは感染震源地、エピセンターと呼ぶのだそうですが、感染の震源地、これを明確にし、その地域、事業所で働いている人全体

に対してPCR検査を実施すること。2つ目に、地域ごとの感染状態がどうなっているかの情報を住民に開示すること。感染状態の開示は、あらゆる感染対策の土台になるものとしています。3つ目に、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入りする業者への定期的なPCR検査を行うこと。必要に応じて施設利用者全体を対象にした検査を行うこと。施設での集団感染の発生があり、急務であると。4つ目に、検査で明らかになった陽性者を保護、治療する体制を緊急につくり上げること。これは、無症状、軽症の陽性者の宿泊施設、療養施設の確保、中等症や重症者の患者を受け入れる病床の確保、新型コロナウイルスの影響によるものと提言しております。

また、日本医師会は8月5日に緊急提言を発表し、1つは行政検査の委託契約がなくても保険適用によるPCR検査ができるようにすること及び検査にかかる費用の患者の一部負担を公費で措置すること。2つ目に、PCR検査実施医療機関の拡大に対応する輸送体制を人的、物的両面で整備を行うこと。3つ目に、PCR検査機器を全国各地に大幅に増設すること。4つ目に、PCR検査に対応できる臨床検査技師の適切な配置を行うこと。5つ目に、検査能力向上のために民間検査機関に加え、各地域に公的検査機関の増設をすること。6つ目に、検査結果が出るまでの受検者の待機場所の整備。陽性者で軽症者や無症状者の療養の場所の施設の整備を。7つ目に、都道府県が策定する医療計画の5疾病、これはがん、精神疾患、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病を5疾病というのだそうです。5事業、救急医療、災害時医療、医師のいない地区や離島における僻地医療、妊娠、出産、新生児を対象とする医療、小児医療を指すのだそうであります。そして、新興、再興感染症対策、これはかつて存在した感染症で、公衆衛生上ほとんど問題となくなっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症を速やかに追加すること。こういうふうなことを具体的に医師会が提案しております。これは、新規感染者急増の懸念があり、全国のPCR検査能力を大幅に向上させる必要があること、行政検査委託契約を行わなければ公費による支払いができない現状で、これでは検査能力を向上させることは限界に達しているのだということを指摘しております。

こうした世論あるいは医師会などの提言に押され、ついに厚生労働省が新たな方針を通知いたしました。これは8月7日付けであります。ここには、PCR検査について、地域における感染状況を踏まえた幅広い検査をとし、検査体制はこれまでの検査能力を拡充し、今般1日5万2,000件の検査能力が確保された。さらに、1つ、

より迅速にスムーズに検査が受けられるようにするとともに、2つ、濃厚接触者に加え、感染拡大を防止する必要がある場合は幅広く検査が受けられるようにするとの考えの下、対策を実施し、検査体制を一層強化するという趣旨の事務連絡を行ったものであります。この事務連絡は、これまでは症状がなければ検査できない、医師が検査を勧めても検査に応じないということが言われてきました。しかし、感染拡大の大本は、感染しても無症状でいる人、そして無症状の人の中には感染を広めない人と感染を広げる人が存在することが分かってきました。この無症状の人を面で検査を行うことでいち早く陽性者を発見し、保護、治療することが本人の健康のためにも感染防止のためにも決定的に重要だということが明らかになってきています。こういうことに基づいて厚生労働省も8月7日に通知を出しました。さらに、最近では8月28日に全国の都道府県に向けて発しております。

そこで、町長に伺います。住民一人ひとりの感染防止の日常の努力に敬意を表明しつつ、行政の長として、厚生労働省が示した発症しなくても無症状でも必要があれば、検査を行うということを確実に実行していくためには、感染症対策に権限を持っている新潟県知事に、無症状な人にも感染震源地が発生した場合は、周辺も含め徹底的にPCR検査を行う体制を早急につくり上げること。医療機関、介護施設、福祉施設、保育所、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査を行うこと。必要に応じて施設利用者全体を対象にした検査を行うこと。少なくともこの2つのことを確実に実施するよう県知事に強く求めるべきだと思いますが、町長の政治姿勢を伺います。

3番目の質問に移ります。県央医療圏域の破壊をやめさせ、命と健康を守る医療ということで、私は7月22日付けで佐野町長に、県立加茂病院、吉田病院の公設民営方針に厳しく反対し、県央地域に現存の県立病院を県営で運営し、常勤医師派遣強化を県知事及び病院局長に強く求める要請を行いました。県央地域の住民の声と自治体首長の声が無視した県の方針を撤回させる以外、住民の命と健康を守ることはできません。町長は、私のこの要請に基づいてどのような活動をされたのか明らかにしていただきたいのであります。

2つ目には、県央医療圏域の病床削減、県立病院の民営化の県知事方針を厚生労働省が重点支援区域に指定したことについて伺います。県央医療圏域における病床削減や加茂病院、吉田病院の民間移譲に対して、国は重点支援区域としたと報道されました。この国の重点支援区域とは、県央医療圏域の病院の数と病床の数、ベッド数を減らすための計画と実行のために国がお金を出すというものであります。こ

れが実施されたら、県央医療圏域の医療は政治の力で衰退させられることになってしまいます。国の医療後退方針に対して、花角県知事は無批判の政治姿勢であります。私は、この記事を読み、怒りさえ感じました。世界中が新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大で、住民は命と健康が脅かされている今日であります。私たちのこの国でも感染拡大は広がる一方です。ここから感染が拡大すれば医療機関が対応できなくなる。行政検査の保健所の数が全国で大幅に削減されて、マンパワーが大幅に減って対応できない。国の医療縮小の結果として、感染症の人を受け入れた病院は莫大な赤字で、そこで働く人のボーナスさえカットされる事態が現実になっているではありませんか。これは、政府がこれまで新自由主義という政策を行ってきたからであります。新自由主義とは、全て市場原理に委ね、あらゆる規制を取り払い、資本の目先の利潤を最大化していく。社会保障をはじめ、公的サービスを切り捨て、自己責任を押しつけるというものであります。この流れを加速しようというのが残念ながら今の国の政治だと考えております。花角知事は、国の医療後退の方針に無批判に従い、県央地域の医療を後退させようとしています。新型コロナウイルス感染症の広がりには、地域医療の拡充、充実、強化こそ必要ではないでしょうか。とりわけ県央地域の医療をこれ以上後退させてはなりません。このような花角県知事と国の方針がどうであれ、県央医療圏域の医療後退に歯止めをかけるには、市町村の首長が住民とともに医療を守れの声が大きくすることが極めて重要だと思います。

そこで、町長に伺います。佐野町長は、この国の重点支援策に甘んじるのか、それとも住民の立場に立ってこれまで以上に加茂病院及び吉田病院の県立での運営と常勤医師の派遣を求め続けていくのか、政治姿勢を伺います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、柏崎刈羽原子力発電所について政治姿勢を問うとのご質問であります。私としては、このまま柏崎刈羽原子力発電所が再稼働されず、かつ温暖化ガスを排出しない再生可能エネルギーで現状の電力需要が維持されるならば、これが最も理想であると考えます。火力発電所が二酸化炭素等の温室効果ガスを一切排出しないのであれば、直ちに原子力発電を廃止すべきと思います。しかし、現実はそのではありません。また、火力発電の温室効果ガスだけが問題ではありません。現実的な問題として、我が国は残念ながらエネルギー資源が非常に乏しく、発電に必要なエネルギー資源である石油、石炭、天然ガス、ウランなどのほとんどを海外からの輸

入に頼っております。日本の一次エネルギー自給率は、2017年のデータで約9.6%という現実があります。資源が乏しい我が国が国内でエネルギーを賄っていかうという使命感から始まった核燃料サイクル計画ですが、サイクルの出口である最終処分の議論もずっと先送りされてきました。昨今、北海道の寿都町の片岡町長が高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致につながる文献調査への応募を検討していると表明されましたが、現時点においては高レベル放射性廃棄物最終処分施設の計画もめどが立っておらず、行き詰まりを見せています。

一地方自治体の長である私が国のエネルギー政策がどうあるべきかを述べるのは大変はばかられますけれども、町民の安全を預かる立場の者として、町民が抱える原発への不安を代弁することは私に課された責務でもあります。私は、町民が抱えている原発への不安の大きな要因として、行き詰まりを見せている核燃料サイクル計画を含めた、国の原子力政策が非常に分かりにくく、見通せないことに尽きると思っております。これは、我が田上町民に限らず、多くの新潟県民、そして国民が感じていることだと思います。この提案を国は丁寧に説明し、国民一人ひとりが自分の国のエネルギーの在り方や生活における影響などを冷静に考え、議論できる環境をできる限り早く整備をしていただきたいと思います。7月12日付けの新潟日報に、県内全30市町村を対象とした柏崎刈羽原発の再稼働に当たり、東電が同意を得るべき地元範囲と再稼働を認めるかというアンケート調査の結果が掲載されました。私は、そこではその地元範囲は県と全市町村。その理由としては、原発事故の影響は30キロ圏内に収まらないはずで、全市町村の同意が望ましいと答えました。その趣旨は、望ましいとの表記のとおり、あくまでも理想の形として述べたものであります。今後、県と立地市村が一定の結論を出した後、さらに残る市町村との協議が必要であり、原発から半径30キロ圏で区切るなどと中途半端なことはせずに、県内市町村がワンチームで意見を言える場を設けるべきであると考えます。

次に、新型コロナウイルス感染症について政治姿勢を問うとの質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大についてであります。緊急事態宣言の解除後は感染症は小康状態にありましたけれども、その後首都圏を中心に感染が広がり始め、その影響で地方への感染も広がったようであります。新潟県においても、7月中旬以降に感染が広がりを見せていたと考えております。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、安心して生活、経済活動が行えるようにするには、議員がおっしゃるとおり、徹底したPCR検査を実施することが理想的であると考えております。感染震源地やその周辺を含めたPCR検査の体制とともに、集団感染のリスクが高くなる

ことが予想される施設を対象として、その関係者のPCR検査を行うことは望ましいと思いますので、町村会で意見を集約した中で、新潟県に要望してまいります。

最後に、県央医療圏の医療縮小をやめさせ、命と健康を守る加茂、田上の医療を発展させるために町長の政治姿勢を問うとのご質問にお答えいたします。県立加茂病院の件につきましては、新聞報道によると公設民営化に動いているとのことであり、議員からの要請はいただきましたけれども、それを踏まえた活動は特に行っておりません。県と協議の場を設けたいと思っておりますが、その際は新聞報道の真意や考え方をよく聞いて、意見交換を行ってまいりたいと考えております。一方、病院の再編、統合や病床数の削減を進めるため、集中的な財政支援や助言を行う重点支援区域に、厚生労働省が県央区域を選定したことについてではありますが、県央地域医療構想調整会議において合意を得て、新潟県は重点支援区域の申請を行ったとお聞きをいたしております。新聞報道によれば、この重点支援区域は、技術的支援として、地域の医療体制の再編、統合を検討する医療機関に関するデータ分析、関係者との意見調整の場の開催とあり、財政的支援としては、新たな病床ダウンサイジング支援を一層手厚く支援するとあります。これらを考えると、県としては県央医療圏域の病院の統合などを積極的に進めていくことがうかがえるところがあります。先ほどもお答えいたしました、新聞報道によれば加茂病院は公設民営化に動いているということではありますが、今後の県との協議で、新聞報道の真意や考え方をよく聞いて意見交換を行ってまいりたいと考えております。私自身は、まずはこの地域の医療の中心としての県立加茂病院が持続していくこと、さらに県央基幹病院との連携を踏まえ、県央基幹病院の整備に伴い加茂病院の診療がさらに充実されることが重要であると考えます。一方で、県財政の状況、今後の人口減少と医療需要、加茂病院が県央医療圏で担うべき役割を十分踏まえた上で、県と協議していかなければなりません。県といえども打ち出の小づちはないわけです。現実問題を十分踏まえた上で、最良の着地点を目指さなければなりません。私は、あくまでも県立病院としての存続と運営、地域医療の中核としての役割を担えるよう、加茂病院の機能強化を訴えていく考えであります。こうした様々な状況を踏まえた上で、県との意見交換の中で仮に公設民営化の方針が示され、そうでなければ地域の医療の確保ができないということであれば、常勤医師の確保、持続可能な地域医療のために、地域の総合病院としての役割は担ってもらわなければならないことを強く訴えていきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） ただいま町長のご答弁をいただきまして、3つの項目について率

直に言わせてもらいます。

何を言っているのか分からない。私は、こんな町長の発言初めて聞きました。例えば原子力発電について、理想的だとおっしゃいました。つまり原発がなければ理想的だと。しかし、あなたのおっしゃっている中身は、いいですか。住民が最も恐れているのは、再び福島のような大事故が起こらないのかと、本当に原発大丈夫なのかということと、実際に使用したエネルギーを貯蔵することさえできないという、そういう原発の危険性、こういうものをどうするのだということから大いに疑問が起こっているのです。あなたは、理想的だとおっしゃるけれども、そしてその一方で、自分は住民の立場に立って原発に対する不安を私が代弁することは、私に課せられた責務であるとまで言いながら、前段では全く違うことを言っている。率直に言えば、どっちにもいい顔をするという、そういう長の姿勢のようにしか見えないのです。確かにおっしゃるように、国内でのエネルギーというのは石油にせよ何にせよなかなか自給できない。だからこそ再生エネルギーを使う。だからこそ水力を使ったり、再生エネルギーの研究をしたりして、原発に依存しなくてもできるエネルギーをつくっていかうというのが国民の多くの、町民の少なくない多くの人たちの願いではないでしょうか。例えば町長は火力発電所を提起しました。温暖化でなければとおっしゃいました。しかし、現実には日本では五十数か所ある原発が全部止まっても、2年間ちゃんとエネルギーが供給されたという経験があります。これは、調べてみて分かったのですが、原子力発電所の稼働率を増やすために水力発電の稼働力を大幅に減らさせた。そして、原子力発電所は必要だと言った。でも、現実には原子力発電所が止まったときには水力発電の稼働率を上げている。そういうことをやって、ちゃんとやった経験があるのですよ。問題は、今後経済がどんどん発展していく中で当然エネルギーが不足になってきますが、そのときこそ積み上げた研究を通じて、再生可能エネルギーを使って十分にエネルギーを受給する、そういう政策に転換することが私は必要だと思うのですが、町長の答弁を伺っているとどうとも取れる。とても残念な答えであります。しかし町長はこうおっしゃっています、この件に関して。繰り返しますが、町民が抱える原発への不安を代弁することは、私に課せられた責務ですと断言されています。ここを徹底してやっていただきたいことを強く求めておきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。ここでも町長は徹底したPCR検査を実施することが理想的であると考えていますと言いながら、PCR検査を行うことは望ましいと思うので、町村会で意見を集約した上で、新潟県に要

望してまいりますと言っているのです。どうも町長の真意が伝わってこないのです。先ほどの原発のところでも理想的と言ひ、ここでも理想的と言う。しかし、よくよく考えてみていただきたいのは、理想的なことではなくて、こうした新型コロナウイルス感染症は今すぐなくならないわけです。これを克服していくというか、経済と一致させて、経済も発展させる、新型コロナウイルス対策もしっかりやるという、この2つの面をしっかりとやっていくには、PCR検査等の検査を徹底して行うということしかないというのが多くの識者の見解なのです。だからこそ厚生労働省も、直近では8月28日の時点で、症状がなくても必要なところやりなさいと。これまでは、やりなさいと言っただけでなかったのです。やりなさいと言っているのです。つまり、やるかやらないかは県知事の裁量なのです。だからこそしっかりと県知事に要求してほしいとお伝えしたのです。ぜひ理想的と言わずに、しっかりと知事に要請していただきたい。こういうことは、もちろん町村会などで集団でやることももちろん大事であります、町長自らが県知事にお会いして要請する、町民を代表してお会いする、そういうことも必要なのです。ぜひ実行していただきたい。

3番目に、県央医療の縮小の問題であります、ここでも町長はどうにでも取れる発言をしています。一方では、地域の総合病院として役割を担ってもらわなければならないことを強く訴えていきたいと言っておきながら、一方では国の取り上げたことについては同意するような発言をしています。国の方針、県の方針は、県央地域におけるベッド数を減らすことなのです。それから、花角知事のやろうとしていることは、加茂病院を民営化し、総合病院的な存在で残そうというのではないのです。リハビリやそういうもの、つまり田上町の住民が手を骨折した。これからできる県央基幹病院に行かなくたって、加茂病院に行って骨折の治療を受けることができるにもかかわらず、そういうことが一切できない病院にしようというのが今の花角知事の方針でしょう。そういう国の方針に従ってやるから支援しましょうという形を取ったわけではないですか。これをよく見ていくなどというのはとんでもない。ちょっと研究すればすぐ分かることでもあります。町長に認識していただきたいのですが、加茂病院を事実上新築しました。この新築するときの方針というのはこういうふうに決めているのです。県立で運営することを約束をして新築したのです、加茂病院。そして、診療機能というのは、入院の場合は一般急性期、一般の骨折したとかおなかが痛い、そういうもの。それから、終末期及び長期療養入院施設として担当しましょうと。それから、二次救急医療及び救急患者のトリアージ機能というのですが、これは軽症者と重症者を分けて、県立加茂病院ではとても重症で駄目

だというときは別のところ送るとか、そういうことをやりましょうと。3つ目に、地域医療を担う二次医療機関として必要な手術をやりましょう。4つ目に、院内に緩和ケア病棟を設置して、緩和医療におけるセンター的機能を担いましょう。5つ目に、リハビリテーション機能の確保を図り、急性期、亜急性期等のリハビリテーションをやりましょう。6つ目に、そのために14科置きましょうと。整形外科、脳神経外科、内科、総合診療科、緩和ケア科、神経内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、放射線科、耳鼻咽喉科、こういうことをやりますよと県民に明らかにして病院はできたのです。花角知事は、知事になった途端にこれをみんなほごにして公設民営化にし、それから慢性期と回復期医療に転換するということを公言したではありませんか。慢性期と回復期ということはどういうことかって、入院施設は基本的にはない。何のために新築したのか。しかも、今新型コロナウイルスで大変な状況でしょう。これから秋、冬に向かって新型コロナウイルスが活発化していく。そういうときにこそ医療体制をしっかりとしなければならぬのに、全く逆行することを明らかにしている。ここを見ただけでも新しい県知事がいかに田上、加茂の地域の県立加茂病院を大事にしていけないか分かるではないですか。実際の利用者でいうと、加茂の市民が約8割、田上の市民が2割。しかし、たとえ2割であっても県立の病院がなくなるということは、必ず人口減少が大きく進むことになります。どこの地域でも病院がなくなったところはどんどん、どんどん人口が減っていく。人が寄りつかない。これもう明らかだ、全国で。ですから、町長、あなた政治生命を背中に背負ってでも県立加茂病院を守るといふ、この姿勢に立ってもらわなければ私らの代表と言えない。そのことを強く求めておきたいと思います。ぜひもう一度庁内で十分検討して、加茂病院のあるべき姿、それから原発の問題、こういうものについてもしっかりと研究して、役場としての全体の意思統一を図っていただきたいということを強く求めておきたいと思います。ぜひ答弁をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 原発の問題、そしてPCRの検査の課題、加茂病院、大きく分けて3つの質問をいただきました。

原発の問題、先ほども日報の掲載に触れました。立地自治体と県だけの問題に私は収まらないのだろうという考え方です。当然30キロ圏内にとどまらない影響、大きな影響、事故ともなれば、それはもう福島原発で経験をしているわけです。そういうことから考えれば、私は立地自治体と30キロ圏内ということではなくて、あくまでも県全体の市町村が、そうした関心を持って協議の場に臨んでいかななくては

ならない、そういうことを私は申し上げたつもりであります。絶対にこれは無関心ではいられないことだと思ったからであります。それは、今後国の原子力政策、エネルギー政策、そうしたものをしっかりと国が示すべきであるし、それに基づいた再稼働についての協議を、町ではなくて県全体、県内市町村がそれに対して協議の場に臨んでいく、そういう姿勢が私は大事だろう、こう思っております。

それから、PCR検査の重要性、高橋議員がおっしゃられるとおりであります。私もそうだと思います。感染防止策、そして社会経済活動、この両立を図っていかうということになれば、いつでもどこでも誰もがPCR検査を受けられる、そういう体制というのは当然必要なのだろうと思います。それは、国がそうした体制を整えるべきことだと思っております。先月知事との懇談会がありました。道の駅の関係について意見を述べさせてもらったときに、同等に私はPCR検査のことを知事に要望いたしました。それは、新聞の記事には載っておらなかったと思いますが、PCR検査の重要性、必要性ということについては、知事自らに私自身の考えといいますか、PCR検査がいかに大事であるか、いかに必要であるかということはお話をさせていただきました。

それから、加茂病院の問題であります。先ほど申し上げたように、県は公設民営化、そうした方向に動いていることは間違いないと思っております。しかしながら、県立の今の状態を維持、運営するべきであるということは、私自身はそう思っております。議員おっしゃられるように、現在こうした新型コロナウイルス感染症がなかなか収束を見ない中、医療の充実というのは本当に重要であろうと思います。それは、加茂病院であっても同じことが言えるのだろうと思います。県の病院局長とまた意見交換する場があるかと思っておりますけれども、そうした私自身の思いをお話をすると同時に、この地域での加茂病院の立場、加茂病院としてこうあるべき立場ということ、あってほしいということは当然主張させていただきたいと思っております。診療科目の充実、そして総合病院としてあってほしいという願い、当然であります。この地域で加茂病院が地域の人たちに期待をされている、そうしたいろんなことを考えれば、当然今の状況、県立病院として維持、運営されていくべきであると私は主張していきたいなと思っております。そうした中で、県としてはいろいろと、基幹病院の後方的な役割、いろんな形での加茂病院としての在り方を、当然お話があるかと思っております。町民の方、市民の方々が求める加茂病院としての在り方、そういうものについては主張をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、最後話が行くのが医師の確保です。全てが医師の確保がままならない、

そういう状況の中で、いろんなことが言われているわけでありまして。医師の確保、そうしたことをこれからも声を上げてお願いしていかなくてはならない。そのことが一番大きな解決策といいますか、そこにつながっていくのだろうなというふうに思っております。そうしたことは、県との意見交換会があらうかと思っておりますので、そうした中で主張していきたいなど、こう思っております。

13番（高橋秀昌君） 町長、私は柏崎刈羽についての新聞のアンケートに対して、あなたが全市町村の同意が必要だと言ったことについて高く評価したのです。しかし、私が問題にしているのはそこではないのです。傍聴者もおられますので、今議会から質問書は全議員に、答弁書も全議員に渡るようになりました。そうすることによって、町の姿勢をできるだけ具体的に詳しくつかむことができるので、いい議論ができるということが前提で、したがって答弁書がありますので、それに基づいて議論ができるよさがあるわけです。でも、私が答弁を聞いていると、そういうことを言っているのではないです。原発自体がどうなのかということをお聞きしているのですが、ここ曖昧なのです。そのところは、長の思いがきちっと文書化される、答弁されるということが大事だと思います。理想論で言うのは駄目だと。町長がどんな立場であろうが自分の思いを伝えることは、意見の違いがあってもそれでいいのです。単なる理想論にしない。あなた自身の考えを明確にさせることが必要だと思います。

それから、2つ目に、新型コロナウイルスについてもPCR検査を実施することは理想的であるという表現していますよね。でも、あなたは今おっしゃっている。県知事と会ったときにPCR検査もっと徹底してやってくださいということも言うたと。つまりそれが大事なのでしょう。そんな第2質問に対する答弁で言わなくても、最初のところで私はこう言ってきましたって、そういう姿勢が大事であって、一般論としてPCR検査をすることが理想的なのだなどと言う必要はないのです。だからこそ私は、何だ、理想論って、どういのですかと質問したのです、第2質問で。そういうことで、新型コロナウイルスについてもしっかりと、検査を広げることが必要だという立場を取るべきです。

それから、病院に関してですが、せっかく町長は地域の総合病院として役割を担ってもらわなければならないと結論づけているのに、その前のところでは訳の分からない議論を繰り返している。確におっしゃるとおり、国の方針に対して県央地域医療構想調整会議で県央地域がうんと言ったと。それ事実です。だけれども、そういうことではないのです。国が言おうが、県がどう言おうが、医療関係の人たち

がどう言おうが、あなたは長として加茂病院を絶対守るのだと、こんなの許されないのだよという立場をしっかりと貫いていただくということは、町民から熱い視線が注がれるということです。いや、田上町長も適当なことと言って県や国の言いなりになっているのだと、そんなふうに思わせるような答弁する必要はない。しっかりとあなたが地域の総合病院として、役割を担ってもらわなければならないことを強く訴えていきたいのだと、このところが一番大事で、その前段のこんな文章、誰に書かせたか分からないけれども、こんな訳の分からないことは答弁すべきでないです。本当に真意がそうであるなら正面からそこをやっていただく。そして、それにぜひ佐野町長は政治生命をかけてでも県立加茂病院を守るという立場に立っていただきたい。

そして、もう一つ言わせてもらおうと、医者が足りないからと言っているでしょう。では、県知事が、病院局長が何回医者探しにどこ行きましたか。その報告を受けていますか。お医者さんだって魅力ある病院であれば来るのですよ。医者が足りないと言ったら何でもかんでも許されるなんて、とんでもないです。新潟県知事として、病院局長として、お医者さんをお呼びすることは責務ではありませんか。そうして県民の命と健康を守るのは責務でしょう。そのために県央基幹病院を造ったわけではないですか。それを医者が足りないのが一番の原因ですなんていうことを許しておいてはいけません。そんなこと言わせない。県立病院を守るのは県の仕事です。県民の暮らしを守るのは県の仕事です。県央地域の住民の暮らし、命と健康を守るのは県の仕事なのです。このことを市町村長、佐野町長がしっかりと伝えることが必要だということ強く求めて、私の質問を終わります。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の一般質問を終わります。

それでは次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 皆さん、おはようございます。11番、池井豊でございます。今日は記念すべき日でございます、実は私の58回目の誕生日でございます、この58回目の誕生日の日に、何と私当選以来通算70回目という節目の一般質問、70回連続で質問をすることができたことに感謝しております。70回記念なので、町長も特別な答弁をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

そこで、この70回目に選んだまず大きなテーマは、1つ目は政治の力についてでございます。今回の新型コロナウイルス感染症は、先が見えない、ダメージが計り知れない災害級の事案だと私は思っていますし、私はこういうときこそ政治の力を

信じたいと思っています。国では、アベノマスクやG o T oトラベルなど、私から見てもピント外れのというか、タイミングの悪い事業も展開されていますが、世帯や個人への給付、中小、小規模事業者への給付や助成など、大型補正を組んで対応している点はある程度評価はできると思います。さて、田上町はどうでしょうか。これを大災害級の緊急事態として取り組んでいるのでしょうか。副町長も役場職員のOBなので、副町長も含め行政職員は与えられた行政事務執行のために計画的に、安全に財政計画も踏まえて事業計画はつくるでしょう。総務課長は、財調の残高を見てやっていきますというふうに言うのは、それは普通の答弁で、それは総務課長として当然のやり方であると思います。ただ、それを超えてそれ以上をやるのが政治の力です。それができるのは、民から選ばれた佐野町長しか決断できないのです。今、来年度の予算編成を考えて、目の前に困っている人がいるのに救えないというのは政治家ではありません。来年の予算がなくなれば、一部の事業をストップしてでも、町民の生命と財産を守るために、それに取り組むというのが政治決断だと思っています。私は、最初から言っているように、今回の事案、大災害級の緊急事態だと思っています。このまま放置しておけば、放置といったら放置はしていませんけれども、手を打たないでいる箇所があると町民の生命と財産が奪われてしまう危険があると思っています。それほど深刻に、私は生命の危機すら感じている人もいると思っています。ぜひ佐野町長の政治の力、それを信じたい。この大災害級の難局を乗り切るには、政治の力で乗り切っていただきたいと思っておりますが、佐野町長の見解はいかがでしょうか。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。今回は、ちょっと切り口を変えてあります。ちょうど私がこの質問を考えているとき、これ提出したの27日ですけれども、8月26日の新潟日報に「テレワークとストレス」ということで、「とらわれ、こだわり注意」とか「日々忍び寄る不安、孤独」ということで、非常に興味深い記事が載っていて、私も同じストレスと不安を感じていました。テレワークしている人たちは、疲れも取れなくて眠れないとか、やがて動悸が頻発し、ふだん10分でできる仕事が1時間かかったとか、簡単なミスが増えたとか、こんなのいつもの私ではないと思ったとか、切実なことも書かれていたりしています。テレワークによるストレスだけではなく、経営不安、将来への不安、それから子どものストレス、子どもが固有に持っているストレスもそうですし、親が子どもに感じるストレス、親のストレス、それからテレワーク等のITストレス等々もあります。私も全く仕事がなかった4月は、これが1年間続くのだろうかと非常に不安になり

ました。また、ゴールデンウィークの頃は自粛鬱状態になり、何もする気が起きませんでした。オンラインのリモート会議、オンラインの講座、オンライン授業、通勤こそ手間が省けますが、2時間もオンライン、パソコンに向かって話をしているとぐったりとします。先週、この前の土曜日には3時間、4時間かけたフォーラムに参加しましたがけれども、これもなかなかいらいらする展開があったり、その前の週には丸一日かけたオンライン講座というのを、主催者になりましたけれども、これもいろいろなトラブルが発生したりして、非常に疲れ切ったというような経験も、この質問をつくってから経験いたしました。これからこのようなストレスの蓄積が顕在化してくると思います。子どもたちは、夏休みにあるべきものがなかった。花火や遊び、海水浴、学校行事もできなかった、そんな不満。親たちも今までになく子どもや夫が家にいるストレス、ITストレスによる鬱状態など、このような状況、新型コロナウイルス感染直接ではなく、感染症に伴う二次的なこのようなことにどのように対応していくのか、質問をいたします。

それから3番目に、野生獣対策についてです。これは、緊急的に具体的な事例の質問になります。非常に私は重要なことだと思っております。野生獣、特に猿の対策に関する質問です。私は、猿の被害は、いわゆる渡り猿、通過するだけの猿のいたずら程度に捉えて、はぐれ猿が数匹やってきているのだらうと思っていました。私は、阿賀町のほうにNPOの事業などでよく行くので、しょっちゅう猿を見ていて、ああ、また猿がいるなぐらいのことで、さほど気にもしていなかった中、7月3日、所用で野球場周辺に行ったときに猿を見かけたとき、あれっ、これは役場に通報したほうがいいのかかと、一瞬ちゅうちょするぐらい鈍感でした。ところが、8月6日、鳶ヶ沢の桃畑の辺りでしょうか、その周辺、猿の集団の出没のメールが来たその翌日、下吉田地内の複数のお宅の畑で数十匹の猿が出没し、多くの被害が出たと伺いました。個人で電気柵を設置し、対策を始めた人もいます。阿賀町の農林課有害鳥獣係に伺ったところ、今対策を打っておかないと大変なことになりますよと提言されました。この大変なことというのは、もう始末に負えない、人間の手に負えない状況に陥ってしまうということです。この二、三十匹のうちが勝負のようです。今高齢者の生きがいとして畑をつくったり、農産物をつくったり、業としての農業ではないですけれども、家庭菜園、それをちょっと広くしたり、子どもたちに野菜を届けたりとか、そういうことに生きがいを持ってつくっている人が大変多くいます。そういう人たちが野生獣に被害を受けて、もうつくるのやめたいと言っているのです。そういう状況で、人の生きがいを奪ってしまうような事態に陥っ

てはなりません。ちなみに、先ほどの阿賀町ですけれども、電気柵設置の補助金として2分の1補助、上限10万円という事業を行っていたり、野生獣対策にかなりの予算を使っていると聞いています。こんな予算編成をしないで済むように、緊急に対策を打つ必要があります。町長の猿被害の認識、これを私は以前大したことないなと思っていたのが、このことを聞いて、これは重要事項で、すぐ取り組まなければならない事項だと思いました。町長は、猿被害に対しての認識、どのように捉えたのか、それとその対応策をお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

冒頭、池井議員18回目の誕生日……

11番(池井 豊君) 58回です。

町長(佐野恒雄君) 冗談でございます。誠におめでとうございます。

11番(池井 豊君) ありがとうございます。

町長(佐野恒雄君) 70回目の一般質問でもある記念すべき一般質問、特別な答弁ということでございますけれども、特別な答弁ができるかどうか分かりませんが、質問にお答えをいたします。

はじめに、政治の力についてお答えいたします。内閣府が8月17日に発表した4月から6月期の実質国内総生産、GDP速報値が年率換算でマイナス27.8%となり、戦後最悪のマイナス成長となりました。新型コロナウイルス感染拡大を受けた社会経済活動の抑制が日本経済に未曾有の打撃を与え、かつてこれまでに日本が経験したことのない経済状況に陥り、議員が言われる、国内の社会や経済に深刻な影を落としています。GDPが新型コロナウイルス前の水準を取り戻すには、数年かかる見込みであると言われております。感染収束の兆しが見通せない中、第2波の懸念が経済のおもしとなる状況が続くのではないかとされています。新型コロナウイルスにより様々な活動の自粛が余儀なくされ、人の動きが制限されることによって、そのことが社会活動、経済活動に大きな打撃を与えているからにはほかなりません。こうした中で、国の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を受けて、町として独自の支援事業を展開してきたところであります。国の支援、または県の支援の行き届かないところを広く浅くというより、より困っている人たちに、重点的に支援していきたいという私自身の基本方針により、庁内職員一丸となって知恵を絞り、議会からもご提案をいただき、ご意見をいただく中で、まずは最も影響が顕著に現

れていた旅館、飲食業関係の支援を中心として支援を行ってきたところであります。冒頭に申し上げたとおり、この新型コロナウイルス感染に収束の兆しが見通せない状況の中、新型コロナウイルスとの闘いは残念ながらまだまだ続くものと思います。さらに、新型コロナウイルスの影響は、今や一部の会社を除いて全業種に及んでいると言っても過言ではありません。この状況が長引けば長引くほど、ボディーブローのようにじわじわと体力を消耗させることとなり、事業を諦める人や従業員の解雇や雇い止め等につながることを最も憂慮しております。もちろんそうならないように町として、しっかりと支援に取り組まなければならない、それは当然のことであり、先般町内全ての家庭を対象に、新型コロナウイルスの影響調査を実施いたしました。その調査を基に新たに対策を練ってまいります。ここで、池井議員の言われる政治の力、あえて言い換えれば私は決断力であると受け止めております。危機管理においては、いつ何を判断すべきか、いつ決断を下すべきか、町民の命と財産を守るべき使命を負う自治体のリーダーとしての長が最も必須とすべき基本的な要件であると考えています。幸いにして私の就任以来、当町において大きな災害は起きておりませんが、常にこの状況で何を判断すべきかを意識して行動してきました。当然のことながら一部の事業を中止することも状況によってはあり得るでしょう。今までとは全く違った新しい日常、新しい生活様式が求められる中で、新型コロナウイルス感染対策と、社会経済活動の両立を同時に推し進めなければならないという非常に難しいかじ取りをしていかなければなりません。もちろんこうした状況の中、一自治体が町単独で全て解決できるわけではありません。自治体がやらなければならないこと、決断すべきことは様々ありますが、自治体だけでは限界もあります。国、県の支援に合わせて、また、これまでにない支援の枠組みなり制度を強く求めていく必要があると思います。いずれにいたしましても、常に正しい状況の把握に努めるとともに、正確な判断と的確な政策を打つことで朝の来ない夜はないことを信じて、この難局を乗り切っていく覚悟です。

次に、新型コロナウイルス感染症についてお答えいたします。町民の多くがコロナ禍によってストレスを感じ、将来に不安を抱えていると思われれます。私もオンライン会議の経験はあります。こういった状況のため、オンライン会議の重要性というものは十分承知はいたしておりますが、議論の深まりや共通認識に関しては、一堂に会する会議には遠く及びません。会議の空気や参加者の気持ちが伝わってこないからであります。小中学校は、3月と5月の連休前後に臨時休業が2回ありました。子どもたちも先生方も、子どもにとっては友達と一緒に勉強したり遊んだりす

る、互いのつながり感が何より大切であると再認識されたようです。しかしながら、子どもたちが楽しみにしている行事や催しが中止になったり、延期や縮小せざるを得ない状態が続いております。高齢者の皆さんも自粛等により自宅で過ごすことが多くなり、家から出ないことで認知症の進行や心身への悪影響などが心配されております。このような状況下でありますので、公共施設の開放とともに、高齢者の介護予防教室や公民館等の町主催の行事は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、できるだけ実施していきたいと考えております。具体的には、マスクの着用や手洗い、消毒、小まめな換気、3密を避け、参加者は町民に限定したり、行事の規模を縮小したりすることです。社会経済活動の回復を着実に進めるため、新しい生活様式の実践とともに、必要な対策を行ってまいります。新型コロナウイルス感染症とは長丁場の付き合いになりますが、町民と一緒にこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

最後に、野生獣対策についてです。3年前から田上町でも野生の猿の群れが出没するようになりました。川船河、下吉田地区での人家付近での出没もあり、地域住民の方々は不安を感じていると思います。猿出没の原因は、林道の開発等により山と里の境がなくなったことであると思います。目撃情報がある都度、町では現場の確認や猟友会に駆除を依頼するとともに、ホームページやメール配信、各世帯へのチラシの配布、学校等への注意喚起など、町民への情報提供に努めてきました。農作物の被害に関しましては、鳶ヶ沢地内において桃を中心とした被害、川船河、茗荷谷付近での畑作物への被害などがあり、深刻となっております。この対応策としては、猟友会を中心とした駆除を行っておりますが、会員の高齢化、会員数の減少により今後の駆除対応が懸念されます。町では、狩猟免許の取得に対する助成制度を設けましたが、いまだ会員数の拡大には至っておりません。引き続き会員の拡大に向けた広報とともに、町鳥獣被害防止対策連絡協議会において、県や猟友会、農業団体など様々な方から意見を頂戴し、有効な手段を検討していきたいと考えております。

11番（池井 豊君） 最初に、政治の力に対する答弁は、町長の決断力というような表現にあるように、非常に町長としてのリーダーシップは感じるころではございましたが、ぜひ町長、総務課長や副町長は町長の手綱を締めるのが仕事で、常に財調だ、税収だ、交付税だといって、来年度予算をそんな冒険しないでくれと言うのが仕事で、手綱を締めると思いますが、本当に必要なところに必要な支援をしていくというその姿勢、その決断ができるのは町長しかいないということを肝に銘じてい

ただきたいと思っておりますので、ぜひそういう姿勢でこれからも対策に進んでもらいたいと思っております。1番目の質問は、ある程度満足でございます。

2番目の質問なのですけれども、町長語っておられるとおりでございますが、ですから町はどうするのかというところをお聞きしたいのです。私は、こういうことから、例えば新型コロナウイルスに関連する心の相談窓口とか、そういう事業を打つとか、またはITストレスを減らす何とか会とか、そんな事業展開も必要なのではないかなと思っております。今回質問がぶれると思って、教育長にあえて聞かなくてよかったので、答えていただけるなら答えていただいてもいいのですけれども、子どもたちも多分相当なストレスを感じていたりとかして、何かの事業化が必要なのではないかなと私も思っているし、今修学旅行行って楽しんでいる子もいますけれども、ほかにも何か特別なことを子どもたちにしてあげたいなんて思ったりもしています。そういう意味で、町として新型コロナウイルス関連のいろいろな心のケアの問題をどういうふうに事業化していくかというところをお聞きしたいと思っておりますので、2回目の答弁をお願いいたします。

それから、3番目の質問、野生獣対策なのですけれども、町長、これ全然行き違っています。私は、町長に認識をお尋ねしたのです、認識。これが緊急事態で重要なところなのだというふうに認識していますかと。私自身していなかった。私自身それまでしていなかった。某区長から言われるまでそんな被害があるとは思っていませんでした。ほんのいたずらだと思っていたので、本当申し訳なかったのですけれども、その程度の認識でした。でも、今はこれ相当重要な事態に来ていて、ここが踏ん張りどころで、ここで対策をしっかりとしないと、阿賀町の担当課が言ったようにこれから、来年とは言わないけれども、再来年、その次あたりには電気柵の補助金何百万円とか、それから駆除費用何百万円とか、相当な予算をこれからかけなければならない事態に陥らなければならない。ここが踏ん張りどころの瀬戸際だということで緊急提言しているわけです。そういう意味で、町長がこれをどういうふうに認識しているかが大事なのです。これを今猟友会に任せていますとかというふうに言っているようでは困るのです。この事態も担当課に伝えて、担当課の調査もまたこれから本格的に調査していくと聞いておりますけれども、被害状況調査もそうですけれども、町長としての認識、ここが踏ん張りどころだと思って緊急事態で重要事項だと思って対策するか、捉えているかどうかをお聞かせいただきたいと思いますので。

私からこういうふうに言うのも何なのですけれども、動物愛護団体からは批判さ

れるかもしれませんがけれども、完全駆除が今必要なときだと思っています。私も正式に調べたわけではないですけれども、中山間地域の市町村に聞くと、今までは猿を山に帰すような、猿が畑に入ってこないような対策をしていたけれども、もう違うぞと。しっかりと駆除していきますという姿勢にシフトしている中山間地域の市町村を多く感じています。ですから、今本当にここで1つのグループの存在を認めてしまうと、それがまた分派したりして定着し、定着した猿が味を覚えて里に下りてきて、荒らした畑がどんどん広がっていくという、目も当てられない事態になっていくこととされます。ですから、町長の認識をしっかりとお聞かせいただきたいと思っています。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 子どもたちの心理的な緩和対策ということなのだろうと思います。非常に子どもが感じている以上に子どもたちが抱えている、新型コロナウイルスでいろんなことが中止されたり、いろんな事業ができなくなっている。そういうことに対して、ストレスといいますか、精神的な心の緩和対策ということなのだろうと思いますけれども、そうしたことも当然必要なことかと思しますので、ぜひまた検討していきたいなと、こう思っております。

それから、野獣対策、これは私は大変な状況であるというふうに、もう猿の発生を見たときから認識をしております。隣の加茂市と当町との間を恐らく行ったり来たりしている状況ではないかなというふうな、私自身はそんなふうには捉えております。加茂で追われると田上へ来る、田上で追うとまた加茂へ行ってしまうと、そういう繰り返しの状況ではないかなというふうに私は思っております。当然猟友会を通じて駆除といいますか、対策をさせていただいておりますが、なかなかその効果といいますか、が出ていないというのがまた実態でもあります。おりを予算化させていただいて、おりを設置して何匹これまでに捕獲されたか、数のほうの把握は私自身今ありませんけれども、そういうことで本当に、今のところといいますか、こうした桃とか畑の被害、それが池井議員おっしゃられるように、この後今度住宅街に出てくるといようなことがもしあるとすれば、それこそ今度子どもたちに対する影響、本当に心配される面も出てくるわけですから、それらはしっかりとこれからも対策を打っていかねばならないと思います。そういう意味で、この野生獣についての認識は、私自身は猿の発生を見たときから強い認識といいますか、危機感を持っております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 分かりました。

まず、新型コロナウイルスの対策について。子どもたちのところに集中して答弁いただいたのですけれども、そういう心の健康事業というのをどのように捉えているのかというところを重ねて聞きたいところと、町長、第1回目の答弁のところ、高齢者が自宅で過ごすことによってということで、介護予防事業や公民館事業等々ということで、社会活動の回復を着実に進めるために、新しい生活様式の実践とともに必要な事業を行っていきますとは言っているのですが、高齢者はこういうふうにスタートした。問題は、昨日今井議員が聞いたように、湯田上温泉まつりを中止して、道の駅のオープニングイベントも自粛ぎみでいって、産業まつりもやらない。こういうふうにやらないというのは簡単なのです。やれる方策を考えるより、やれない理由を考えるほうがよっぽど簡単で、ただ担当している観光協会やら商工会やらは何とかやれる方策を、ここにまさに書いてある新しい生活様式の実践としてソーシャルディスタンスを取り、手洗いやうがいや3密対策をやりながら事業をやりたいというふうに思っているのに、町が手綱を絞っているというような状況が生まれています。これがまた高齢者や子どものみならず、全町民へのある意味ストレス。だって、商工業者だって、毎年産業まつりでだあっとこれ売ってPRしてと思っている業者が、今年それが無いということはある意味また大打撃で、その売上げどう工面しようかなんて思っている人もいるかもしれません。そういう意味でも、町長、そういうことが起きないように、できる事業を回していくという姿勢もある意味ではそういう心のケアにつながっていく。昨日なんかも大学生が休学が何かすごく増えていると。こんなはずではなかった。大学で友達もできたり、いろんな研究ができたり、授業以外でもいろんな学びがキャンパスであるはずだったのができなかった。理想と違うから私は休学するといって、退学もいるけれども、退学は生活苦でという人たちが多かったのですけれども、休学してまた新たな学びを求めるといって人が出ていました。その大学は、新たな形の、オンラインも含めた、いわゆるハイブリッド式なキャンパスライフを、しっかり提供できるようにしていくというような報道でしたけれども、ハイブリッドでも何でもいいのです。現場は少人数で集まって、いろんなところでオンラインの配信するとか、様々な方策を考えながら、田上町も動き出していけないと町が閉塞感に包まれていって、そういうふうに町が沈んだ感じになってしまうというのが、私が一番訴えたいことだったので。そういう意味で、町を新しい生活様式に合わせて、どのようにこれから動かしていくのかを3回目にお答えください。

それから、野生獣についてなのですけれども、町長はこれは緊急重要事項だと捉えているというふうに解釈いたします。私も本来ならば幅を広げて、小嶋議員が言ったように、あの鳶ヶ沢の森林公園辺りの遊歩道整備をしっかりと、あそこに人が常にいるような状況にすれば来ないとか、あそこで食い止めることができるとか、または、中部北陸遊歩道のほうを人が歩くようにすれば熊や猿が来なくなるとか、そういうのも含めて対策をとるか、または狩猟免許者が増えないのはこれまた深刻な問題なので、狩猟免許対策とか等も考えてもいたのですけれども、今回はとにかくこの重要性を鑑みて、すぐ対策を何か打っていただきたいと思います。一つのニュースソースとして、先日U Xで加茂の高柳地区で梓山犬という、梓川の梓、山犬と書く日本古来の狩猟犬があって、その狩猟犬を飼っている人がいて、その狩猟犬の散歩エリアだけは猿は絶対入ってこないという話がありました。それは、猿固有の臭いと一度怖い思いに遭ったから、経験したからそこに行きたくないという、そういうようなこともありました。そんな対策を打っているところもありますので、ともかくいち早く対策を打って、これ以上の被害が出ないようにというより、これ以上被害が拡大して社会生活に影響が出ないようにしていただきたいと思います。

これで3回の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスによっていろんな事業が中止になったり、そうした閉塞感、確かにあると思います。そうしたイベントの関係、それも規模にもよると思います。1回目の答弁といいますか、高齢者の介護教室であるとか、そういう関係とまたちよっと違うのではないかなというふうに私自身捉えておりますが、いずれにしても、そうした新型コロナウイルスによっていろんなことが中止をされた、そうした閉塞感、そういうものはケース・バイ・ケースにもよるかと思いますが、これからの新型コロナウイルスの収束状況にももちろんよりますけれども、そうしたことで、できるだけそうした新しい生活様式の中で実施していければ大変いいなと、こう思っております。

それから、野獣対策、鳶ヶ沢、向こうのほうの周回路の整備をすることによってというふうなお話もございました。対策としては、いろんなことも考えられるのだと思います。今これというふうな対策ももちろん思いつきませんが、そうした猟友会なり、また農業関係者ともいろいろと意見交換といいますか、協議をした中で、どうした対策が一番有効な対策になるのか、それらはこれからも続けていければと、こう思っております。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

それでは、お昼のため休憩をいたします。

午前 11時50分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

私の今議会における一般質問は、1つは、昨日からも議論になっておりましたけれども、第6次総合計画についてが第1点目でございます。第2点目は、原発再稼働をめぐる町長の政治姿勢について伺いたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、私が総合計画の策定に関して意見を申し上げるのは、昨年の政府見解にもありましたけれども、1914年に策定された地方創生5か年計画のその効果、実効が何ら地方に及んでいないというこの現実を踏まえて、ともすれば政府はやっている感にとどまって、何も前進ある施策を打ってこなかったという、こういう人口対策の破綻に私は大きな失望を持っているからであります。2つ目としましては、総合計画はその理念やまちづくり構想について、町民との広い意見交換をしながらつくり上げるということも大切ではありますけれども、一方で私は、この総合計画を立案するに当たって何を町民と共有するのかということが重要だという、そういう認識に立っているからであります。人口減少は、この成熟した資本主義社会においては避けられない状況だと思いますし、このままいけば振り返ってみたらこんなはずではなかったという時代が来るのでありましょう。そういうことなども踏まえまして、私はこの点を焦点にして総合計画策定に関する意見提起をさせていただきたいと思います。

町長は、施政方針で令和2年、令和3年の2年間をかけ、第6次総合計画策定事業に取り組むとしておりました。現に昨日も議論がありましたように、既にその計画は着々と進められているというふうに認識をしています。また、この策定に当たっては、第五次の継続ではなく、時代の潮流を的確に把握し、将来展望ビジョンを明確にしていくとしております。町政の最重要課題と位置づける人口対策について、町の総合戦略、人口ビジョンでは、その基本的な視点の一つに人口減少、超高齢化

を見据えた社会の構築としていることはご存じのとおりであります。私は、かねてから人口減少に対応したまちづくりこそが不可欠な政策課題であることを訴えてきました。その経過は、そこに記載しているとおりでありますけれども、後ほど目を通していただきたいと思います。その当時、私が議論した当時の町長が示した見解は、町の人口減少は間違いなく進む。新生児の誕生もこのところ50人前後となっている。こうした中での将来の方向性は、一口に言えば、規模の縮小を図り、人口減少を見越した新しい基準のまちづくりを検討しなければならないというふうに明確にお答えをされておりました。しかし、この新しい基準のまちづくり、そして総合戦略に示されておるところの基本的視点とした人口減少、超高齢化を見据えた社会の構築は、この間一回としてその具体像の議論には至っていないのが現実です。定まらない町の将来像と言われるゆえんでしょう。人口減少を見据えた社会の具体像を示すこと、これこそ第6次総合計画の基本的課題とすべきです。具体像のない政策スローガンは、無に等しいと言わなければなりません。冒頭も触れましたけれども、去年の人口動態調査報告によれば、2020年に東京圏と地方の転出入を均衡させる目標を掲げていた地方創生5か年計画は、政府機関や企業の地方移管といった目玉策がかけ声倒れに終わったとしています。まさに空白の5年となったのであります。

そこで、町長に伺います。町長が強調する新たな時代の潮流を的確に把握した将来展望ビジョンの具体像について、お伺いをいたします。第6次総合計画に活かそうとするこの認識についての具体像をお伺いいたします。

2つ目、私は第6次総合計画の策定は、10年後、人口1万人の具体像を戦略目標にすることだというふうに考えております。人口ビジョンは、40年後、8,000人というスローガンを掲げておりましたけれども、あまりにも遠過ぎる。孫の時代、ひ孫の時代を語ったとしても、それは現実の課題になり得ない、こういうふうに思っているからです。1つは、10年後の人口1万人体制と行政サービスの継続のための財政展望と事業見直しの具体像を示すべきだというふうに思います。この言葉自身が抽象的でありますけれども、ぜひともこのような視点を明確にした策定を望みたいと思います。2つ目には、20年後の1万人維持を展望した人口対策をイメージすべきだと思います。行政区、公的施設、学校施設、行政組織の見直しなど、前町長いわく新たな基準のまちづくり政策プランに着手すべきだと思います。町長の所見を伺います。

次に、原発再稼働をめぐる町長の政治姿勢についてお伺いいたします。私は、過

去の議論経過を踏まえまして、改めて原発再稼働をめぐる政治姿勢を町長に伺います。私はこの間、時の町長とは5回にわたる議論を行ってまいりました。通告文に入る前に私の原点を明確に申し上げておきたいと思えます。私が繰り返し原発問題を議論するのは、私のライフワークとする原発のない社会の原点は40年前に遡ります。1980年、柏崎原発公開ヒアリング阻止闘争がありました。12月4日のことです。大変な暴風雨の中でありました。全国の労働者8,000人とともに、暴風雨の中で機動隊と対峙して闘った貴重な経験にあります。以来、私の生涯の課題に定めてきたからであります。

では、なぜこの時期に原発の再稼働問題について問うのかということについて、若干私の認識を申し上げておきたいと思えます。知事選があと2年余になりました。県政における政治的動向を感じます。検証委員会が相次いで動き出していることについても周知のとおりであります。技術委員会は、7月28日、福島第一原発事故原因の検証に関する報告書の素案を公表いたしました。東京電力は、地震がその主たる要因ではないというふうに言っていますけれども、技術委員会はそういう見解は否定されなければならないというふうな見解の中身だったと思えます。後ほどまた触れてみたいと思えます。避難委員会も開催されました。8月12日、審議状況について明らかにいたしました。最近に至っては、30キロ圏自治体の研究会の動きや原発ごみ問題をめぐる文献調査への動きなどなどが出てきています。加えて、女川町議会の動向もあります。こういう動向を見たときに、私は今この原発再稼働問題について、地方自治体の議会においても議論の対象にすべきだという、そういう認識に立ったからであります。

特徴的動向は、本日の午前中の議論にもありましたけれども、本年7月12日、5月から6月にかけて実施されました、原発再稼働をめぐる県内首長に対するアンケート調査の結果が報道されました。アンケートは、柏崎原発の再稼働に当たり東電は同意を得るべき地元の定義と再稼働の可否を県内全市町村長に問うたものであります。これに対しまして我が佐野町長は、原発事故の影響は30キロ圏に収まらないはずで、全市町村の同意が望ましいとの見解を示しました。同感です。問われているのは、原発事故から住民の命を守ることが自治体の責務です。過酷事故が発生すれば、即時避難区域、2市1村、2万人が即時避難を開始し、避難準備区域、8市町の42万人は一時室内退避後、30キロ圏外の自治体への避難行動を取ります。50キロ圏に位置する田上町は、室内退避とされていますけれども、同時に30キロ圏に位置します長岡市の避難民の受入れ自治体とされています。

一方、我が町民は、福島事故にも見られていますように、当然にも放射性プルームによる被曝を恐れ、行動に出ることを想定しなければなりません。だとしたら、我が町の事故対応は、住民の室内退避と町民の自主避難行動、そして広域避難者の受入れの三様の行動に同時に対応する極めて困難な事態に直面いたします。町の状況は、社会混乱、社会不安状況、こうした状況を想定しなければならないと思います。避難対象となる30キロ圏内に位置する9市町村だけの問題ではないということが明らかになったと思います。

こうした問題意識で町長の政治姿勢を伺います。まず第1に、町長の姿勢を問うことは酷かも分かりませんが、あえて申し上げます。全市町村の同意が必要との立場を取るならば、再稼働の是非の見解を明らかにすべきでしょう。私はそのように思います。住民の声は、柏崎原発周辺住民意識調査、2018年12月に実施されましたけれども、これによりますと立地自治体の5キロ圏でも51.1%が再稼働に反対しています。直近の県知事選時における世論調査でも、65%が再稼働反対というデータもあります。また、ちょっと遡りますけれども、2016年2月でありますけれども、新潟日報は原発の地域経済に及ぼす影響は、限定的との調査結果を報道しています。後ほど必要であればその中身について触れたいと思います。

第2点、複合的に発生する原発過酷事故は、最悪のシナリオを想起させます。これは、近藤駿介原子力委員会委員長の原発過酷事故の及ぼす影響は、250キロ圏にも及び東日本が崩壊するという、そういうことを示したものでありますけれども、このような最悪のシナリオを想起させます。再稼働は容認すべきではありません。そういうふうに言い切る私の考え方を幾つか申し上げたいと思います。1つは、過酷事故のコントロールは不可能であるということです。あたかも福島原発事故はコントロールされているなどという見解を述べている人もおりますけれども、客観的に見るほど、原発過酷事故は人類がコントロールできないということは明確だと思います。2つ目は、複合災害時の住民避難方法の事実上の破綻が指摘されています。これは、住民意識調査によって明らかにされています。避難方法の実効性が保証されていないということです。3つ目に、避難時の新型コロナウイルス感染対策が求められ、避難行動が困難を極めるとのことだと思えます。ここで私も触れておきたいと思えますけれども、なぜか避難計画の策定が新規基準に該当していません。こういう矛盾も私たちは見ておかなければならないと思います。4点目でありますけれども、放射性廃棄物の処理、高レベル放射性廃棄物処理対策の展望がないことです。過去において日本学術会議は、この放射線処理対策、廃棄物処理対策につい

ては再稼働の条件とすべきという提言をしていますけれども、それらは何ら具体化されていません。いや、その議論さえなされていないというのが現実です。などなどから私は再稼働は容認すべきでないということを申し上げておきたいと思います。

第3点目に、私は再稼働の是非は住民投票で問うべきだということを申し上げたいと思います。なぜか。これは知事の公約です。再稼働の是非は県民に信を問うというのが知事選における知事の公約でありました。現段階で知事はどのような方法で信を問うのか明らかにしていませんけれども、6月県議会においては今も決めていないという答弁でありましたけれども、しかし公約は県民にそれだけ重い権利を与えていました。また、県民はその権利を得たということなのです。知事選で信を問うなどというこそくなやり方は、県民が得た権利に反します。以上、3点について申し上げましたけれども、町長の所見を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、関根議員の質問にお答えいたします。

はじめに、第6次総合計画の策定についてであります。新たな時代の潮流を的確に把握した将来展望ビジョンの具体像ということでもありますけれども、総合計画作成に当たってのキーワードとしては、「道の駅たがみ」を中心としたまちづくり、人口減少問題への対応、そして新型コロナウイルス感染症の影響に対応した、新しい生活様式があると考えております。間もなく完成する道の駅たがみと地域学習センター、それに交流会館との相乗効果により、「近き者よろこびて、遠き者来る」をコンセプトとして、町民が集える場所、活躍できる場所、にぎわいの拠点として位置づけております。道の駅を新たなまちづくりの中心に据えていきます。そこで生まれる新たな町の魅力や、もともと田上町が有する豊かな自然を町外に向けてPRしていきます。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、東京一極集中の弊害とともに、地方への分散、地方への回帰という新しい時代の流れを生み出していると私も感じています。この流れを捉えるためにも、町の魅力を町外にPRすることで、町の認知度を高めることで町に興味を持っていただいた方々から町に移住していただけるように、環境整備を図ることで人口減少問題にも対応していきたいと考えております。道の駅から始まるこの一連の流れをつくり出し、誰もが住んでみたい、住み続けたい町をつくり出していきたいと考えております。

次に、10年後、人口1万人の具体像を戦略目標にとのことであります。10年後の行政サービス継続に必要な財政展望ではありますが、現時点では新型コロナウイルス

感染症の影響により、来年の財政展望も予測することは極めて難しい状況にあります。10年後の展望を示すことも非常に厳しい状況であります。10年先ではありませんが、今後の財政の見通しとして、まちづくり財政計画を策定しております。まちづくり財政計画は、町の最上位計画である田上町総合計画における基本構想、基本計画を実現するための実施計画に当たるものとして位置づけており、非常に重要な計画であります。計画策定に当たりましては、その時点の国の状況やそれぞれの事業内容等を十分検証しながら計画を策定しております。この財政計画を策定することで、必要な行政サービスを継続するために毎年事業の見直しを行っております。さらにその先の20年後となりますと、人口減少はさらに厳しい状況となっており、人口ビジョンでも1万人を割り込むような想定となっております。町の人口と併せて、行政区や学校施設等の公共施設の見直しは、いずれ避けて通れない問題になると考えております。施設の運営に重大な支障が生じるような状況となるようでしたら、町民の了解を得ながら、縮小、再編、統廃合も視野に検討しなければならないと考えております。また、行政規模が縮小していけば、それに合わせて町の行政組織等も縮小して対応せざるを得ないと考えております。しかし、最低限必要な行政サービスを継続するための組織は、維持していかなければならないと考えております。

最後に、原発再稼働をめぐる町長の政治姿勢についてお答えします。高橋議員の質問と重複する部分もありますので、かぶるところがありましたらご容赦願いたいと思います。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働については、私としてはこのまま柏崎刈羽原子力発電所が再稼働されず、かつ温暖化ガスを排出しない再生可能エネルギーで、現状の電力需要が維持される状況が理想であると考えています。現在日本の発電を支えているのは火力発電です。資源エネルギー庁の平成30年度エネルギーに関する年次報告によれば、2017年の我が国の総発電量のうち火力発電が80.8%を占めております。私は、火力発電所が二酸化炭素等の温室効果ガスを一切排出しないのであれば、直ちに原子力発電を廃止すべきと思います。しかし、現実はそのではありません。今般新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時スーパーや薬局の店頭からマスクやトイレットペーパーが消えた状況を目の当たりにして、私は昭和48年にあったオイルショックのときの状況を思い出しました。その時代を経験された議員におかれては、私と同じだったのではないかと思います。あの時代、2度のオイルショックの経験から、日本は石油に代わるエネルギーとして原子力や石炭、天然ガスの開発、導入を進め、電源の多様化を図り、特定のエネルギー資源に依存しない多様性を確保することが大切だという流れが、日本全体にできたことを思い出し

ます。石油に代わるエネルギーとして注目が高まったものの一つに原子力発電がありました。特に自国に資源を持たない日本は、原発の燃料となるウランは一度輸入すれば燃料リサイクルにより長く使用できるため、国産に準じるエネルギーとして位置づけられ、その比率を高める必要性から原発の導入が進展いたしました。しかしながら、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、我が国の原子力政策は機能停止となりました。資源が乏しい我が国が、国内でエネルギーを賄っていかうという使命感から始まった核燃料サイクル計画ですが、サイクルの出口である最終処分の議論もずっと先送りされ、現時点でも高レベル放射性廃棄物最終処分施設の計画もめどが立っておらず、行き詰まりを見せています。私がなぜこのようなことを申し上げるかという、ご質問は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についてではありますが、議論を突き詰めれば、我が国の電力供給の在り方、ひいてはエネルギー政策の在り方を問うことではないかと思うからです。町民の安全を預かる立場である者として、町民が抱える原発への不安を代弁することは、私に課された責務であります。その上で、町民が抱える原発への不安の払拭には、行き詰まりを見せている核燃料サイクル計画を含めた国の原子力政策を国は丁寧に説明し、国民一人ひとりが自分の国のエネルギーの在り方や生活における影響などを冷静に考え、議論できる環境をできる限り早く整備すべきであると思います。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働については、就任時から申し上げておおり、県が独自に進めている福島第一原子力発電所の事故原因や住民の避難計画などに関する検証作業を終えるまでは、再稼働を認めるかどうかの議論は始められないという花角新潟県知事の考えを支持するところであります。花角知事は、3年か4年か分からないが、期限を決めずに議論を深め、結果を踏まえてリーダーとして判断を出し、県民の受け止めを確認する。その手段としては、信を問うことが一番重い適切なやり方だと現段階では考えているとも述べておられます。信を問う方法につきましては、これは知事として判断されることであり、県議会での議論も踏まえて適切な方法を判断されるものと思っています。いずれにしろ信を問うという方針が打ち出された以上、私個人が再稼働に対して認める、認めないということではなく、県民、町民一人ひとりが冷静に再稼働の是非について考え、判断できる環境を整えることが重要であると考えます。

12番（関根一義君） 再質問を行いたいと思います。

まず、総合計画でございませうけれども、私が佐野町政に求めたいのは、10年後のことなんか今語ることはできないよというトーンの話もございましたけれども、し

かし今、佐野町政の最大の任務は町の10年後です。10年後に佐野町長がまだ町長やっているかどうか分かりませんが、その道しるべを今佐野町長によってそれを策定する議論をすべきだということを申し上げておきたいと思います。これは、佐野町長が2期目、3期目あるのかなんてというのは、誰もここで論じる人はいないと思います。そんなことを論じているわけではありません。しかし、今田上町が新たな5年後の総合計画を策定するという時期に差しかかったわけです。だとしたら、この新たな総合計画を策定する視点は、何かということを確認にする議論をぜひお願いしたいなというふうに思います。それが佐野町長の責務だというふうに私は思います。

2つ目について申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、人口8,000人体制なんてことが文書で、町発行のチラシでも載ってきますけれども、これはあまりにも、先ほども申し上げましたけれども、遠過ぎます。だから、10年後、それから10年後に当たって、20年後を展望した町政でどのような具体像を描くのかという、そういう議論が必要だというふうに私は思っています。ぜひお願いしたいなというふうに思います。

人口対策、今までいろいろやってまいりました。成果が見えない、成果が見えないという声は一方ではありますけれども、しかし大きな成果を上げてきていると思います。しかし、私がここで問うのは、この今まで進めてきた人口対策、こういうものについて、これも前回議論になったと思いますけれども、一度リセットして見る必要はないのかと。現状における人口対策としてではなくて、今後を展望したときにこの人口対策で本当にいいのか、将来に向けてはどうあるべきなのかという、そういう視点からのリセットが必要なのではないかというふうに思っていて、そういう意味でこそ私は、10年後1万人像を町民の皆さんと共有しようではないか、そして10年たったときに、20年後に1万人死守の具体像を町民と共有しようではないかということをお願いしました。まちづくりプランや総合計画の理念や最上位政策としての在り方などについて、議論を否定しているわけではありません。その中心的な問題意識をどこに持つのか、町民と何を共有するのかという意味で申し上げましたので、そのようなことを考えていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

それから次に、原発問題ですけれども、午前中の高橋議員への答弁にもありましたけれども、エネルギー政策の在り方等についての町長の見解が述べられましたけれども、私はそのようなことを問うていたわけではございません。端的に申し

上げたいと思います。なぜ最近このようないろいろな動向が集中して、原発問題に絡んで、政治的な動きが始まっているのかということの受け止めが、町長ももうちょっと真剣にといいますか、厳しく物事を見るべきだということをお願いしておきたいと思います。もうすぐそこに、柏崎刈羽原発の再稼働という政治的な課題が動き出すという兆候があるからだと思います。そうでなければこんな集中して起きてこないということの見方が私の見方です。規制委員会の話もしましたけれども、規制委員会は来年にも合格審査報告書を出すでしょう。しかし、一方で見ておかなければならないのは、規制委員会が東京電力に問うた問題点の一つに、保安規定の再三の見直しの指摘があったわけです。これは、新聞報道を引用して言えば、東電への不信感の表れだというふうに書いているマスコミもあります。私も、過去に東電の体質について時の町長と議論した経過があります。私もそのことが根本的に問われるべきだろうというふうに思っています。今日も傍聴者おいでになっているようですけれども、私は事一旦事故を発生せしめたら日本の国土を破壊するような、そういう事態を招くのだということ踏まえれば、経営体としての企業にそういう体質についても求めるということは、これは当然の私たちの権利だということをお願いしておきたいと思います。

先ほど時間の関係などもありまして端折りましたから、過去における私と前町長の議論の中身について、こんなことは本来すべきでないことかも知れませんが、あえて申し上げます。時の佐藤町長が明確に私に再稼働をめぐる見解を述べていただいたからです。時の町長は、このように私に答弁いたしました。平成26年の、今から4年前、12月議会の町長答弁であります。自治体の首長は、住民の安全・安心を守ることが優先されなければならないと考えている。政府は、経済を優先し、福島県民の苦悩を理解していないと感じる。現状においては、原発が再稼働しなくても経済活動に大きな支障は来していない。原発再稼働はすべきでないとの考えは変わらないと回答しました。私は、この見解を聞いて心の中で大きな拍手を送りました。どこに首長としての判断の視点を置くべきなのか。それは、住民の命と安全・安心だ。そして、経済的な動向がどうなっているのかということ。これを恣意的ではなくて、客観的にどう認識をするのかということが大事なのだということ。時の町長が私に答弁を下されたということを紹介しておきたいと思います。

現状は、まだいついつ再稼働をする、したい、こういうことが政治課題になっていませんから、このような議論にとどまりますけれども、もうしばらくすれば明確にそのことが問われる。私にも問われるし、町長にも問われるし、全議員の皆さん

にも問われる、執行の皆さんにも問われる、こういうときが来るのだということだと思います。それぞれの意見があってよろしい。賛成派の意見があってよろしい。反対の意見があってよろしい。しかし、そのことが議論ができるような、そういう風土をつくっておきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。見解だけいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 総合計画、それから原発の再稼働、再度の質問をいただきました。

総合計画の策定に当たって、関根議員がおっしゃられる10年後、20年後、これを見据えた総合計画の策定、私もそうあるべきだろうと思います。10年後、20年後の財政の見通しは非常に難しいとは思いますが、私自身この総合計画の策定に当たっては、人口減少対策、このことが一番大きな課題だろうというふうに捉えております。キーワードとして3つ申し上げましたけれども、人口減少対策そのものが最も課題として大きなものであるというふうに捉えております。そうした中で、関根議員がおっしゃられる町民との共有、このことも本当に同感でありますし、そうした町民との間の協議をしながら、意見を聞きながら、共有できればな、そんなふうに考えておるところであります。

それから、原発の再稼働問題、今ほど言われたように、間もなくといいますか、近々そうした本当に私ども一人ひとりが再稼働について、賛成なり反対なり意見を言うべきときがこれから来るわけであり、原発の再稼働、あの福島のことを思い出せば、今もまだ避難を余儀なくされている方々もおられます。町民、県民の不安というのは、非常に大きなものがあると思います。そうした意味で、先ほども申し上げました一人ひとりがこの国のエネルギーの在り方、そして生活における影響を冷静に考えて議論できる環境、先ほど関根議員もおっしゃられましたが、そういう協議の場が来るのだということ踏まえる中で、そうした議論のできる環境をできる限り早く整備すべきであるというふうに思います。

以上です。

12番（関根一義君） 終わります。

議長（熊倉正治君） 関根議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時08分 休 憩

午後2時25分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、8番、椿議員の発言を許します。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） 議席番号8番、椿です。一般質問をさせていただきます。

今回は、6月に引き続き福祉タクシーの利用券についてであります。6月の答弁を受け、再度質問をいたします。6月の町長答弁では、福祉タクシーの利用助成は、障害のある方の社会参加の意欲の助長を目的とされておりまして。そこで、田上町福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱を調べてみました。そこでの目的なのですが、経済的負担の軽減を図り、もって社会参加意欲の助長と福祉の増進を図ると書かれております。6月の町長の答弁では、福祉タクシーの利用助成は障害のある方の社会参加の意欲を助長することを目的とするので、福祉タクシーの利用券の枚数を増やすことは考えておりませんという非常に心ない回答でありました。代わりにこれからのデマンド型の新しい公共交通導入時に、その活用方法を検討していきたいという答弁がありましたので、そのときはデマンド型の新しい公共交通導入時にその活用方法などで対応になるかなと思い、再質問はしませんでした。少し意味合いが違いますということに気づきました。デマンド型の新しい公共交通でも、通常の一般タクシーを利用する、もしくは福祉タクシーを利用する、いろんなタクシーを利用する選択肢があっても、福祉タクシー券はまず経済的負担を軽減するというもって福祉の増進を図るということが、これが目的でありますので、ですから病院に月に2度行かなければならないことがあるという方にとっては、枚数に不足を感じると6月に質問しました。

そこで、他の市町村を調べてみました。長岡市では、福祉タクシー利用券の交付についてと紹介されていたのがホームページでありました。その概要であります。在宅障害者の経済的負担の軽減や社会参加の推進のためにタクシー利用券を交付いたします。1冊30枚つづりで、1枚500円分の利用となり、1冊では1万5,000円利用できるようになっております。令和2年4月1日より利用枚数の制限がなくなりました。また、次の場合、最大3冊まで交付いたしますということで、年間を通じ定期的に2週間に1回以上医療機関へ通院していて自動車税の免除を受けていない場合、これは普通自動車税の免除であって、軽自動車の減税は除くと定められております。これに対して田上町のほうでは、発行枚数としては90名の方に総計2,100枚発行しており、その中で実際に使われている利用実績は1,127枚であり、利用実績の割合は53.7%であり、利用率の高い事業ではないと言えます。過去に枚数を増やし

てほしいという要望は1件程度と回答がありました。

町長の6月の答弁は、町長の施策理念に満足する回答であったでしょうか。町長は、声なき者の声を聞き入れる、日頃から申しております。今回新型コロナウイルス対策でも、本当に困っている人に対する支援をしたいという方針でありました。何らかの理由で福祉タクシー券が不足しているため、もう若干の経済的負担の軽減をお願いしている方で勇気を持って町へ訴える方が1名、本当に声の出せない方もまだまだ若干名はいるかもしれないです。再度考えてみてください。長岡市を参考にすれば、2週間に1回の通院のある方の条件は、最大60枚の申請発行となっております。追加申請を実施する方向で検討してください。これらを実施することで当初予算を大幅に上回る事業になるのでしょうか。若干名の何らかの理由で福祉タクシー券が不足の方に追加申請を受けて発行しても、当初予算内で収まると想定できます。また、町の決算審査時には、利用実績の向上率が図られて、担当課としても成果の向上、すなわち町民満足度の向上につながると思います。ぜひよろしく願いいたします。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の福祉タクシーの利用券についての質問にお答えいたします。

町では、福祉タクシーの利用券として、1枚当たり小型タクシー基本料金相当額に迎車料金を加えた額を助成しており、年間最大で24枚、1か月当たり2枚の助成券を申請者に交付いたしております。6月の議会で答弁したとおり、令和元年度の交付枚数は2,100枚、使用実績は1,127枚、利用率は53.7%でありました。議員ご指摘のとおり、利用率はそれほど高くありません。利用率が高くないということは、大方の利用者にとっては現在の交付枚数で十分足りていると捉えております。しかしながら、議員ご指摘のように利用者の中には1年間で24枚全てを使い切る方も相当数いらっしゃいますので、交付枚数を増やすことが可能かどうかにつきまして今後研究してまいりたいと思います。

8番(椿 一春君) ありがとうございます。前回の全然考える気はないということから研究してくださるということで、ありがとうございます。

長岡市の取組で必要な方には最大60枚まで交付をしているという取組について、町長はこのことに対してどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

それから、私は、あと何人かの方だと思うのですが、本当に支援を必要としてい

る方へ支援することが好ましいと思うのですけれども、全体の枚数を増やすというのは、今現状でも余っている方もいるので、そういう方法は取るべきではないと思うのですけれども、あと特別な何かの理由により幾らか増やしてほしい方にとっては手を差し伸べるべきだと私は考えるのですが、その辺について町長の考えを再度お聞かせください。

質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 今椿議員から言われました長岡市の件、これも当然参考にする中で、実際に24枚使い切っている方もいらっしゃるわけですので、それは再申請の中で交付できるよう前向きに検討していきたいと思います。

8番（椿 一春君） では、今度の予算審査のときにいい提案が来ることを期待しておりますので、よろしくお願いします。

以上で質問終わります。

議長（熊倉正治君） 椿議員の一般質問を終わります。

最後に、6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） それでは、中野、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。私は、3点質問させていただきます。

まず、1つ目、税金等の決済手段について。現在町の税金は、地元の金融機関や役場で支払いする方法を取っています。今年度も何とか1行の金融機関が引き受けてくださいましたが、今後は決済手数料が大幅に増額する可能性が出てきました。以前にも問題提起していますが、田上町の税金は、県外に在住していた場合、とても支払いが困難になります。水道料や固定資産税のことです。田上町に資産はあるけれども、固定資産税や水道料は納付書で県外から払うことができません。そのような方は自動振替を利用してほしいということにもなりますが、多様な支払い方、利便性を検討していただきたいのです。利便性がよくなることにより、遅延や未納は軽減されてくると考えています。以前、納付書にバーコードを記載し、コンビニでの決済は可能にならないかと質問した折には、電算システムの改修が必要で、多額の経費が発生するとの回答をいただいていた。独自のシステム改修ではなく、視点を変え、決済代行業者を介する方法を取り入れてはいかがでしょうか。神奈川県で申しますと、決済代行業者を介し、バーコード決済のみならず、ラインペイ決済も導入しています。これは、自宅で決済できる画期的な手段となります。今回の新型コロナウイルスの地方再生臨時交付金の活用の中にも、非接触型の決済方

法の導入も盛り込まれています。自らはもちろんのこと、ほかの人にも配慮して、新しい生活様式を私たちは取り入れていかなければなりません。決済代行業者を利用し、職員の業務軽減と金融機関の受け手の解決、税金納付の利便性向上について、町長の考えをお聞かせください。

2つ目、椿寿荘の改修について。椿寿荘は、田上町にとって素晴らしい文化財だと考えています。知人が田上に来た折には、ぜひ椿寿荘を見てほしいと案内します。県内に住んでいる知人でさえも椿寿荘を知らない人が多く、見学した後には「田上にはこんな素晴らしい文化財があるんですね」と喜んでくださいます。しかしながら、椿寿荘は大きな改修が必要な時期に来ています。なかなか改修に手がつけられないところですが、今回の地方創生臨時交付金には、地域の魅力の磨き上げ事業として、文化資源や古民家を活用した着地型の観光コンテンツの経費の一部を支援する項目があります。今後の補正予算にも組み込まれてくることを期待しています。町の大切な文化資産である椿寿荘の今後の取り組み方についてお聞かせください。

3番目、地域仮想通貨について。今回の地方創生臨時交付金の活用事例の中で、地域仮想通貨の導入など多様な地域づくりを支援したいという事業が全体の11%を以上を占めていました。事例集の中でです。地域通貨といえば、今までは紙ベースでしたが、最近はデジタルの地域通貨が主流となり、ブロックチェーンの導入で安心な取引ができるようになりました。以下、引用文を使用します。富山県の企業や投資家を中心に発足したYe11 TOYAMAプロジェクトでは、2018年11月、ブロックチェーンを活用した地域振興の取組を開始しました。ブロックチェーンを活用した地域通貨Ye11を発行し、これと連携したスマートフォンのアプリを活用して、観光客の誘致、地域消費の促進、中小企業の資金調達に役立てることを目指したものです。富山県は、恵まれた自然環境とおいしい海の幸、製菓や鋳物など伝統産業を持ち、幸福度ランキング上位の常連でもあります。Ye11は、一般的な商品の売買に利用するだけではなく、これまで商品として売買されなかった地域の体験や出会い、文化や技術に親しむ権利などを購入するために活用できます。そして、この仕組みの運用にブロックチェーンを導入することによって、地域企業が出店する際の費用を無料にし、売買時の決済手数料を1%と極めて低水準に設定できました。これまで発行されてきた地域通貨には、狭い地域でしか使えない、使えない店がある、偽造防止や安全な管理にコストがかかるといった課題がありました。ブロックチェーンの活用によってこれらの課題を解決し、地域通貨発行のハードル

を下げるすることができます。地域通貨の対象となる自治体よりもさらに狭い地域で通用する通貨を発行することさえできます。さらに、ブロックチェーンを活用すれば、これまでにない価値を持つ通貨を造ることもできます。イベント期間中だけ有効な通貨や、時間の経過によってあらかじめ決めたルールに従って価値が変動する通貨、所得や年齢など使う人の属性に応じて価値が変わる通貨といったアイデアも出てきます。一定の条件で価値が変動する通貨を上手に使いこなせば、ビジネスや社会活動にイノベーションが生まれる可能性があるのではないのでしょうか。ブロックチェーンという技術は、仮想通貨の実現というニーズの実現に向けて考案された技術です。その目的を一文で説明すると、ICTシステムの仕組みを使って、第三者機関がなくても、安全かつ信頼性の高い取引や契約を可能にすることと言えます。そして、第三者機関を不要にするため、取引の履歴や契約内容に関する情報を包み隠さず逐一電子的台帳に記し、これを公開して共有する方法を採用しています。言い換えれば、みんなが常に見守っている中で取引や契約が行われ、それを見守る大多数の人が正当だと認めれば、特に第三者機関のお墨つきがなくても安心という極めて民主的な発想がブロックチェーンの基本コンセプトです。利用イメージ、ケース1として、地域の消費を増やしたい、デジタル地域通貨の発行、地域で使える電子マネーを発行する、地域消費の拡大、キャッシュレス化の促進。これからダブるところもありますが、ケース2、コロナ禍の住民を支援したい、プレミアム商品券のデジタル化、自治体発行のプレミアム商品券、紙券を電子化する、プレミアム商品券運営コストの縮小、地域住民への福祉向上、地域の魅力向上による居住者増。ケース3、ボランティア活動を促進したい、ボランティア活動のお礼、ボランティア活動に参加いただいた方に、地域で使えるポイントをプレゼント、地域貢献活動の参加機会拡大、地域消費の拡大、地域住民の健康促進。ケース4、税収を上げたい、ふるさと納税の返礼品、ふるさと納税をいただいた方に地域で使える地域通貨を付与、税収の向上、地域消費の拡大、来訪機会の創出、返礼品送付コスト軽減。実証実験への協力自治体、企業の募集について。本サービスの提供開始前に本サービスを試験的に導入し、品質向上に向けた意見交換などにご協力いただける自治体、企業様を募集しているそうです。今なら特別プランで提供できるそうです。これ大手の会社です。とのことですので、地域経済の活性化や公共交通をこれから導入する田上町に必要なのではないかと考えます。1つ目の税金や水道料の決済手段にもなり得ます。町長の考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

はじめに、税金等の決済手段についてであります。決済代行業者を利用した場合は確かに町民の利便性の向上は図られます。しかし、職員の業務軽減や指定金融機関との関係には疑問もあります。まずは、指定金融機関や収納代理、金融機関等の手数料問題が取り組むべき課題であり、コンビニ納付や決済代行サービス等については当面実施する考えはありません。詳しくは会計管理者に答えさせます。

次に、椿寿荘の改修についてです。椿寿荘に関しては、日頃から指定管理者、館長をはじめとしたスタッフから細かく様子を見ていただいております。修繕が必要な箇所については、その都度指定管理者と協議をいたしております。この数年において、改修等の大きなものとしては屋根の修繕がありました。それ以外は、大きな修繕が今すぐ必要な状況ではありません。これから秋の行楽シーズンを迎え、多くのお客様が来られる季節となります。昨年度、令和元年度からは、今まで以上に椿寿荘の庭園を整備してまいりました。建物と併せて京風の枯山水の庭園など、椿寿荘の魅力を伝えていくことで、より多くの方から訪れていただきたいと考えております。議員ご提案の地域の魅力の磨き上げ事業の活用ですが、現時点では大規模な改修等がすぐに必要な状況ではありません。今後大規模な改修が必要な場合には、国、県の補助、交付金等を念頭に置きながら改修を検討していきたいと考えております。

最後に、地域仮想通貨についてお答えします。地域仮想通貨は、地域経済の循環に活用できるツールの一つとして全国で取り組んでいる事例も多くあります。県内では、佐渡地区や柏崎地区などで流通している一方で、廃止している地域も少なくありません。私自身、地域仮想通貨についてあまりよく理解をしておらないところではありますが、これを導入することになれば、当然維持管理経費や地域通貨の運営に関わる費用などの試算等、費用対効果の検討が必要になってまいります。あわせて、事業を継続し運営していくためには、商工会、金融機関との協議はもちろんのこと、実際の利用先となる商店、事業所等の協力、理解が必要不可欠となってきます。まずは、本当に町民が今導入を望んでいるのか、ニーズはあるのかといった点が一番重要であると考えております。いずれにいたしましても、導入に当たっては十分議論する必要がありますし、時間もかかります。このようなことから、今すぐ導入しなければならないものとは考えておりません。

会計管理者 (山口浩一君) それでは、中野議員の税金等の決済手段についての質問に

お答えします。

コンビニ収納やスマートフォン決済による町税の納付には電算システムの改修が必要となり、およそ700万円程度の経費が必要となります。スマートフォン決済には、納付書のバーコードを読み取って納める方法と窓口でスマートフォンをかざして納める方法の2種類があります。納付書のバーコードを読み取って納める方法は、コンビニ納付と同じ手数料がかかります。窓口でスマートフォンをかざして納める方法は、商店や飲食店での支払い方法と似ており、現在無料でそのサービスを受けられますが、来年度から2%から3%の手数料がかかってきます。決済代行業者を利用した場合、町民の利便性は図られるものの、職員の業務軽減や指定金融機関の問題には逆行するものと考えております。また、残念ながら先行している自治体において納付方法を増やしたが、それにより収納率が向上したとの話は聞こえてきておりません。

以上でございます。

6番（中野和美君） あまりにも後ろ向きな回答ばかりでびっくりしております。よく分からないものをどうしても否定したくなるのは人の常でございます。ただ、今電子マネーがかなり普及しました。これは、国の後押しもあってなのですけども、私2年前に電子マネーがこれからすごく普及するということで、新潟の中央区の商店街これから普及しますよということで、ほかの仲間たちとこういうことになってきますよみたいな活動をしたことがあるのですが、その頃中央区の商店街の皆さんは言っていました、「そんななるわけない。現金でいいんだよ」って。でも、1年もたたないうちに変わりました、電子マネーに。どんな小さなお店でも、田上町の藤次郎、栄八でも、ペイペイで支払いできます。そして、本文に書いてあったのですが、富山県のY e 1 1の場合、手数料1%とうたっているのに、それを見逃していらっしゃるのでしょうか。2%から3%の手数料がかかるというふうになんてなっていますけれども、それはやり方次第だと思えるのです。あまりにも後ろ向きなので、びっくりしたのですけれども、時間がかかるというのも何を根拠に時間がかかるのでしょうか。私この前クラウドファンディングのホームページを一晩でつくったことがあります。それぐらい逆に時間はかかりません。何でそんなに時間かかってしまうのか、私もびっくりするぐらい、今返事を聞いていて、この文章を見て思ったのですけれども、今までのを全部これに切り替えろとは言っていないのです。今までの決済の仕方です。払いたい人は払えばいい。でも、若い人たちは働いているのに、昼間の9時から3時までの間もしくは4時までの間に金融機関に行けない人が

ほとんどです。仕事を休んだり、抜けたりしてやっと支払っていたりすることが多いわけです。それって本当に優しいのでしょうか。一生懸命働いていれば働いている人ほど、昼間そんな銀行にわざわざ支払いに行く時間はありません。とても不親切な私はやり方だと思っています。それは、役場の人たちはいいです、いつでも支払いできるので。民間の人たちが困るのです。せっかくこういうふうに国が後押しして、こういうの導入していいよ、背中押すよと言ってくれているのに、分からないから、難しそうだから、時間がかかるから、できません、やりません。何でまた田上町は後手に回すつもりなののでしょうか。やらないことのリスクのほうが私は高いと思うのです。これからどんどん現金の価値は下がっていきます。これだけ国はお金を放出していますので、お金の価値はどんどん下がります。そうなったときにこのままでいいのでしょうか。現金で持っているリスクのほうが大きいのです、現金の価値は下がりますので。何を根拠に難しいとか時間がかかるとかって考えているのか、それを聞かせてほしいです。

会計管理者に聞きますけれども、私これいっぱい経費がかかるというのは、実はこれ聞くの3度目です。前のときは1,000万円かかるって。今回700万円になったので、ちょっと安くなりました、逆に。そんなことを思いながら聞いていました。今でも銀行の振替とか、そういうことには手数料はかかっているはずですので、それが年間90万円から100万円近くかかっていますし、金融機関から出張してもらっているスタッフの人件費もかかっています。そういうことを考えたら人件費というのが一番大きいので、実はこういう経費ってそんなにかかっているのではないかと思うのです。全部が全部これで払えと言っているのではなくて、できるところでいいからやってみようよというところですよ。今だってペイペイやラインペイとか、オリガミペイはなくなったのかな。いろんなアマゾンペイとかありますけれども、事業所なりは手間が全然かかっていないです。お客さんがバーコードなりQRコードを読むだけで、自動的に決済されたものの明細が送られてくるだけです。役場は、それできないのでしょうか。それが私は本当に不思議でたまらないです。今の地域通貨のところはその辺にして、どういう根拠があって大変だ、時間がかかる、分からないというふうにおっしゃるのか。若い人にとっては、そんな後ろ向きだと魅力のない町になってしまいますと私は危惧しております。今回の答弁の中でも町長おっしゃっているではないですか。今までとは全く違った新しい日常、新しい生活様式が求められる中で、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立を同時に推し進めなければならないと。これまでにない支援の枠組み、制度を強く求めている

く必要があると。町に興味を持っていただいた方から町に移住していただけるように環境整備を図ることで人口減少問題にも対応していきたいと考えております、そうおっしゃっています。ぜひ柔軟な考え方をお願いいたしたいと思います。

椿寿荘のほうに移ります。椿寿荘なのですけれども、椿寿荘が1897年にできておりますが、今回この新型コロナウイルスの対策の中で、椿寿荘すばらしい文化財なので、ぜひこれは一番に推し進めてほしいと思うのですが、椿寿荘大きな改修をしてほしいと思っているのではなくて、外壁の修復のところからこつこつ、こつこつと毎年やっていただきたいと思っているのです、私、大きな改修ではなくて。というのは、あの美しい姫路城でさえもずっと修復しています。ずっと修復し続けながら、宮大工の技術と伝統を守りながら、毎年経費を上げて修復しているのです。ですから、あれだけ美しい姫路城が維持されているわけで、田上町も一気にするのではなくて、少しずつ少しずつ修復していったら私はいいと思います。まず、外壁ぐらいからでも始めてほしいと思っています。椿寿荘、田上町で一番メインにしていきたい文化財だとは思っているのですが、実は上野にもっと古い、1800年代の前半に造られた豪農が残っています。上野にある渡辺家、実際その当主は今新潟ほうに住んでいらっしゃるけれども、昨年ちょっと見せていただいて、すばらしい建物なのですが、何せ200年もたっているのです、かなり傷んでいます。本当はそんなところも修復できればいいのになとは思っていますが、まずは椿寿荘というところで。そして、こういう椿寿荘なり伝統文化を引き継ぎながら、雇用もしていきながら、そういう宮大工の技術を伝承、通年にしていくことによってそういう人も育てたりとか雇用も促進していったりとか、そういう方向も私はあるのではないかなと思っています。その辺についても何か考えがありましたらお聞かせいただきたいところです。

それをお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 新しい決済手段ということであります。時代がどんどん変わってきております。そうしたスマートフォンの普及によって、5年前、10年前には考えられなかったような決済手段が、いろんな形で決済ができるような形になってきております。それは、当然私自身も認めるところであります。先ほど申し上げましたどれだけのニーズというのですか、町民の方々、要望、ニーズあるのか、その辺のまず調査も必要かと思えます。そして、なかなか議員ご提案のこうした決済手段、私自身もなかなか追いついていけないところもあります。そういう中で、当然時代の流れの中で、取り組んでいくべきものは取り組むべきものだろうと思えますし、

そういう意味で、決して後ろ向きに考えるのではなくて、勉強させて研究させてもらいたいなと思っております。

それから、椿寿荘についてであります。椿寿荘、本当に町の大きな観光資源でございます。先ほど申し上げたように、今のところ確かに大きな修繕箇所はないというふうに捉えておりますが、議員ご指摘のようにちょっとした、例えば壁であるとか、そういうふうなお話でございます。そうしたちょっとした修繕箇所、それが積み重なっていくと後で大きな経費がかかるというふうなことになるわけですので、当然その辺は指定管理者ともいろいろと協議をしながら、小さいうちに修繕をしていく、そういうこともまた必要なのだらうと思います。指定管理者とその辺はしっかり打合せ、協議をしていきたいと思っております。

6番（中野和美君） それで、地域通貨のことで廃止している地域も少なくありませんということでしたけれども、紙ベースのものなかなか継続しにくくなって、なくなっているものもありますけれども、紙ベースのものでも手塚治虫さんの絵を使っていますアトム通貨というのは、2004年からずっと今も引き継がれていまして、今全国展開をしているようなところもあります。アトム通貨、あれは紙ベースなのですが、あの使い方がすごく面白くてできていまして、通貨を発行しますと期限があるのです。いつまでに通貨を使ってもらわないとその通貨の価値が落ちてしまうよということが入っていて、そうなりますと一生懸命地域でそれを使うのです。そういう経済効果も考えられたり、ボランティアをしたら地域通貨が発行されるとか、田上町にも大きなボランティア組織ありますので、そういうところで頑張ってください方にはそういう地域通貨を発行するとか、そういう使い方もあります。ぜひ今後近い方向で、今は分からなくても、10年後、20年後ではなくてもう早急に考えていただかなければならない大事な私はアイテムになってくると思いますので、よろしく願いいたします。

以上、3回目の質問を終わります。特に答弁は必要ありません。

議長（熊倉正治君） 中野議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時05分 散会

別紙

令和2年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和2年9月10日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(9 月 24 日)

令和2年田上町議会
第5回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年9月24日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

-
- 日程第1 承認第13号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について
- 日程第2 承認第14号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について
- 日程第3 承認第15号 専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第1、承認第13号から日程第3、承認第15号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 総務産経常任委員会における議案付託審査の結果を報告します。

承認第13号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について、承認第14号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について、承認第15号 専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告について、以上の3案件は、審査の結果、原案のとおり承認されました。

審査の概要について述べます。一般会計補正予算（第5号）は、4月22日付けで専決処分を行ったもので、報告第10号で提示してあるように地域学習センター補強

改修及び増築工事請負契約の変更に伴うもので、増額費用の474万7,000円は繰越金を財源に充てています。

一般会計補正予算（第6号）は、9月1日の議員全員協議会で説明のあったごまどう湯っ多里館温泉井戸の工事費用1,330万円と災害復旧事業の小規模崩壊防止工事補助金231万円の計1,561万円の補正を専決処分したものです。井戸については、現在温泉量が減少しているため、これを復旧させる工事です。要因として、新型コロナウイルス感染予防による来客の減少からくみ上げ量が減り、温泉成分などの付着により閉塞させていることが挙げられます。小規模崩壊防止工事の補助金は、4月14日から15日にわたる豪雨に起因した崩壊復旧工事費に対する補助で、補助対象要件とされる24時間雨量が80ミリ以上であったため、工事費の10分の3以内の額を補助するものです。

水道事業会計補正予算（第2号）は、国道403号線沿いに新店舗が開業されるのに伴い、工事費用として資本的支出の予定額を671万円の増額補正を行います。審査の中では工事における経緯や今後の確認について質疑と答弁が交わされましたが、採決では意見や討論はなく、原案のとおり承認されました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、承認第13号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第14号は委員長報告のとおり承認されました。

最後に、承認第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第15号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第4 議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定について

議長(熊倉正治君) 日程第4、議案第42号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、議案第42号 田上町地域学習センター条例の制定についてですが、これは先日の議員全員協議会での議会からの意見を踏まえ、提案されたものとなっております。

その結果といたしまして、条例の中では管理者の責務が明記をされ、休館日に関しては交流会館との休館日を避け、近隣の図書館休館日等も考慮した結果、毎週水曜日と設定することとなりました。基本的に調理室は刃物や火気があるため開放はせず、許可制の使用となります。しかしながら、研修ルームに関しては、利用申請がない場合は開放して、業務に支障がない形で一般の方が利用できるようにしていきたいというふうな説明を受けました。審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 地域学習センター備品購入契約について

日程第6 議案第44号 田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約について

議長（熊倉正治君） 日程第5、議案第43号及び日程第6、議案第44号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 付託されました議案第43号 地域学習センター備品購入契約について、議案第44号 田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約についての以上の2議案は、審査の結果、原案のとおり可決です。

議案の審査の概要について述べます。地域学習センター備品購入契約は、8月31日の指名競争入札の結果、株式会社山下家具店と税込み額2,033万9,000円の仮契約中で、備品納入期限は令和2年12月28日となっています。田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約についても、同日の指名競争入札の結果、株式会社BSNアイネットと税込み額2,860万円の仮契約中であり、学習者用コンピューターの納入

期限は令和3年2月26日です。これらは、契約金額がいずれも700万円を超えるため、仮契約中であり、議会の議決を求めるものです。資料として地域学習センター家具配置図とコンピューター導入に関する仕様書の抜粋を基に、質疑と答弁が交わされました。主な点では、入札予定価格に対し落札額が1,570万円も安いこと、コンピューターの製品としての捉え方については、GIGAスクールモデルとしてメーカーの推奨品であり、1台当たり3万6,000円の価格は企業努力もあるとの見解も示されました。

以上、報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について

日程第8 議案第46号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について

日程第9 議案第47号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（熊倉正治君） 日程第7、議案第45号から日程第9、議案第47号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、報告します。議案第45号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費、7款商工費、8款土木費、第2表、地方債補正については、審査の結果、原案のとおり可決しました。

一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ2億3,632万2,000円を追加するもので、地方債の補正についても限度額引上げの変更を行っています。

歳出について、総務費では財政調整基金に1億2,300万円を積み立てています。

商工費は、今後も道の駅や公共交通に関わる職員の事務作業が続くため、主に時間外勤務手当に充てる50万円の補正を行っています。

湯っ多里館事業費では、空調機と配水管の水漏れ修繕に200万円の補正を行っています。湯っ多里館の修繕は前回に続くもので、この点に関する質疑には施設の老朽化も目立ってきているとの答弁がありました。

土木費は、梅雨どきの路面砂利流出や舗装修復、路肩復旧といった修繕費用に200万円の補正額を計上しています。

採決では、意見や討論はなく、原案どおり可決されました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、議案第45号 令和2年度一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳出のうち3款民生費、4款衛生費、10款教育費となります。

3款民生費では、社会福祉総務事業で民生委員の方がお一人お辞めになられるということで、推薦会を実施することによって8万6,000円の増額。各地区の敬老会が新型コロナウイルスにより今年度開催予定地区は1地区のみとなったため、敬老事業236万4,000円が減額となっております。

そのほかは、事業確定に伴う増減整理が主なものとなっております。

4款衛生費では、予防接種事業で予防接種法施行令が令和2年1月17日に公布され、10月1日より令和2年8月1日以降に生まれた方を対象にロタウイルスワクチンが定期接種化をされました。これにより74万2,000円を追加。このロタウイルスですが、急性の胃腸炎で、一生のうち何度も感染をするものではありませんが、初めて感染したときは特に重症化しやすく、まれに脳や腎臓に影響を及ぼすこともあるとのこと。

次に、新型コロナウイルス対策費では9,282万1,000円が追加をされました。これに関しては、先日の議員全員協議会で説明がなされておりますので、各事業についての詳細な説明に関しては割愛をさせていただきます。新型コロナウイルス対策費では、避難所運営に必要な備品や町民全員にプレミアム付き商品券の購入引換券の発行、交通事業者支援金、交通利用回復応援事業、農業経営継続支援金、指定管理者支援金、教育施設の感染予防品、修学旅行のキャンセル料補助、敬老会中止に伴う祝い品配布経費補助、固定資産税相当額助成金、たがみの赤ちゃん特別定額給付金、AI体温検知顔認証端末機の購入、庁舎LAN整備、雇用対策として事務補助員の採用などが上げられております。

10款教育費では、スクールバスの普通タイヤを来年、令和3年度交換予定としておりましたが、摩耗が想定よりも早まったため早急な交換が必要とのこと、42万3,000円を追加。また、町民体育館の照明ランプ10個分の交換と落下防止に34万8,000円を追加するものとなっております。審査の結果、全会一致で可決をしております。

続いて、議案第46号 令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出それぞれ13億3,383万円とするものです。

この内容ですが、子育て支援や今般の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現在任意接種となっているインフルエンザ予防接種とおたふく風邪予防接種について、被保険者の費用助成を行うものでございます。インフルエンザ予防接種は、0歳から64歳まで、65歳以上の方は高齢者インフルエンザ予防接種事業で町は既に助成をしておりますので、対象外となります。助成額は、0歳から12歳は助成額1,500円で2回、13歳から64歳は1,500円の助成が1回というふうになります。おたふく風邪は、1歳から就学前までの被保険者を対象とし、1,500円を助成するものです。これは、7月31日の社会文教常任委員会の所管事務調査で報告事項として説明をしていたこともあり、特に大きな議論はなく、全会一致で可決をしました。

最後に、議案第47号 令和2年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,177万3,000円とするものです。これは、事業確定に伴う広域連合の納付金となっており、特に質疑なく、全会一致で原案可決となりました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第10 | 認定第1号 | 令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第2号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第3号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第4号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第5号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第6号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第7号 | 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第8号 | 同年度田上町水道事業会計決算認定について |

議長(熊倉正治君) 日程第10、認定第1号から日程第17、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたもの
あります。

審査の結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

(決算審査特別委員長 藤田直一君登壇)

決算審査特別委員長（藤田直一君） 令和元年度、決算審査特別委員会の審査報告をい
たします。

当特別委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第8号までの8案件であ
ります。審査は、9月16日から9月18日までの3日間行われました。認定第1号で
は、令和元年度一般会計予算は歳入総額52億5,787万2,000円、前年度に比べて歳入
で1億3,688万4,000円、2.5%の減。歳出総額47億3,885万8,000円、前年度に比べ歳
出で4億2,659万8,000円、8.3%の減となっております。

内容としましては、新しいまちづくり拠点整備事業として交流会館の竣工や道の
駅たがみの建設関連事業の実施、及び子育て支援への経済的負担軽減として、学校
給食多子世帯軽減助成や防災体制を強化するために同報系防災無線の整備に着手し
ました。

決算審査特別委員会の内容について報告をいたします。委員の皆さんから92件の
質問があり、うち7件が総括質疑でありました。総括質疑の7件の内容については、
1つ、主要施策の成果の説明について、2つ目、歳出総額に対する人件費等マンパ
ワーに対する費用が9億8,986万円であることについて、3つ目、実質収支比率が
7.7%となったことについて、4つ目、特定不妊治療助成事業について、5つ目、少
子化定住対策は成果が出ていませんについて、6つ目、町のブランド戦略、シティ
プロモーションについて、7つ目、災害に対する危機管理の強化についてでありま
す。

質疑全般を通じて、各委員からは成果と今後の対策等について活発な意見が出さ
れました。今回の決算審査は、毎年厳しい財政状況が指摘される中での佐野町長が
就任後初めて予算編成をしたものでありました。議会も行政のチェック機関として、
付託された議案については十分に審査をいたしました。各委員から出された意見は、
町民の幸福を追求するまちづくりのため、来年度の施策立案や予算編成に、また主
要施策の成果説明の改善等に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、特別委員会に付託されました案件、認定第1号から認定第8号まで、全
て認定でございます。

以上で委員長の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。藤田決算審査特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で決算審査特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、令和元年度の決算認定に対して反対の立場から討論に参加いたします。

佐野町長が就任後初めての予算編成と、それに基づく決算であります。この中には、1つ、在学中の兄弟が2人及び3人就学している家庭に限るという対象者が極めて狭い制度ではありますが、子どもたちの学校給食への補助を行いました。2つ目に、75歳以上の住民の人間ドックに町独自に5,000円を追加しました。これによって75歳以上の住民の人間ドックに合計1万5,000円の補助が実現されました。同じ町民なのに加入する保険によって、人間ドック助成が差別されるという異常な状況を改善する一歩となりました。3つ目に、小中学校への空調設備を学童、生徒が学ぶクラスの全てに設置しました。以上の3点については評価するものであります。

しかし、私は、町長就任後、医療費助成の自己負担の解消について、2つ目に高過ぎる国保税の軽減のために、一般会計で子育て支援策として子どもの均等割の免除の提起を行いました。3つ目に、新生児の聴覚スクリーニングへの町の助成について、総額50万円程度であります。などについては部分的な改善さえ受け入れられません。この間の私の提起や提案は、全県あるいは全国の状況から田上町にふさわしい政策だと判断し、提起したものであります。もちろん私の提起や提案の完全実施を必須とするものではありません。町長や行政当局が私の提起の客観性と財政的可能性を検討し、方向を出すことは、当然のことです。しかし、率直に言って、この提起に対する誠意を感じる姿勢とは受け取れませんでした。佐野町長は、2018年、平成30年6月に新町長として誕生しました。今年9月で丸2年を経過したことになります。佐野町長には地域経済を守ること、子育て支援を抜本的に強化すること、高齢者の健康を守ること、障害者への支援を強化することとともに、新たに発生した新型コロナウイルス感染症対策が求められております。町住民の期待を裏切らず、佐野町長を選んでよかったと住民が思える町政を行うことを強

く求めて、討論といたします。

12番（関根一義君） 私は、認定第1号、令和元年度一般会計決算認定についての賛成討論を行います。

ただいま高橋議員からる高橋議員の主張が述べられましたけれども、私も町の財政が許す限りにおいて、町民への還元を図っていくということについては同感であります。しかし、一方で私たちはこの町の財政状況の認識をしなければなりません。そういう状況の中でどのような施策を展開していくのかということについては、次年度予算編成の中において、議論が継続されるべきだろうというふうに考えております。

次に、令和元年度の決算に関しまして、その評価について私の考え方を述べておきたいと思います。1つは、令和元年度決算シーズンに臨んで思い起こしたことがございます。それは、平成元年度予算に対して一部の町民から、恣意的と思われるような批判がなされたことを思い出します。平成元年度予算が55億円を超えた、そのような当初予算に対して、そしてその中身が財調からの繰入れが当初予算においては4億3,900万円を超えたことに対して、批判される町民いわく、このままでは教育や福祉に将来に禍根を残す、こういうものでありました。また、次のような投書もありました。イソップ寓話のアリとキリギリスに例えて、田上町政と私たち議会に対してキリギリスとやゆされました。しかし、こうした批判が、先ほども申し上げましたけれども、恣意的な批判ではないかということがこの決算を通じて明らかになったと思います。

1点だけ私の主張したい点を述べておきたいと思います。財調基金の繰入れが結果的に2億8,600万円余になりました。このように大幅に削減した財調繰入れの現実を見たときに、私は当初予算における財調繰入れの額を減少する努力が財政運営になされているということについて、総体的な問題として決算評価をしたいと思いません。

2つ目であります。決算書には直接は記載されてはきませんけれども、令和元年度の決算を見るときに捉えておくべきことが私は2点あると思います。1点は、議論の過程で町民からも批判をいただきましたけれども、あじさいロードの関係です。それから、2つ目には原ヶ崎運動広場の整備事業の関係です。この事業の見直しが行われたことについて、私は特徴点として捉えておくことが必要だろうというふうに思います。国の都市再生事業ということで常に言われておりましたけれども、一体的事業だから事業の見直しは困難なのだという、そういう主張がなされました。

しかし、私たちは議論の過程で、先ほど申し上げましたこの2件について事業見直しを行い、3,700万円余の事業見直しを行ったということについて、私は2つ目の特徴点として見ておくことが必要だろうと思います。当然にも決算書には現れないけれども、令和元年度にその反映がなされているということから見れば、これまた大きな決断と評価に値するというふうに私は思います。

以上2点でありますけれども、まだまだ評価と批判すべき項目は多数存在していると思いますけれども、総体的に言いまして、ただいま申し上げた2点が総論として評価できるならば、私は令和元年度の決算について認定に賛成をしたいと思いません。

以上、賛成討論といたします。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 令和元年度の国民健康保険特別会計認定について、私は賛成の立場から討論に参加いたします。

田上町は、国保税を10年間も引下げなしで執行してきた結果、2億5,000万円もの基金がため込まれていました。この基金を使って、佐野町政の下で引下げが行われました。1世帯1万円の引下げには至らなかったものの、8,000円余りの引下げがされました。この引下げは、国保の世帯にとっては大いに歓迎されました。さらに、固定資産税を廃止したことは、収入が減少している農業所得者にとっては歓迎されるものであります。もちろんこの結果をもってしても、協会けんぽよりもはるかに高額な保険税であります。佐野町長は国に対して国保会計への国庫負担率を増やすよう強く求めまして、討論といたします。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第18 請願第1号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

議長(熊倉正治君) 日程第18、請願第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、請願第1号 「コロナ禍における私立

高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の審査でありました。

紹介議員は高橋議員、参考資料として私学助成資料が配付をされました。

審査の結果は、採択すべきものと決定をいたしました。

内容に関しましては、請願趣旨、請願内容を読み上げて報告に代えさせていただきます。

請願趣旨。

去年は、県内30市町村の7割にあたる21市町村で「私学助成の充実を求める意見書」の採択がおこなわれ、国の関係機関や県知事あてに意見書が送付されました。貴議会のこの間のご尽力に感謝申し上げます。

さて、貴議会を含む県内多くの議会のお力もあり、今年度国の私立高校生等に対する就学支援金は年収590万円未満世帯に対する支援が拡充され、上限39万6,000円（年額）の支給額となりました。これにより県内私立高校授業料は年収590万円未満世帯で無償（1校を除く）となりました。中学卒業生のほとんどが高校に進学する今日、学費の公私間格差の是正は喫緊の課題になりつつあり、国が格差是正にむけて大きく踏み出したことはたいへん喜ばしいことと言えます。

国の拡充をうけて、多くの自治体が独自の学費軽減制度を拡充して、国の支援が十分ではない年収590万円を超える世帯へ新たに補助を広げる動きが見られます。その一方で、本県では独自の学費軽減予算が前年度比で48.7%削減となり、制度の拡充もおこなわれませんでした。全国的にも制度の拡充がおこなわれなかった県は新潟を含め、わずか6県でした。このように、本県では全国の拡充の流れに逆行する動きとなっており、たいへん残念な状況と言えます。

いま、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるなか、休業や失業に追い込まれたり、自営業が立ち行かなくなるなど、深刻な経済不況が県民の生活を脅かしています。ましてや私立高校保護者にとっては、学費負担が重くのしかかり家計への圧迫を余儀なくされているのが現状です。今後、学費の滞納や経済的理由による中途退学など、深刻な状況が憂慮されるところです。

国の補助によって授業料は軽減されましたが、国の補助対象とならない施設設備費や入学金は保護者の負担が残ります。本県では、年収250万円未満世帯に対し施設設備費と入学金へわずかな補助があるのみで、重い学費負担は解消されていません。また、年収590万円を超える世帯では国の就学支援金11万8,800円の支給のみで県独自の制度もありません。そのため、国・県の支援を受けても年額約18万円から約47万

円の学費負担が残ります。公立高校ではわずか5,650円の入学金のみの負担で済むのと比べ、大きな学費の格差が生じています。県独自の学費軽減予算を増額し、年収590万円未満世帯に対する入学金と施設設備費への助成の拡充、年収590万円を超える世帯への助成の実現が求められます。

また、教育条件においても公私間の格差是正が求められています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が76.7%を占めるのに対し、私立高校は59.6%と専任教員の比率が公立より大幅に下まわっています（2019年度）。専任教員が少ない分を雇用期限のある常勤講師で補っている状況が私立高校には見られます。私立高校は、「建学の精神」にもとづく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を継承していくためには専任教員の存在が不可欠です。

教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出がありますが（2018年度）、私立高校生には1人当たり約35万円（2020年度）の公費支出にとどまっています。専任教員の増員をはかるためには、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直し、公立高校経常経費2分の1助成制度にあらためるなど、経常経費への助成増額が求められます。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、国・県の私学助成増額・拡充が強く求められます。

以上をふまえ、次の事項についてお願いします。

請願事項。

一、地方自治法第99条の規定により、「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」を採択のうえ、関係機関に意見書の送付をおこなってください。

以上。

審査に関しましては特に質疑はなく、採択すべきものと決定をしました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

これより請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時23分 休憩

午後2時25分 再開

議長(熊倉正治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長(熊倉正治君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第1 発委第1号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書について

議長(熊倉正治君) 追加日程第1、発委第1号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書についてですが、意見書案を読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

まず、提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てのものになります。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書（案）。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では、年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が11万8,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円の負担が残されます。5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かすなか、私立高校の保護者へ学費負担が重くのしかかり家計を圧迫しています。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が、約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられます。私立高校は「建学の精神」にもとづく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠です。専任教員増をはかるため、経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められます。

政府ならびに国会におかれましては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること、年収590万円を超える世帯への支援金を増額するなど、制度の拡充をおこなってください。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

3. 私立高校への経常経費に対する助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続いて、新潟県知事宛てのものになります。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書（案）。

新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では、年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

こうしたなか、多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられました。しかし、新潟県においては独自の学費軽減予算が前年度比で48.7%の減額となり、制度の拡充はおこなわれませんでした。そのため、年収250万円未満世帯に対し入学金や施設設備費へわずかな助成措置がおこなわれているのみです。

こうしたことから、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円となり、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、大きな学費の格差があります。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かすなか、私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり家計を圧迫しています。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。

私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっております。不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状です。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出があるのに対し（2018年度）、私立高校生には1人当たり約35万円（2020年度）の公費支出にとどまっています。

私立高校は「建学の精神」にもとづく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠です。専任教員の増員をはかるためには、現行の私立高校経常経費2分の

1 助成制度を見直し、公立高校経常経費 2 分の 1 助成制度にあらためるなど、経常経費に対する助成の増額が求められます。

新潟県におかれましては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

2. 私立高校への経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより発委第 1 号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第 1 号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発委第 1 号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第 19 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

議長（熊倉正治君） 日程第19、発議第 3 号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第39条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、池井議員の説明を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についての説明をいたします。

提出者は、田上町議会議員、池井豊。賛成者は、田上町議会議員、小嶋謙一、椿一春、今井幸代、関根一義、高橋秀昌の5名です。

意見書案を読んで、提案に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないようにすること。
- 2 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じること。
- 3 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 4 安定した地方税財源の確保をはかるには、国民が安心して経済活動ができることが大前提である。そのためには、新型コロナウイルス感染症に対する各種

検査等は、全額国の負担で徹底的に行う環境をととのえること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井議員、ご苦労さまでした。

これより発議第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第20 議員派遣の件について

議長（熊倉正治君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第21 閉会中の継続調査について

議長（熊倉正治君） 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 大変ご苦労さまでございました。議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました案件につきましては、全てご同意あるいはご決定を賜り、誠にありがとうございました。9月9日から本日までの16日間にわたりまして慎重審議をいただきまして、大変ありがとうございました。特に今議会は令和元年度の決算審査の議会でもあり、長期間の議会となりました。多くのご意見あるいはご提案もいただき、誠にありがとうございました。皆さんからいただいたご意見につきましては、今後の町政運営にできるだけ反映をしていきたいと考えております。本当に長丁場、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして令和2年第5回田上町議会定例会を閉会いたします。

午後2時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月24日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会議員 小 嶋 謙 一

” 議員 中 野 和 美

別紙

令和2年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和2年9月24日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	承認第13号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について	承認
第2	承認第14号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について	承認
第3	承認第15号	専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告について	承認
第4	議案第42号	田上町地域学習センター条例の制定について	原案可決
第5	議案第43号	地域学習センター備品購入契約について	原案可決
第6	議案第44号	田上町立小・中学校学習者用コンピュータ購入契約について	原案可決
第7	議案第45号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について	原案可決
第8	議案第46号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
第9	議案第47号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第10	認定第1号	令和元年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第14	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第15	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第16	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第17	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第18	請願第1号	「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について	採択
追加 日程 第1	発委第1号	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書について	原案可決
第19	発議第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	原案可決
第20		議員派遣の件について	決定
第21		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	